

# 健 康 福 祉

---

1	高松市社会福祉審議会	1
2	社会福祉法人・施設指導監査	1
3	地域福祉	1
4	低所得者等対策	3
5	災害対策	4
6	法外援護	4
7	国民健康保険	5
8	後期高齢者医療制度	18
9	香川県後期高齢者医療広域連合	21
10	障害者福祉	22
11	障害者総合支援法	25
12	障害者総合支援法以外の事業	31
13	生活保護	38
14	中国残留邦人生活支援	39
15	生活困窮者自立支援事業	40
16	高齢者福祉	41
17	地域包括ケアシステムの構築	52
18	介護保険	54
19	地域包括支援センター	63
20	児童福祉	70
21	母子福祉	81
22	女性相談	86
23	こども未来館	87
24	教育・保育施設	89
25	市内福祉施設	104
26	社会福祉施設等整備事業に対する助成制度	107
27	保健所	108
28	保健センター	128

## 1 高松市社会福祉審議会

社会福祉法第7条の規定により設置したもので、市長の監督に属し、その諮問に答え、または意見具申を行う。

- (1) 設置年月日 平成11年4月1日
- (2) 設置目的 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。
- (3) 組織（令和2年4月1日現在）
  - 委員 23人（市議会の議員2人、社会福祉事業従事者10人、学識経験者11人）
  - 臨時委員 9人（医師等）
- (4) 分科会 民生委員審査専門分科会（6人）、身体障害者福祉専門分科会（9人）、高齢者福祉専門分科会（7人）、児童福祉専門分科会（8人）  
成年後見制度利用促進専門分科会（14人）  
（身体障害者福祉専門分科会内に審査部会を設置：委員1人、臨時委員9人）

## 2 社会福祉法人・施設指導監査

関係法令や国の通知に基づき、法人運営や施設サービスについて、指導監査を行うことで福祉の向上を図っている。

本市が所轄する社会福祉法人は、主たる事務所が本市にあり、法人の経営する施設・事業が市内のみにある法人に限られている。

また、社会福祉施設等については、社会福祉法、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び老人福祉法等に定めるもののうち中核市に権限が移譲されたものに限る。

- (1) 本市が指導監査を所轄する社会福祉法人・施設等の状況（令和2年4月1日現在）
  - 社会福祉法人数57法人、社会福祉施設数100施設
  - （内訳） 障害者福祉施設 6施設、老人福祉施設 42施設、児童福祉施設52施設

## 3 地域福祉

### (1) 地域福祉計画

本市では、市町村地域福祉計画のガイドラインとして、平成15年9月に公表された「香川県地域福祉支援計画」を踏まえ、市民意識調査や地区説明会、パブリックコメントの実施など各段階において意見・提言を得た上で、17年3月に17年度から5年間を計画期間とする「高松市地域福祉計画」を策定した。

その後、22年3月に計画の見直しを行い、「第2次高松市地域福祉計画」を策定した後、28年3月には、第2次計画を踏襲した上で見直し、「誰もが住み慣れた地域で、いきいきと共に暮らせるまちへ」を基本理念とした「第3次高松市地域福祉計画」を策定した。

また、計画期間の中間年に当たる令和元年度において、計画の中間見直しを行った。

### (2) 高松型地域共生社会構築事業

平成30年4月施行の改正社会福祉法に基づき、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、障害者や高齢者、子供など、一人一人が社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築が喫緊の課題である。

そこで、本市では、総合センターを核とした「まるごと」受け止める支援体制による高松型地域共生社会構築事業を推進するため、30年4月に、関係課で組織する地域共生社会推進プロジェクトチームを設置

し、同年8月から多機関の協働による包括的支援体制構築事業（モデル事業）を開始した。

また、31年4月1日の機構改革により、健康福祉総務課内に「地域共生社会推進室」を設置し、関係課及び関係機関と調整を図りながら、地域生活課題の解決への包括的な支援体制の構築として、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」及び「地域力強化推進事業」に対応することとした。

#### ア 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

平成30年8月から、高松市社会福祉協議会への委託により、勝賀総合センターエリア及び香南地区の2か所に、社会福祉士等の資格を有する「まるごと福祉相談員」をそれぞれ1名配置するモデル事業を開始し、令和元年10月から「まるごと福祉相談員」を1名増員するとともに、牟礼総合センターエリアを加え、香南地区から香川総合センターエリア全域に拡充した。「まるごと福祉相談員」は、地域の拠点等に出向き、アウトリーチ（地域の情報収集、戸別訪問等）を実施し、複合的課題を抱えた世帯や個人の相談支援を行っている。

また、2年2月に、幅広く住民の福祉に関する相談を受け、担当課や関係機関へつなぐ「つながる福祉相談窓口」を、先行して勝賀総合センターに開設した。

#### まるごと福祉相談員の活動状況

年度 種別 区分	30			元		
	アウトリーチ (件)	相談支援		アウトリーチ (件)	相談支援	
		(人)	(世帯)		(人)	(世帯)
牟礼エリア	—	—	—	168	28	26
香川エリア	58	20	12	148	62	37
勝賀エリア	285	39	32	416	85	66
合計	343	59	44	732	175	129

※平成30年度実績は30年8月～31年3月末（8カ月間）。ただし、香川エリアは香南地区のみで事業実施。

※令和元年度実績は、平成31年4月～令和2年3月末（12カ月間）。ただし、牟礼及び香南地区を除く香川エリアは2年10月から事業実施。

#### つながる福祉相談窓口の相談受付状況

年度 種別 区分	元	
	相談支援	
	(人)	(世帯)
勝賀総合センター	18	16

※令和元年度実績は、2年2月17日～3月末。

#### イ 地域力強化推進事業

住民の身近な圏域において、住民主体で包括的に地域課題を把握し、解決を試みる体制（地域福祉ネットワーク会議等）を構築・推進するもので、平成31年4月から、生活支援コーディネーターとともに地域の支え合いの仕組みづくりを支援している。

#### 住民主体の支え合いサービス実施状況（2.3.31現在）

	種別	総合事業		介護保険事業外
		訪問型サービスB (地区)	通所型サービスB (地区)	その他事業 (地区)
地区数	31	23	6	8

#### (3) ふれあいのまちづくり補助事業

国の補助事業の指定を受け、平成3年度から2年間「福祉ボランティアのまちづくり事業（ボランティアピ

ア事業)」を、また、5年度から5年間「ふれあいのまちづくり事業」を実施してきたが、補助事業終了後もさらに地域福祉の推進を図るため、市単独補助事業として継続し、実施している。

ア 目的 高松市社会福祉協議会が実施主体となって、地域住民の参加と本市や福祉施設等関係機関の連携の下、地域に即した創意と工夫により具体的な課題に対応するとともに、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりに寄与する。

イ 実施主体 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会

ウ 補助事業費 年額 805,600円

エ 事業内容 ふれあい相談センターの設置、広報紙の発行等啓発事業

#### 4 低所得者等対策

##### (1) 高松市たすけ合い金庫制度

昭和36年、高松市社会福祉協議会が、共同募金配分金及び質流れ即売会の益金等を基金とし、低所得世帯等の生活つなぎ資金の貸し付ける目的で設立した。38年、資金に不足を生じたため、高松市が市社会福祉協議会に対し資金を貸し付け、その後、利用者の増加に伴い、逐次、資金の増額を行い、現在850万円の資金貸し付けている。

ア 運営 高松市社会福祉協議会が、各地区民生委員協議会に貸付け事務を委託

イ 対象 高松市の住民であって、他から融資を受けることが困難であり、この貸付けを受けることにより、更生・救済の可能性がある者

##### (2) 低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業（国庫補助事業）

消費税・地方消費税率引上げに伴い、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするために、低所得者・子育て世帯向けに、高松市内に店舗のある商店等において使用できるプレミアムつき商品券（プレミアム分20%）を発行する事業である。なお、財源は、国の平成30年度補正予算及び31年度当初予算にて措置され、本市においても30年度補正予算を計上し、当該予算の全額を31年度に繰り越すとともに、令和元年6月補正予算を計上し、事業を実施した。プレミアム付商品券に係る換金業務等の事務処理により、令和元年6月補正予算の一部を2年度へ繰り越すとともに、令和2年度当初予算を計上している。

基準日	低所得者向け 平成31年1月1日 子育て世帯向け 28年4月2日～令和元年9月30日		
対象者	低所得者向け 上記基準日において高松市に住民登録があり、令和元年度の市民税（均等割）が課税されていない人等 子育て世帯向け 上記基準日において出生した子が属する世帯の世帯主		
商品券の概要	1冊5千円分（額面500円、10枚つづり）の商品券を4千円で購入できるもの 購入対象者に交付される購入引換券1枚につき5冊まで購入可		
申請受付期間	令和元年8月9日～12月27日（低所得者向けのみ申請が必要）		
受付方法等	原則、郵送申請による受け付け後、所定の審査を経て、交付決定通知書兼購入引換券（不交付決定通知書）を送付（子育て世帯向けの対象者へは申請は不要のため、直接交付決定通知書兼購入引換券を送付） 対象者は購入窓口で商品券を購入する。		
対象者数	低所得者向け 75,541人 子育て世帯向け 11,927人	申請受付者数	35,296人
交付決定者数	低所得者向け 34,864人 子育て世帯向け 11,927人	不交付決定者数	432人

## 5 災害対策

### (1) 避難行動要支援者名簿整備

災害時の避難所等に、何らかの助けを必要とする障害者や高齢者などの支援体制を確立するため、災害時において、地域での支援を希望する者で、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意する避難行動要支援者の名簿を整備し、地域コミュニティ協議会など地域支援組織に情報を提供している。

### (2) たかまつ安心キット

災害時や自宅で体調が悪くなる等の緊急時に備えるため、平成23年度から、かかりつけ医療機関や持病などの医療情報や緊急連絡先を記入した用紙を専用の容器に入れ、決められた場所（冷蔵庫）に保管しておく「たかまつ安心キット」を、各地域コミュニティ協議会等を通じて希望者に無料配布している。

### (3) 小規模災害援護

災害救助法の適用を受けない、いわゆる小災害により、被害を受けた世帯及び被災者に対し、高松市小規模災害弔慰金及び見舞金支給要綱に基づき援護を行っている。

#### ア 災害弔慰金

災害により死亡した者                      1人につき                                      50,000円

#### イ 災害見舞金

(ア) 住居の全損                                      1世帯につき                                      30,000円

(イ) 住居の半損                                      "    10,000円

#### ウ 弔慰金及び見舞金給付状況

区分		年度					元
		27	28	29	30		
弔慰金	件数 (件)	1	0	3	9	5	
	金額 (千円)	100	0	300	900	250	
見舞金	全損	件数 (件)	15	11	10	22	16
		金額 (千円)	750	550	500	1,100	480
	半損	件数 (件)	4	1	5	6	0
		金額 (千円)	120	30	150	180	0
	負傷	件数 (件)	0	1	1	0	-
		金額 (千円)	0	20	20	0	-

## 6 法外援護

### (1) 原子爆弾被爆者援護

原子爆弾の被爆者に対し、平成元年から、高松市原子爆弾被爆者の援護に関する要綱に基づき援護金及び弔慰金を支給している。

ア 対 象      援護金      被爆者手帳の保持者で、かつ1年以上の市内在住者

                 弔慰金      援護金の支給対象者が死亡した場合その者の葬祭を行った者

イ 支 給 額      援護金      (年額) 15,000円、弔慰金 15,000円

## ウ 支給状況

(単位：千円)

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
援護金	2,205	2,025	1,905	1,740	1,620
弔慰金	210	75	135	120	90

## (2) 指定難病等患者援護

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、国、県または市が定める特定の疾病または特定の疾患に罹患している患者に対し、高松市指定難病等患者の援護に関する要綱に基づき、援護金を支給している。この制度は、平成4年度から実施してきた特定疾患者援護金制度を拡充し、27年度から実施してきた。なお、指定難病等患者援護については、本制度開始時に比べ、指定難病患者に対する国の支援が充実してきたため、令和元年度をもって廃止した。

ア 対象者 国、県または市が定める特定の疾病または疾患に罹患しており、市民税が非課税または均等割のみの者で、かつ1年以上の市内在住者

イ 支給額 患者1人につき年額 10,000円

## ウ 支給状況

(単位：千円)

区分 \ 年度	26	27	28	29	30
援護金	8,100	8,620	9,050	9,070	9,150

## 7 国民健康保険

昭和31年9月30日 周辺15か町村の合併により、6か町村（円座村・香西町・雌雄島村・檀紙村・下笠居村・一宮村）の国保事業を引き継ぐ。

35年12月1日 全市の国保事業を実施、世帯主・家族とも5割給付

36年4月1日 国民皆保険制度の法定化

10月1日 世帯主の結核・精神病を7割給付に改善

38年4月1日 給付期間を転帰までの給付に改善

10月1日 世帯主の7割給付を実施

41年7月1日 木田郡山田町の合併により、同町の国保事業を引き継ぐ。

42年1月1日 家族の7割給付を実施

46年6月1日 外国人（韓国・朝鮮）の国保加入を認める。

48年4月1日 外国人登録法の規定により、本市に登録している外国人の国保加入を認める。

49年7月1日 高額療養費の支給制度を実施

50年10月1日 高額療養費の支給法定化

53年4月1日 高額療養費貸付制度を実施

55年5月1日 国民健康保険事務機構の一元化

56年4月1日 国民健康保険税制度から国民健康保険料制度へ移行（納期を4期～8期とし、従来の納税貯蓄組合とは別に国民健康保険料納付貯蓄組合として組織化を図る。）

8月1日 国民健康保険推進員制度を採用

58年2月1日 老人保健法（医療事業）施行

59年10月1日 退職者医療制度の創設

62年1月1日 老人保健法等の改正

平成4年4月1日	高松市国民健康保険事業財政調整基金条例を施行
5年4月1日	高松市国民健康保険条例改正 保険料算定方法の規定変更（保険料率から賦課割合へ）
5月1日	高松市国保人間ドック（一般ドック）助成事業開始
6年10月1日	入院時食事療養費を創設し、定額の一部負担を導入
8年4月1日	国民健康保険料の賦課割合の改正
9年4月1日	高松市国保人間ドック（脳ドック）助成事業開始
9月1日	健康保険法等の一部改正により薬剤一部負担金制度の導入
12月1日	診療報酬明細書等の開示取扱要領の制定
11年4月1日	国民健康保険料の口座振替制度開始
12年4月1日	高松市国民健康保険条例改正（介護保険制度施行に伴う保険料算定方法等規定） 短期被保険者証交付制度の開始、被保険者資格証明書の義務化
13年1月1日	健康保険法等の一部改正により海外療養費の支給を開始
14年3月31日	保険料納付貯蓄組合の廃止
10月1日	健康保険法等の一部改正により高齢受給者制度の創設
14年10月1日	3歳未満児8割給付、70歳以上9割給付（一定以上所得者8割給付）
15年4月1日	退職者7割給付に統一、薬剤一部負担金制度の廃止
17年4月1日	国民健康保険料納期前納付報奨金制度の廃止
9月26日	塩江町の合併により、同町の国保事業を引き継ぐ。 旧塩江町の国民健康保険税率については、17年度は旧塩江町の率を適用
18年1月10日	牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町との合併により、各町の国保事業を引き継ぐ。 各合併町（旧塩江町を除く）の医療分に係る国民健康保険税（料）率については、20年度までは各合併町の率を適用
4月1日	診療報酬改定、診療報酬本体1.36%の引下げ、薬価等で1.8%の引下げで合計3.16%の引下げ
8月1日	香川県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局設立
10月1日	出産育児一時金30万円を35万円に引上げ 健康保険法等の一部改正により保険財政共同安定化事業の創設 70歳以上の現役並み所得を有する者7割給付 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担額の改定 高額療養費の自己負担限度額の改正
19年1月15日	香川県後期高齢者医療広域連合設立
3月1日	出産育児一時金の受取代理制度を開始
4月1日	高松市国保人間ドックの助成方法等を見直し 高額療養費の現物給付を入院分について開始
8月1日	機構改革により市民政策部保険年金課となる。
20年4月1日	診療報酬改定、診療報酬本体0.38%の引上げ、薬価等で1.2%の引下げで合計0.82%の引下げ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）開始 3歳未満児8割給付を義務教育就学前に拡大

	70歳以上8割給付（患者負担1割据置き）
	前期高齢者（65歳以上75歳未満）の医療費に係る財政調整制度の創設
	機構改革により、保険年金課を廃止し、健康福祉部に国保・高齢者医療課を新設
	高松市国保歯科ドック助成事業開始
	高額医療・介護合算療養費制度開始
平成20年7月1日	医療制度改革により特定健康診査の実施開始（健診期間7月1日～10月31日）
10月15日	保険料特別徴収開始
21年1月1日	産科医療補償制度加入医療機関での出産について、出産育児一時金に3万円を加算
10月1日	出産育児一時金35万円を39万円に引上げ（引上げ期間10月1日～23年3月31日）
	出産育児一時金の直接支払制度創設により、出産育児一時金の受取代理制度を廃止
22年4月1日	診療報酬改定、診療報酬本体1.55%の引上げ、薬価等で1.36%の引下げで合計0.19%の引上げ
	賦課限度額を国の基準に引上げ
	非自発的失業者に対する国民健康保険料の負担軽減制度の施行
23年3月31日	老人保健事業特別会計の廃止
4月1日	賦課限度額を国の基準に引上げ
	出産育児一時金35万円を39万円に引上げ（恒久化）、一部医療機関での受取代理制度再開
24年4月1日	診療報酬改定、診療報酬本体1.38%の引上げ、薬価等で1.38%の引下げで合計0.004%の引上げ
	国民健康保険料の賦課割合の改正及び保険料率の改定
	高額療養費の現物給付を外来分について拡充
6月15日	ジェネリック医薬品差額通知を開始
25年4月1日	国民健康保険料の保険料率の改定
	保険給付費の適正化について、効率的、効果的に取り組むため、保険給付費適正化プロジェクトチームを設置
12月	第1期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画策定
26年4月1日	診療報酬改定、診療報酬本体0.73%の引上げ、薬価等で0.63%の引下げで合計0.10%の引上げ
	国民健康保険料の賦課限度額を国の基準に引上げ
	70歳代前半の一部負担金割合の段階的見直し
	保険証カード化
4月7日	コンビニ収納開始
27年1月1日	高額療養費の自己負担限度額の改正
	出産育児一時金39万円を40万4,000円に引上げ、産科医療補償制度加入医療機関での出産について、出産育児一時金への加算額を3万円から1万6,000円に引下げ
4月1日	国民健康保険料の賦課限度額を国の基準に引上げ
5月27日	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正により、国は、国保制度の安定化及び基盤強化を図るため、従来、市町村が担ってきた国保の財政運営主体を、30年度から、都道府県に移行し、広域化を図るとともに、国保事業に、



- 毎年約3,400億円の公費を投入
- 平成28年 3月 第2期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画（データヘルス計画）策定
- 4月1日 診療報酬の改定（診療報酬本体0.49%の引上げ、薬価等1.33%の引下げ）  
国民健康保険料の賦課限度額を国の基準に引上げ  
入院時食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額の改正
- 29年10月10日 糖尿病腎症重症化予防プログラムの開始
- 30年 3月 第2期高松市データヘルス計画（国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画）策定
- 4月1日 国民健康保険制度の広域化（国保の財政運営の責任主体を都道府県単位化）  
診療報酬の改定（診療報酬本体0.55%の引上げ、薬価等1.74%の引下げ）  
国民健康保険料の賦課方式の改正及び保険料率の改定（30年度から資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式で算定）  
国民健康保険料の賦課限度額を国の基準に引上げ
- 31年 4月1日 国民健康保険料の賦課限度額を国の基準に引上げ
- 令和元年 7月1日 スマホ収納開始
- 2年 4月1日 国民健康保険料の賦課限度額を国の基準に引上げ  
国民健康保険料の保険料率の改定  
口座振替原則化開始

(1) 世帯数及び被保険者数

(元年度)

世帯数			人数（人）					
総世帯数 （全市）	国保加入世帯		総人口 （全市）	国保加入者				うち外国人 加入者 （加入率）
	総数 （加入率）	うち外国人 世帯 （加入率）		一般 被保険者	退職被保険者等		合計 （加入率）	
					本人	被扶養者		
188,415	53,728 (28.52%)	1,246 (0.66%)	418,664	82,101	68	0	82,169 (19.63%)	1,484 (0.35%)

## (2) 収支状況

## ア 収入

(元年度)

科目	予算現額 (円)	調定額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収入率 (%)	
						対予	対調
国民健康保険料	7,363,122,000	9,146,280,657	7,373,780,885	360,464,348	1,412,035,424	100.1	83.9
国民健康保険税	3,000	1,665,400		1,632,500	32,900		
一部負担金	2,000						
使用料及び手数料	6,016,000	4,148,450	4,148,450			69.0	100.0
県支出金	33,425,836,000	31,616,524,577	31,616,524,577			94.6	100.0
財産収入	1,000	162	162			16.2	16.2
繰入金	5,607,410,000	5,365,622,331	5,365,622,331			95.7	100.0
繰越金	1,000	8,856,000	8,856,000			8856.0	8856.0
諸収入	61,290,000	118,432,956	83,247,027	458,111	34,727,818	135.9	70.6
合計	46,463,681,000	46,261,530,533	44,452,179,432	362,554,959	1,446,796,142	95.7	96.1

## イ 支出

(元年度)

科目	予算現額 (円)	支出済額 (円)	繰越明許 (円)	不用額 (円)	執行率 (%)
総務費	576,527,000	543,582,187		32,944,813	94.2%
保険給付費	33,176,460,000	31,260,334,261		1,916,125,739	94.2%
国民健康保険事業費 納付金	12,163,192,000	12,159,276,290		3,915,710	99.9%
保健事業費	494,049,000	435,623,081		58,425,919	88.2%
基金積立金	1,000	162		838	16.2%
諸支出金	62,308,000	53,363,451		8,944,549	85.6%
合計	46,472,537,000	44,452,179,432		2,020,357,568	95.7%

## (3) 保険給付の状況 (支払義務額)

(元年度)

区分		療養の給付	療養費	高額療養費	高額介護合算
一般	件数(件)	1,420,039	31,689	63,434	106
	金額(円)	26,761,911,003	186,581,088	3,998,002,105	1,952,260
退職	件数(件)	1,748	26	59	1
	金額(円)	29,099,171	171,420	6,148,005	3381
区分		移送費	出産育児諸費	葬祭諸費	
一般	件数(件)	0	217	522	
	金額(円)	0	90,985,052	26,100,000	
退職	件数(件)	0			
	金額(円)	0			

(4) 療養の給付（診療費）の内訳

ア 一般被保険者分

(元年度)

種別		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 日数(日)	1日当たり 費用額(円)	1人当たり 費用額(円)
医科	入院	24,458	416,802	13,811,809,372	29.71	17.04	33,138	167,780
	入院外	762,858	1,246,230	13,012,226,228	926.69	1.63	10,441	158,067
歯科		179,510	316,707	2,473,467,530	218.06	1.76	7,810	30,047

イ 退職被保険者等分

(元年度)

種別		件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 日数(日)	1日当たり 費用額(円)	1人当たり 費用額(円)
医科	入院	27	378	20,446,159	32.53	14.00	54,090	246,339
	入院外	922	1,297	10,688,542	1,110.84	1.41	8,241	128,778
歯科		250	464	3,529,540	301.20	1.86	7,607	42,525

(5) 国民健康保険料（平成17年度は旧高松市を除いて保険税、18年度以降は保険料）

国民健康保険料は、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主に対して賦課するものであり、昭和56年度から、国民健康保険料制度へ移行し、平成5年度からは、従来、条例で保険料率を明記していたものを、保険料の賦課総額に対する賦課割合を明記することに改めた。

また、12年度から介護保険制度の施行に伴い、医療給付費分保険料の算定方法に基づき介護納付金分保険料率及び賦課限度額を定めた。

17年度の市町合併に伴い、国民健康保険料率のうち介護納付金分保険料率については、18年度から各合併町とも旧高松市の率に改定した。医療給付費分保険料率については、旧塩江町が18年度から旧高松市の率を適用しており、旧香川町、旧香南町、旧国分寺町、旧庵治町及び旧牟礼町については、合併特例の経過措置により20年度まで各町の合併前の率を適用することとしてきたが、20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者支援金分が新設されたことから被保険者の保険料負担増を考慮し、医療給付費分保険料率を引下げ、21年度には全市域で同率とした。

また、20年度からは、介護納付金分保険料についても、算定単価の減等により、料率を引下げるとともに、新設の後期高齢者支援金分保険料については、医療給付費分保険料の算定方法に基づき後期高齢者支援金分保険料率及び賦課限度額を定めた。

さらに、高齢化の進展等により医療費は年々増え続けていくものの、それを賄う保険料は、景気低迷などの影響から増加が見込めないことから、安定的かつ持続的な運営を図るため、24・25年度に保険料率等を段階的に引き上げ、さらに政令改正を受け、26・27・28・30・令和元年度に賦課限度額を引き上げた。

加えて、国保制度の安定化及び基盤強化を図るため、30年度から、各都道府県が国保の財政運営の責任主体となったことに伴い、将来の県内保険料の統一に向け、本市の保険料についても、資産割を廃止するとともに、保険料率等の見直しを行った。

ア 保険料額の計算

医療給付費分保険料＋後期高齢者支援金分保険料＋介護納付金分保険料＝国民健康保険料

医療給付費分保険料、後期高齢者支援金分保険料、介護納付金分保険料は、それぞれについて所得割額、均等割額、平等割額の合計額

## イ 保険料率等

(2年度)

保険料区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
料率等	所得割額	9.88/100	2.6/100	2.16/100
	均等割額	31,700円	8,700円	9,400円
	平等割額	21,700円	5,800円	4,600円
賦課限度額		630,000円	190,000円	170,000円
納付回数		年8回		

※退職被保険者等については、一般被保険者に用いたのと同一の料率等で算定し、賦課する。

## ウ 保険料賦課割合

(ア) 医療給付費分保険料（一般被保険者の軽減適用前）

(単位：%)

項目 \ 年度	27	28	29	30	元
所得割	43.76	44.04	44.07	51.70	51.78
資産割	7.02	7.23	7.35	—	—
均等割	33.97	33.56	33.35	33.07	32.88
平等割	15.25	15.18	15.24	15.23	15.34

(イ) 介護納付金分保険料（全被保険者の軽減適用前）

(単位：%)

項目 \ 年度	27	28	29	30	元
所得割	44.78	44.79	45.19	49.68	49.65
資産割	4.86	4.93	4.79	—	—
均等割	34.82	34.70	34.43	34.53	34.50
平等割	15.54	15.59	15.66	15.79	15.85

(ウ) 後期高齢者支援金分（全被保険者の軽減適用前）

(単位：%)

項目 \ 年度	27	28	29	30	元
所得割	44.07	44.48	44.48	51.35	51.21
資産割	6.75	6.95	7.01	—	—
均等割	34.12	33.59	33.41	33.39	33.35
平等割	15.06	14.98	15.10	15.26	15.44

## エ 保険料等納付推進員

(ア) 身分 非常勤の嘱託職員（委嘱期間1年）

(イ) 人数 15人

- (ウ) 職務
- a 保険料（税）の徴収に関すること
  - b 被保険者との連絡及び異動状況の把握等に関すること
  - c 保険事業の普及啓発及び保険料（税）の納付推進等に関すること

(エ) 報酬 基準給＋能率給

## (6) 諸率の推移

項目	年度	27	28	29	30	元
保険者負担割合 (未就学児童)	(%)	80	80	80	80	80
〃 (就学後～70歳未満)	(%)	70	70	70	70	70
〃 (70歳以上)	(%)	80	80	80	80	80
〃 (70歳以上の一定以上所得者)	(%)	70	70	70	70	70
被保険者1人当たり事務費	(円)	5,281	5,212	5,902	6,196	6,615
受診率 (全体)	(%)	1,131	1,143	1,154	1,162	1,175
〃 (一般被保険者)	(%)	1,126	1,139	1,151	1,161	1,174
〃 (退職被保険者等)	(%)	1,250	1,287	1,389	1,321	1,445
被保険者1人当たり療養諸費費用額 (全体)	(円)	416,004	411,788	423,698	436,611	445,870
〃 (一般被保険者)	(円)	414,940	411,268	422,717	436,412	445,810
〃 (退職被保険者等)	(円)	438,585	429,625	488,590	471,104	505,341
被保険者1人当たり保険料(税) 現年度調定額 (全体)	(円)	92,739	93,547	93,956	94,128	94,514
〃 (一般被保険者)	(円)	91,787	93,100	93,757	94,163	94,531
〃 (退職被保険者等)	(円)	112,944	108,863	107,155	87,986	74,246
被保険者1人当たり保険料(税) 現年度収納額 (全体)	(円)	84,608	85,301	85,684	85,143	85,732
〃 (一般被保険者)	(円)	83,425	84,704	85,402	85,139	85,742
〃 (退職被保険者等)	(円)	109,712	105,773	104,393	85,974	73,206
保険料現年度分収納率 (全体)	(%)	91.23	91.17	91.19	90.47	90.70
〃 (一般被保険者)	(%)	90.89	90.97	90.98	90.43	90.70
〃 (退職被保険者等)	(%)	97.14	97.16	97.16	97.72	98.60
被保険者1人当たり一般会計繰入金	(円)	50,887	46,071	43,703	61,768	65,300

※平成26年3月末までに既に70歳に達している者は75歳になるまで特例措置により1割負担。

受診率は診療費ベース、1人当たり療養諸費費用額は第三者行為診療分を含む。

## (7) 国民健康保険給付の概要

## ア 療養の給付

医療機関等で健康保険が適用される治療を受けた場合、保険証を提示することにより、かかった医療費の一部負担割合(下表)を自己負担することで診療を受けることができる。

年齢区分	負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後から70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	2割
70歳以上75歳未満で現役並み所得	3割

## イ 療養費の支給

急病などやむを得ない理由で保険証を提示せず診療を受けたときや、医師が必要と認めたコルセット等の治療用補装具を着用したときなど、かかった費用を全額負担した場合、申請により、自己負担分を除いた額を支給する。

## ウ 高額療養費の支給

医療機関や薬局の窓口で支払う自己負担額が、1カ月(暦月：1日から末日まで)単位で一定額を超えた場合に、その超えた金額を申請に基づいて支給する。

入院時の食事代や保険が適用されない診療費、差額ベッド料などの保険診療で認められないものは、対象外となる。

(ゲ) 70歳未満の自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降
ア：901万円超の世帯	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	140,100円
イ：600万円超～901万円以下の世帯	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	93,000円
ウ：210万円超～600万円以下の世帯	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	44,400円
エ：210万円以下の世帯		57,600円
オ：住民税非課税世帯		35,400円

(イ) 70歳以上75歳未満の自己負担限度額（月額）平成30年8月1日診療分から

区分		個人ごと (外来)	世帯単位（外来・入院）	
			3回目まで	4回目以降
現役並み 所得者	現役並みⅢ (課税所得690万円以上の世帯)	252,600円 医療費が842,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	140,100円	
	現役並みⅡ (課税所得380万円以上の世帯)	167,400円 医療費が558,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	93,000円	
	現役並みⅠ (課税所得145万円以上の世帯)	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた額の1%を加算	44,400円	
一般		18,000円	57,600円	44,400円
住民税非 課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
	低所得者Ⅰ		15,000円	

(ウ) 世帯合算

同一世帯内で、同じ月内に一部負担金を21,000円以上支払ったものが複数あるときは、それらの額を合算して、限度額を超えた分が支給される。ただし、70歳以上の一部負担金は金額に関わらず、全て合算する。

(エ) 多数該当

同じ世帯で、過去1年間に4回以上高額療養費支給に該当する場合、一部負担金の額が(ア)(イ)の表の「4回目以降」の欄の金額になる。

(オ) 外来年間合算

基準日（7月31日）時点で、70歳以上75歳未満の一般または住民税非課税世帯である被保険者の外来療養に係る額が、年間（8月～翌年7月）で144,000円を超える場合に、その超えた分が高額療養費として支給される。

(カ) 限度額適用認定証

70歳未満の被保険者及び70歳以上の住民税非課税世帯の被保険者が医療機関を受診したとき、保険証と併せて限度額適用認定証を医療機関に提示すると、自己負担限度額を超えた金額は、市が医療機関に支払うことにより高額療養費が現物給付される。限度額適用認定証は、保険料の滞納がない被保険者に対して、申請により交付する。

(キ) 特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定している血友病の者、人工透析を受けている慢性腎不全の者及びエイズの治療を受けている者は、申請により特定疾病療養受療証の交付を受ければ、自己負担額は1月1万円（人工透析を実施している慢性腎不全の人のうち上位所得者は2万円）までとなる。

(ク) 高額療養費資金の貸付

被保険者で高額療養費に係る一部負担金の支払いが困難な世帯に、高額療養費該当額の9割を貸し付ける。ただし、対象者は、市内に住所を有する者で、保険料の滞納がなく、所得税の非課税者のみで構成されている世帯に限る。

エ 高額医療・介護合算療養費の支給

被保険者における世帯内で、医療費と介護（予防）サービス費の両方の自己負担があり、1年間の自己負担額合計が限度額を超えた場合、申請により超えた額を支給する。

オ 移送費の支給

医師の診断により、重い病気やけがなどの歩行不能な病人を入院・転院させるために交通機関を利用した場合、常識の範囲内の額で移送費を支給する。

カ 入院時食事療養費・生活療養費の支給

入院時の食事にかかる費用のうち、被保険者は標準負担額を自己負担（療養病床に入院する65歳以上の者は、食費と居住費を負担）し、残りは入院時食事療養費（入院時生活療養費）として国民健康保険から医療機関に支払う。

ただし、住民税非課税世帯の場合、申請により標準負担額減額の認定を受ければ、標準負担額が減額される。

キ 出産育児一時金の支給

被保険者が出産（妊娠12週（85日）以上で死産・流産を含む。）したとき、産科医療補償制度加入の医療機関等での在胎週数22週に達した日以後の分娩については42万円を、それ以外の分娩については40万4,000円（※平成26年12月までの分娩の場合は39万円）を、出産育児一時金として支給する。

また、国民健康保険から、直接、出産した医療機関等に対して出産育児一時金を支払う直接支払制度を利用すれば、医療機関等の窓口で支払う出産費用は出産育児一時金を上回った額のみとなる。

ク 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った者に対して、申請により葬祭費として5万円を支給する。

(8) 特定健康診査等

医療制度改革により、平成19年度まで保健センターで実施していた基本健康診査に代わり、20年度からは、40歳以上の被保険者を対象に、各医療保険者がメタボリックシンドロームの予防に重点を置いた「特定健康診査」及び特定健康診査の結果に基づいた保健指導である「特定保健指導」を実施している。

ア 特定健康診査

高松市国民健康保険では、40歳以上75歳未満（該当年度に40歳になる人を含む。）の国保加入者を対象に、次のとおり特定健康診査を実施する。

(ア) 健診期間

令和2年7月13日～10月31日（一部医療機関は、12月25日まで）

新型コロナウイルス感染症の影響により例年の開始日より延期した。

(イ) 実施場所

市内の特定健康診査実施医療機関

(ウ) 健診項目

a 必須項目（特定健康診査受診者全員に実施）

問診、身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、腎機能検査、心電図検査

b 詳細な項目（実施基準を満たし、医師が必要と認めた場合に実施）

眼底検査

(エ) 自己負担金

なし（令和2年度より対象者全員）

(オ) 受診率向上の取組

ナッジ理論等を活用し、未受診者の特性別に作成した勧奨通知の送付

実績

区分 \ 年度	27	28	29	30	元 2.5末現在速報値
対象者数（人）	66,442	63,776	61,684	59,614	58,812
受診者数（人）	28,340	27,342	27,227	25,790	25,471
受診率（%）	42.7	42.9	44.1	43.3	43.3

イ 特定保健指導

特定健康診査の結果、動機づけ支援・積極的支援に階層化された方に、メタボ予防のための生活習慣改善の保健指導を行う。

（単位：人・%）

年度	積極的支援			動機づけ支援			合計		
	対象者	終了者数	率	対象者	終了者数	率	対象者	終了者数	率
27	729	183	25.1	2,731	934	34.2	3,460	1,117	32.3
28	668	187	28.0	2,747	1,019	37.1	3,415	1,206	35.3
29	684	107	15.6	2,898	706	24.4	3,582	813	22.7
30	629	140	22.3	2,805	972	34.7	3,434	1,112	32.4
元	675	228	33.8	2,707	1,226	45.3	3,382	1,454	43.0

※令和元年度の対象者数・終了者数は、暫定数字

30年度以降の動機づけ支援には、動機づけ支援相当を含む。

ウ 糖尿病性腎症重症化予防

香川県糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき、地区医師会及び医療機関等と連携した受診勧奨及び保健指導を行い、糖尿病性腎症の重症化予防を図る。

(ア) 糖尿病治療中断者再受診勧奨事業

令和元年度特定健康診査の結果、糖尿病の治療が必要であるにもかかわらず、糖尿病治療を中断している30人を対象に、糖尿病重症化予防を図ることを目的に、医療機関への再受診勧奨を実施した。

(イ) 糖尿病要医療受診勧奨推進事業

令和元年度特定健康診査の結果、HbA1c 6.5%以上で要治療と判断された161人を対象に、糖尿病患者や糖尿病予備群の早期発見、糖尿病予備群段階での生活習慣病の改善及び合併症発症以前からの早期治療につなげ、糖尿病重症化予防を図ることを目的に受診勧奨を実施した。

エ 慢性腎臓病（CKD）予防対策（保健指導・受診勧奨）

特定健康診査の結果、腎機能の状態を示す値（尿蛋白、eGFR値）が低下している人の慢性腎臓病（CKD）の進行を遅らせ、人工透析治療の移行を防ぐ。



オ 歯科保健指導

糖尿病と歯周病の関連について知識を周知啓発するとともに、保健指導や歯周病の治療を受けることで糖尿病の重症化予防を図る。

(9) 国民健康保険人間ドック・歯科ドック助成制度

ア 人間ドック助成制度

国民健康保険加入者のうち、次の要件を全て満たした人に対して、市の指定医療機関で受診した人間ドック費用の一部を助成する。令和2年度より対象年齢の引下げ及び簡易脳ドック区分の新設等の助成要件の見直しを行い、併せて助成額を変更（一般ドック1日コース：10,000円、一般ドック1泊2日コース：16,000円、脳ドック：13,000円、簡易脳ドック：7,000円）した。

- (ア) 満35歳以上であること（当該年度4月1日現在）
- (イ) 納期限の到来している保険料（税）を完納していること
- (ウ) 特定健康診査等と重複受診とならないこと（簡易脳ドックを除く。）

実績

年度		27	28	29	30	元	
件数 (件)	一般ドック	1日	1,446	1,475	1,532	1,578	1,637
		1泊2日	183	176	169	123	138
	脳ドック	脳	159	163	148	132	107
金額(円)		29,445,000	30,465,000	29,485,000	29,385,000	30,145,000	
1件当たり助成額 (円)	1日	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
		1泊2日	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	脳ドック	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	

イ 歯科ドック助成制度

平成20年度から、国民健康保険加入者のうち、上記アの(ア)、(イ)の要件を満たし、市が実施する成人歯科健康診査と重複受診とならない人に対して、市の指定医療機関で受診した歯科ドック検診費用の一部を助成している。

実績

年度		27	28	29	30	元
件数 (件)	精密コース	9	5	8	11	4
	標準コース	7	3	2	3	2
金額(円)		65,000	33,800	46,800	65,000	26,000
1件当たり 助成額 (円)	精密コース	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
	標準コース	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600

(10) 第2期高松市データヘルス計画（国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画）の策定

増大する国民健康保険及び介護保険に係る保険給付費の適正化を図り、保険料の上昇抑制に向けた対策を講じるため、平成25年12月に「第1期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画」を策定した。その後、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」が一部改正され、保険者は健康・医療情報を活用して実施計画を策定し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施及び評価を行うこととなり、28年3月に第1期データヘルス計画を包含した第2期計画を策定し保健事業を推進した。

また、28年4月の「日本再興戦略2016」において、「データヘルス計画を通じた企業や保険者等による健

康・予防に向けた取組を強化する。」としたことを踏まえ、これまでの計画の評価・改善等を行い、30年度から令和5年度までを計画期間とする「第2期高松市データヘルス計画（国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画）」を策定した。

(11) 保険給付費適正化の取組

ア ジェネリック医薬品利用促進

- (ア) ジェネリック医薬品差額通知
- (イ) ジェネリック希望シールの全世帯への配布

イ 重複・頻回受診者対策

レセプト情報から抽出した重複・頻回受診対象者に、適正な医療機関へのかかり方について通知し、必要に応じて訪問指導を実施する。

ウ 重複・多剤服薬者対策

医療費データベースから抽出した重複・多剤服薬対象者に、服薬情報を通知し、必要に応じて訪問指導を実施する。

エ 医療費通知（年2回）

被保険者に自ら受けている医療費の確認と意識の向上を促し、医療機関等からの不適正な請求を防止する。

オ 保険給付費適正化に関する周知啓発活動（保険給付費適正化プロジェクトチームの活用）

国保・介護保険財政の厳しい現状・将来予測を理解し、生活習慣病の予防や介護予防等への意識を高め、普段の生活の中での健康づくりの取組につなげることを目的に、各所へ出向き周知啓発活動を実施する。

(12) 繁忙期における窓口受付時間の延長及び日曜開庁

例年、3月末から4月初めは、国民健康保険等の手続のため多くの市民が訪れ、窓口が非常に混雑していることから、この混雑を緩和するため、平日の窓口受付時間の延長及び日曜開庁を実施し、市民の利便性の向上を図った。

ア 窓口の受付時間の延長

- (ア) 延長期間 令和2年3月25日(水)～4月7日(火)までの平日延べ10日間
- (イ) 延長時間 平日（月曜日から金曜日まで）の午後5時15分～午後7時
- (ウ) 延長期間中における取扱い状況 (単位：件)

国民健康保険届出及び 電話相談関係	66
----------------------	----

イ 日曜開庁

- (ア) 日曜開庁日 令和2年3月29日(日)、4月5日(日)
- (イ) 開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
- (ウ) 日曜開庁中における取扱い状況 (単位：件)

国民健康保険届出及び 電話相談関係	34
----------------------	----

(13) 直営診療施設

ア 直営診療施設の概要

女木町・男木町の2離島に設置、医師2人（非常勤）、看護師3人（非常勤2人）

(2.4.1現在)

診療所名	国民健康保険女木診療所	国民健康保険男木診療所		
開設年月日	昭和25年10月1日	昭和26年4月1日		
設置場所	高松市女木町112番地	高松市男木町134番地		
島の状況	世帯数	102世帯	世帯数	111世帯
	人口	148人	人口	166人
	国保被保険者数	55人	国保被保険者数	60人
診療科目	内科・外科		内科・外科	
診察日	月・火・木・金(10:30~14:00)		月・火・木・金(14:45~16:45)	

イ 収支状況

収 入

(単位：円・%)

区分	30年度(円)	元年度(円)	増減額(円)	増減率(%)
診療収入	16,305,815	15,466,145	△839,670	△5.4
使用料及び手数料	15,300	34,960	19,660	56.2
繰入金	19,259,598	21,223,251	1,963,653	9.3
市債(辺地債)	0	3,500,000	3,500,000	皆増
諸収入	39,100	48,854	9,754	20.0
合計	35,619,813	40,273,210	4,643,397	11.5

支 出

(単位：円・%)

区分	30年度(円)	元年度(円)	増減額(円)	増減率(%)
総務費	27,669,088	27,989,099	320,011	1.1
医業費	7,950,725	8,686,161	735,436	8.5
施設整備費	0	3,597,950	3,597,950	皆増
合計	35,619,813	40,273,210	4,653,397	11.5

ウ 診療の状況

年度		27	28	29	30	元
女木診療所	延べ患者数(人)	2,155	2,148	1,827	1,377	1,206
	1日平均患者数(人)	11.5	11.7	9.7	7.4	6.5
	1日1人当たりの診療費(円)	5,448	4,966	5,469	7,248	5,961
男木診療所	延べ患者数(人)	1,276	1,164	1,023	932	924
	1日平均患者数(人)	6.9	6.3	5.5	5.0	5.0
	1日1人当たりの診療費(円)	7,199	7,310	7,768	9,956	8,036

8 後期高齢者医療制度

従来の老人保健制度に代わり、75歳以上の高齢者等を対象に、今までに加入していた医療保険から独立した制度として、平成20年4月から新たに創設された。運営は香川県後期高齢者医療広域連合が保険者となつて、資格管理、財政運営など、制度全般を行い、各種申請や届け出の受付、保険料の徴収などの窓口業務を市町が行っている。

- 平成20年4月1日 後期高齢者医療制度開始(通称「長寿医療制度」)
- 4月15日 保険料特別徴収の開始
- 6月12日 政府・与党における高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について(見直し方針)の決定(均等割7割軽減世帯を8.5割に軽減)  
口座振替により確実に収納が見込める者に対して普通徴収への切替え
- 9月25日 国が高齢者医療制度に関する検討会の設置
- 12月25日 口座振替の選択性の政令改正
- 21年11月25日 後期高齢者医療制度に代わる新しい制度の検討会(厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革会議)の開始
- 22年2月3日 被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する減額措置の適用期間延長の政令改正
- 24年4月1日 高額療養費の現物給付を外来分について拡充
- 26年4月1日 高松市後期高齢者医療人間ドック、歯科ドック助成事業の開始

(1) 被保険者数 (元年度)

被保険者数	58,056人	総人口に対する受給者の割合	13.59%	総人口	418,664人
-------	---------	---------------	--------	-----	----------

(2) 収支状況

ア 収入

(元年度)

科目	予算現額(円)	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	収入未済額(円)	収入率(%)	
						対予	対調
後期高齢者医療保険料	4,597,267,000	4,628,570,978	4,570,675,659	8,880,236	49,015,083	99.4	98.7
使用料及び手数料	810,000	748,800	748,800			92.4	100.0
繰入金	1,231,739,000	1,224,609,959	1,224,609,959			94.7	100.0
繰越金	1,000	16,353,500	16,353,500				100.0
諸収入	7,902,000	3,411,167	3,411,167			43.2	100.0
合計	5,837,719,000	5,873,694,404	5,815,799,085	8,880,236	49,015,083	99.6	99.0

イ 支出

(元年度)

科目	予算現額(円)	支出済額(円)	繰越明許(円)	不用額(円)	執行率(%)
総務費	215,721,000	209,290,226		6,430,774	97.0
後期高齢者医療広域連合納付金	5,614,997,000	5,603,413,344		11,583,656	99.8
諸支出金	7,001,000	2,944,800		4,056,200	42.1
合計	5,837,719,000	5,815,648,370		22,070,630	99.6
歳入歳出差引額(円)			150,715		

(3) 後期高齢者医療保険料

ア 保険料率等

(2年度)

率	所得割額	9.78/100
	均等割額	49,800円
賦課限度額		640,000円
納付回数		年8回

## イ 収納率

(単位：%)

年度	27	28	29	30	元
保険料(税)現年度分収納率	99.30	99.32	99.34	99.42	99.28

## (4) 後期高齢者医療健康診査

75歳以上(65歳以上で一定の障害がある人を含む。)で、後期高齢者医療制度に加入している人に、香川県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、次のとおり健康診査を行う。

ア 健診期間及び実施場所 特定健康診査と同じ

イ 健診項目

・必須項目(健康診査受診者全員に実施)

問診、身体計測(身長、体重、BMI)、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、腎機能検査、心電図検査

・詳細な項目(実施基準を満たし、医師が必要と認めた場合に実施)

眼底検査

ウ 自己負担金 なし

## (5) 後期高齢者医療人間ドック・歯科ドック助成制度

ア 人間ドック助成制度

平成26年度から、後期高齢者医療制度加入者のうち、次の要件を全て満たした人に対して、市の指定医療機関で受診した人間ドック費用の一部助成を行っている。

(ア) 高松市に住所がある香川県後期高齢者医療制度に加入している人

(イ) 納期限の到来している保険料を完納していること

(ウ) 後期高齢者医療健康診査と重複受診とならないこと

実績

年度		27	28	29	30	元	
件数 (件)	一般ドック	1日	202	266	289	377	420
		1泊2日	49	59	65	56	60
	脳ドック		50	45	47	62	50
金額(円)		5,255,000	6,365,000	6,900,000	8,295,000	8,800,000	
1件当たり助成額 (円)	1日	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
	1泊2日	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	
	脳ドック	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	

イ 歯科ドック助成制度

平成26年度から、後期高齢者医療制度加入者のうち、上記アの(ア)、(イ)の要件を満たし、市が実施する「成人歯科健康診査」、または香川県後期高齢者医療広域連合の「歯科健康診査」と重複受診とならない人に対して、市の指定医療機関で受診した歯科ドック費用の一部助成を行っている。

実績

年度		27	28	29	30	元
件数 (件)	精密コース	2	1	1	2	2
	標準コース	0	5	1	1	3
金額 (円)		10,400	18,200	7,800	13,000	18,200
1件当たり 助成額(円)	精密コース	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
	標準コース	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600

9 香川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度創設に伴い、運営主体として香川県内の全市町が加入する香川県後期高齢者医療広域連合が設立された。

平成18年5月30日	後期高齢者医療広域連合の設置に係る検討会設置
7月31日	香川県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会設置
19年1月4日	香川県知事に対して広域連合設立申請
1月15日	香川県知事の広域連合設立許可 香川県後期高齢者医療広域連合長初選挙
3月29日	香川県後期高齢者医療広域連合議会初開催
11月26日	香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例制定 保険料率8.98%、均等割額4万7,700円に決定
20年4月1日	後期高齢者医療制度開始
22年2月18日	香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 保険料率8.81%、均等割額4万7,200円に改定
28年2月24日	香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 保険料率9.26%、均等割額4万7,300円に改定
30年2月27日	香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 葬祭費支給額5万円を3万円に改定
令和2年2月27日	香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 保険料率9.78%、均等割額4万9,800円に改定

(1) 設立年月日及び組織する団体

平成19年1月15日 香川県内の全市町（8市9町）

(2) 処理する事務

- ア 後期高齢者医療制度の被保険者の資格に関すること
- イ 後期高齢者医療制度の医療給付に関すること
- ウ 後期高齢者医療制度の保険料の賦課に関すること
- エ 後期高齢者医療制度の保健事業に関すること
- オ その他後期高齢者医療制度の施行に関すること

ただし、次の事務は市町で処理する。

- (ア) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- (イ) 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- (ウ) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付

- (エ) 医療給付に関する申請及び届け出の受付及び証明書の引渡し
- (オ) 保険料に関する申請の受付
- (カ) 健康診査等保健事業の実施

(3) 議会の組織及び執行機関

ア 議会の組織

- (ア) 関係市町の議会の議員で組織する。
- (イ) 関係市町の議会において選挙する。
- (ウ) 定数は、22人とする（高松市5人、丸亀市2人、その他の市町それぞれ1人）。

イ 執行機関

- (ア) 広域連合長、副広域連合長2人及び会計管理者を置く。
- (イ) 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票により選挙する。
- (ウ) 副広域連合長は、広域連合長が議会の同意を得て、関係市町の長のうちから選任する。
- (エ) 会計管理者は、広域連合長が関係市町の会計管理者のうちから任命する。

(4) 市町負担金の負担割合

区 分	負担割合等
共 通 経 費	均等割 10%
	後期高齢者医療被保険者割 50%
	人口割 40%
医療給付に要する経費	市町一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金	市町が徴収した保険料の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

(備考) 後期高齢者医療被保険者割については、前年度の3月31日現在の被保険者数による。

人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく

## 10 障害者福祉

(1) たかまつ障がい者プラン

本市においては、平成15年12月に、障害者基本法に基づく障害者計画として、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に掲げる、「新高松市障害者計画」を策定し、総合的かつ計画的な推進に努めてきた。

この計画に基づき、これまで、障害者個人の尊厳が尊重され、地域において、その人らしい自立した生活が送れるよう、障害のある人の社会活動への参加・参画に向けた福祉施策の一層の推進に取り組んできた。

この間、17年度の近隣町との合併による市域の拡大、また、国全体の動きとして、18年4月に障害者自立支援法が施行され、サービス体系が大きく再編されるとともに、新たに障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、各年度における必要なサービス見込量とその確保のための方策を定めた障害福祉計画の策定が義務づけられ、18年12月に「第1期障害福祉計画（計画期間：18年度～20年度）」を、20年12月に「第2期障害福祉計画（計画期間：21年度～23年度）」を策定したことに伴い、「新高松市障害者計画」も数値目標などを一部修正し、また、24年3月の「第3期障害福祉計画（計画期間：24年度～26年度）」の策定に合わせ、国の「障害者基本計画」や「基本指針」、香川県の「かがわ障がい者プラン」の状況等を踏まえ、「新高松市障害者計画」と「高松市障害福祉計画」を統合した新しい計画「たかまつ障がい者プラン」（計画期間：24年度～26年度、27年度～29年度）を策定した。さらに、その取組を継続すると

ともに、障害児福祉計画を加えて、一層の取組の充実を目指す指針として、30年3月に新プラン(計画期間：30年度～令和2年度)を策定した。

(2) 障害者等にやさしいまちづくり

本市では、昭和53年に障害者等の利用に配慮した施設整備の推進を目的に「建築物等に関する福祉環境整備要綱」を定め、平成6年の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)の制定を受けて、国・県の指針との整合性と事前協議制の強化を図るなど、要綱の見直しを行い、さらに、9年度からは、「香川県福祉のまちづくり条例」を受けて、本市要綱を廃止し、県、市、事業者等と連携して福祉のまちづくりを推進する体制を整備するとともに、18年12月から施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)の趣旨も踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方に基ついた施設整備の推進など、障害者等に優しいまちづくりに努めている。

(3) 高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例

平成18年に国連総会で採択され、26年に日本も批准した障害者の権利に関する条約第2条において、手話が言語であることが定義され、また、31年3月までに200を超える全国の自治体で手話言語条例が成立するなどの社会情勢の変化を受けて、本市では、障害のある人も障害のない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、笑顔で暮らすことのできる、障壁のない地域共生社会の実現に寄与するために「高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例」を31年3月に施行した。本条例は、「言語としての手話に対する理解の増進」「障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及や利用の促進」について、基本理念を定め、市の責務や市民・市民活動団体・事業者の役割、基本理念にのっとりた施策の推進について定めている。

(4) 障害者の現状

ア 身体障害者の現状

(ア) 身体障害者数の推移

(各年度3.31現在 単位：人)

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
1級	5,753	5,774	5,723	5,762	5,695
2級	2,524	2,485	2,435	2,383	2,375
3級	3,037	2,942	2,870	2,801	2,791
4級	5,567	5,465	5,363	5,295	5,205
5級	1,023	1,000	1,009	990	988
6級	1,026	995	997	984	978
合計	18,930	18,661	18,397	18,215	18,032



## (イ) 身体障害者障害別・級別状況

(2. 3. 31現在 単位：人)

区分	障害別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳以上	視覚	442	339	58	85	145	63	1,132
	聴覚	116	344	163	271	11	524	1,429
	音声言語	7	7	70	71	0	0	155
	肢体	1,662	1,573	1,479	2,652	820	371	8,557
	内部	3,322	67	986	2,094	0	0	6,469
	小計	5,549	2,330	2,756	5,173	976	958	17,742
18歳未満	視覚	4	3	1	2	4	1	15
	聴覚	1	20	4	1	0	10	36
	音声言語	0	0	0	3	0	0	3
	肢体	100	21	14	21	8	9	173
	内部	41	1	16	5	0	0	63
	小計	146	45	35	32	12	20	290
合計	視覚	446	342	59	87	149	64	1,147
	聴覚	117	364	167	272	11	534	1,465
	音声言語	7	7	70	74	0	0	158
	肢体	1,762	1,594	1,493	2,673	828	380	8,730
	内部	3,363	68	1,002	2,099	0	0	6,532
	合計	5,695	2,375	2,791	5,205	988	978	18,032

## イ 知的障害者の現状

療育手帳は、福祉事務所長が経由機関となり、県が交付している。

## (ア) 療育手帳交付者の推移

(各年度3. 31現在 単位：人)

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
最重度 (㊤)	531	551	552	562	571
重度 (A)	599	595	596	607	619
中度 (㊤)	780	773	789	799	802
軽度 (B)	963	1,013	1,093	1,179	1,253
合計	2,873	2,932	3,030	3,147	3,245

## (イ) 療育手帳障害程度別交付状況

(2. 3. 31現在 単位：人)

区分	最重度 (㊤)	重度 (A)	中度 (㊤)	軽度 (B)	計
18歳以上	455	480	631	789	2,355
18歳未満	116	139	171	464	890
合計	571	619	802	1,253	3,245

## ウ 精神障害者の現状

精神障害者保健福祉手帳は、市長が経由機関となり、県が交付している。

## (ア) 精神障害者保健福祉手帳交付者の推移

## a 等級別交付者の状況

(各年度3. 31現在 単位：人)

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
1級	190	194	200	202	215
2級	1,513	1,567	1,642	1,758	1,856
3級	605	705	798	925	1,011
合計	2,308	2,466	2,640	2,885	3,082

b 年齢別交付者の状況

(各年度3.31現在 単位：人)

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
20歳以上	2,246	2,379	2,538	2,765	2,956
20歳未満	62	87	102	120	126
合計	2,308	2,466	2,640	2,885	3,082

(イ) 自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移

精神障害者が通院し、医療を受ける際の自己負担額を1割に軽減し、精神障害者の適正な医療を普及させるため、市町村経由で自立支援医療受給者証（精神通院）を交付している。

a 年齢別支給認定者の状況

(各年度3.31現在 単位：人)

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
20歳以上	3,961	4,115	4,404	4,732	5,011
20歳未満	445	434	449	491	475
合計	4,406	4,549	4,853	5,223	5,486

## 11 障害者総合支援法

### (1) 障害者総合支援法の施行

障害福祉施策は、平成15年度から始まった支援費制度により、特に居宅生活支援の分野において飛躍的に充実したが、対象者が身体障害者と知的障害者に限られていたこと、地方自治体間でのサービスの提供体制に格差が生じていたこと、増え続けるサービス利用のための財源確保が困難になってきたことなどから、18年4月、その制度上の課題を解決するとともに、障害福祉サービスの充実、一層の利用推進を図るため、障害者自立支援法が施行された。さらに、国の障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講じるものとして、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が25年4月1日に施行された。

### (2) 障害者総合支援法の周知

平成18年10月からの地域生活支援事業の実施、19年4月、20年7月、21年7月及び22年4月からの利用者負担の軽減、25年4月の障害者総合支援法施行に伴う、障害者の定義への難病等の追加など、新しい制度への円滑な移行を図るため、本市ホームページや広報高松に制度の概要等を掲載するとともに、利用者や事業者に対する説明会の開催、また、障がい福祉課窓口において相談窓口を設置し、パンフレットの配布や、きめ細やかな相談を実施するなど、利用者等に対して制度の周知徹底に努めた。

### (3) 高松市障害支援区分等審査会の設置

障害者の福祉サービスの必要性を客観的に判断するため、障害程度区分が設けられ、介護給付の支給においては、その障害程度区分の審査判定業務を行い、また、本市の支給要否決定に当たり意見を述べることを目的として、平成18年5月から高松市障害程度区分等審査会を設置している。26年4月から障害程度区分が、障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に改められたことから、名称を「高松市障害支援区分等審査会」に変更している。

ア 委員数 12人

イ 合議体数 3合議体（1合議体委員4人）

ウ 開催日 毎週水曜日午後6時30分～

エ 開催場所 高松市役所本庁舎内会議室

オ 障害支援区分認定状況

(単位：件)

区分		年度	27	28	29	30	元
在宅	新規		226	163	179	224	231
	継続		382	237	283	424	284
施設入所	新規		36	28	68	62	57
	継続		90	144	83	95	150
合計			734	572	613	805	722

#### (4) 障害福祉サービス

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、増大・多様化するニーズに対応するための見直しが行われた。この社会基礎構造改革の一つとして、障害福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、15年度に「措置制度」から「支援費制度」に、18年度からは障害者自立支援法に基づくサービスに移行し、24年度からは障害者自立支援法及び児童福祉法が一部改正され、25年度からは障害者の定義に難病等を追加するなどの障害者総合支援法が施行された。

##### ア 本市の取組状況

援護の実施者として、施設・事業者の指定やサービスの支給決定等の事務を行うとともに、障害者からの相談をはじめ、情報提供、サービス利用のあっせん調整など、利用者本位の対応に努めた。

##### (ア) 相談体制の充実

障がい福祉課窓口、障害者相談支援事業所及び本市が委嘱している身体障害者相談員・知的障害者相談員による利用者へのきめ細やかな相談に努めた。さらに、平成30年度から、障害の種別にかかわらず、総合的・専門的な相談や情報提供・助言、既存の障害福祉サービス事業所等との連絡調整などを行う基幹相談支援センターを市内に8か所開設した。

##### (イ) 社会基盤の整備

障害者のニーズを踏まえたサービスの提供体制の確保のため、障害者福祉施設など社会基盤の整備促進に努めた。

##### (ウ) 利用者保護と苦情処理

本市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業や施設での苦情解決制度の活用、さらには成年後見制度利用支援事業を実施するなど利用者保護に取り組んだ。

イ 高松市内の施設・事業所

(ア) 障害者支援施設・日中活動系サービス事業費等

(元年度)

サービスの種類	実施事業所数	定員数 (人)	事業費 (円)
生活介護	47	1,008	2,327,152,334
就労継続支援A型	13	200	265,961,050
就労継続支援B型	59	1,000	1,151,404,594
就労移行支援	9	122	99,374,491
療養介護	2	115	302,684,705
施設入所支援	7	347	598,855,488
宿泊型自立訓練	1	14	6,769,449
機能訓練	1	36	23,789,194
生活訓練	4	52	35,326,885
就労定着	3	—	1,644,069
自立生活援助	1	—	0
合計	147	2,894	4,812,962,259

(イ) 訪問系・居宅系障害福祉サービス事業費等

(元年度)

サービスの種類	事業所数	事業費 (円)
居宅介護	72	531,641,687
重度訪問介護	60	266,872,206
行動援護	11	8,781,832
同行援護	28	86,989,773
短期入所	40	227,168,081
共同生活援助	23	456,344,623
合計	234	1,577,798,202

(ウ) 障害児通所支援(児童福祉法)

(元年度)

サービスの種類	事業所数	事業費 (円)
児童発達支援	27	224,849,695
放課後等デイサービス	36	573,484,738
合計	63	798,334,433

(5) 自立支援医療(更生医療給付事業)

身体障害者の更生に必要な医療であって、その障害を除去し、または軽減して職業能力の増進を図るなど、社会・日常生活を容易にすることを目的とする。

更生医療給付状況

(元年度)

区分	延べ給付件数 (件)	金額 (円)	
		公費負担額	自己負担額
心臓機能障害	240	18,993,947	1,001,200
腎臓機能障害	12,554	476,601,068	32,823,156
その他の機能障害	418	28,776,663	1,392,108
合計	13,212	524,371,678	35,216,464

(6) 補装具の交付・修理

身体障害者(児)の失われた部位や損傷のある部分の、必要な身体機能を獲得し、あるいは補うための用具(盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車椅子等)の交付、貸与及び修理を行っている。なお、平成18年10月から、ストマ用装具は日常生活用具に変更になっている。

ア 交付・修理状況（身体障害者）

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
交付件数（件）	374	375	422	387	344
修理件数（件）	474	502	464	497	457
合計（件）	848	877	886	884	801
金額（円）	69,885,337	62,099,799	62,620,326	72,928,182	65,000,450

イ 交付・修理状況（身体障害児）

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
交付件数（件）	89	60	94	87	85
修理件数（件）	84	87	82	56	62
合計（件）	173	147	176	143	147
金額（円）	21,525,725	13,977,899	19,348,159	19,673,642	18,588,092

(7) 地域生活支援事業

ア 相談支援事業

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

障害者自立支援法の施行に伴い、施設のうち、身体障害の2か所が平成18年10月から同事業に移行、知的障害の2か所、精神障害の7か所（うち市内3か所）が、同時期に事業を開始した。

令和元年度利用状況 実施施設数 11か所、相談数 18,781件、委託料 52,964,852円

平成30年4月に障害者地域生活支援拠点の中心的な役割を担う基幹相談支援センターの中核拠点を高松市社会福祉協議会（福祉コミュニティセンター高松東館）に開設するとともに、市内7か所（身体2か所、知的2か所、精神3か所）の相談支援事業所に基幹相談支援センターの地域拠点を設置し、これらが連携して地域の障害者等を支援している。

イ 手話通訳設置事業

市窓口到手話通訳者を置き、聴覚障害者及び音声・言語障害者が家庭生活・社会生活において円滑にコミュニケーションができるよう、昭和50年4月1日から実施し、平成25年度から2名体制にした。

令和元年度利用状況 人数 448人、件数 710件

ウ 手話通訳者派遣事業

重度の聴覚障害者で、社会生活を営む上で手話通訳を必要とする場合に、手話奉仕員等の派遣を市社会福祉協議会に委託して、昭和53年4月1日から実施している。なお、平成2年度から高松市身体障害者協会に、26年から香川県聴覚障害者協会に委託して実施している。

令和元年度派遣状況 件数 1,169件、委託料 6,268,363円

エ 要約筆記者派遣事業

要約筆記は、手話のできない聴覚障害者のコミュニケーション手段であり、こうした障害者の社会活動への参加を促進するため要約筆記を必要とする場合に、要約筆記奉仕員等の派遣を「要約筆記サークル・ゆうあい」に委託し、平成12年10月1日から実施している。

令和元年度派遣状況 件数 100件、委託料 1,718,000円

オ 重度障害者(児)日常生活用具給付事業

在宅の重度の障害者(児)の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付して福祉の増進を図っている。

障害者自立支援法の施行により、平成18年10月からこれまで補装具に分類されていたストマ用装具が日常生活用具に変更となっている。

(ア) 令和元年度給付内容

主な日常生活用具名	
人工喉頭	聴覚障害者用屋内信号装置
電気式たん吸引器	便器
特殊便器	特殊寝台
盲人用時計	特殊マット
盲人用体重計	携帯用会話補助装置
体位変換器	入浴補助用具
移動・移乗支援用具	透析液加温器
電磁調理器	頭部保護帽
視覚障害者用拡大読書器	ネブライザー
T字状・棒状のつえ	情報・通信支援用具
酸素ボンベ運搬車	視覚障害者用ポータブルレコーダ
聴覚障害者用通信装置	点字図書
ストマ用装具	紙おむつ

※平成30年度から新たに視覚障害者用音声色彩識別装置が給付対象となった。

(イ) 給付状況(身体障害者)

令和元年度給付状況 件数 10,141件、金額 94,340,898円

(ウ) 給付状況(障害児)

令和元年度給付状況 件数 848件、金額 8,317,981円

カ 平成18年10月に障害福祉サービスから地域生活支援事業に移行した3事業

(ア) 利用状況等

(元年度)

事業名	利用件数(件)	利用状況	事業費(円)
移動支援事業	6,612	42,274(h)	101,743,180
地域活動支援センターⅡ型事業	2,379	5,639(日)	31,219,622
日中一時支援事業	2,073	6,747(日)	31,239,575

(イ) 上記事業を行う事業所 134事業所(2.4.1現在)

移動支援事業 …89事業所 地域活動支援センターⅡ型事業 … 8事業所

日中一時支援事業 … 37事業所

キ 地域生活支援事業利用者負担額助成事業

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを利用する際、原則、かかる費用の1割を利用者が負担することから、利用者負担の軽減を図るため、平成19年1月(適用は18年10月)から、障害福祉サービスと地域生活支援事業に位置づけられた移動支援事業等及び日常生活用具の給付の利用者負担について、市単独で助成を行った。さらに、19年4月からは、補装具費の支給に係る利用者負担についても新たに助成に加えた。

(ア) 助成額

それぞれのサービスの上限額を一つに合わせ、障害福祉サービスの上限額のみを負担とする。具体

的には、世帯の月額負担上限額を超えた額について、本人の申請に基づき償還払いとする。

(イ) 助成状況（令和元年度）

予算額 1,978,000円 人数 101人

ク 福祉ホーム事業

障害者自立支援法の施行により、平成18年10月から現に住居を求めている障害者について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与するため、朝日園（高松市）、ふじみ園（丸亀市）2か所と委託契約を締結し実施している。

令和元年度実施状況 箇所数 2か所、委託料 4,024,700円

ケ 身体障害者訪問入浴サービス事業

家庭内において、入浴困難な寝たきり身体障害者に、定期的に巡回入浴車を派遣して入浴援護を行うことにより、身体障害者福祉の増進を図るため、昭和56年4月1日から市社会福祉協議会等に委託して実施している。

令和元年度実施状況 回数 939回、金額 11,743,646円

コ 手話奉仕員養成事業

聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、手話奉仕員を養成する事業を平成15年度から実施している。

(ア) 内容 入門課程44時間 基礎課程50時間

(イ) 定員 40人

(ウ) 養成課程修了者 48人（令和元年度）

サ 身体障害者用自動車改造助成事業

重度の身体障害者の社会復帰の促進を図るため、重度の身体障害者が就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造した場合、高松市身体障害者用自動車改造助成要綱に基づき、改造に要する経費を助成する事業を実施している（1件10万円を限度とする。）。

令和元年度助成状況 件数 6件、金額 578,000円

シ 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者の自立更生の促進を図るため、身体障害者が自動車運転免許を取得しようとする場合、これに要する経費を助成する事業を高松市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱に基づき、平成8年4月1日から実施している（1件10万円を限度とする。）。

令和元年度助成状況 件数 0件、金額 0円

ス 障害者住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

平成20年10月から賃貸借契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人が得られない精神科病院または知的障害者入所施設に入院もしくは入所している精神障害者もしくは知的障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに家主等への相談、助言を通じて障害者の地域生活の支援を行っている。

令和元年度利用状況 補助件数 0件、補助金額 0円

セ 障害者権利擁護事業

知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な者の成年後見制度の活用を図るため、審判の申立てに要する経費・手数料及び成年後見人等の報酬に係る経費を助成している。

令和元年度申立状況 件数 3件、金額 32,600円

報酬助成 件数 13件、金額 1,773,000円

ソ 障がい者アートリンク事業

芸術活動を通じた障害者の感性・創造力を育み、障害者の社会参加の促進を図るため、障害福祉サービス事業所へ芸術家を派遣している。令和元年度より、地域生活支援事業として実施している。

令和元年度 派遣事業所 13事業所

12 障害者総合支援法以外の事業

- (1) 高松市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会・高松市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会

中核市移行に伴い、社会福祉法において設置が義務づけられている社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会及び同審査部会を設置している。

ア 開催状況（令和元年度）

身体障害者福祉専門分科会審査部会 2回開催

イ 指定医等の指定状況

区分	年度	27	28	29	30	元
身体障害者福祉法第15条指定医（人）		23	12	20	13	14
障害者総合支援法第59条指定医療機関（機関）		11	20	10	14	9

- (2) 車椅子貸与事業

障害者及び老人等で歩行の困難な者の通院等のため、一時的に車椅子を必要とする場合に貸与し、福祉の増進を図っている。

車椅子貸与事業については、利用者のマナーの悪化により、対応する職員の負担が大きくなったことから、令和元年度をもって廃止した。

貸出し期間 3カ月以内 設置台数 30台 令和元年度延べ貸与実績 110回

- (3) 更生医療負担費用助成事業

更生医療の給付を受け、国の徴収基準に定める費用を負担している者に対し、その費用を助成する高松市育成医療等負担費用助成制度を、昭和49年4月1日から実施している。

ア 助成の対象となる者

更生医療の給付を受けている者

イ 助成額

更生医療給付を受けている者が、実施機関が決定した国の基準に定める費用で、医療機関に納付した額

ウ 助成状況

令和元年度 延べ受給者数 1,340人 助成金額 35,370,510円

- (4) 育成医療等負担費用助成事業

育成医療等の給付を受け、国の徴収基準額に定める費用を負担している者に対し、その費用を助成する高松市育成医療等負担費用助成制度を、昭和49年4月1日から実施している。

ア 助成の対象となる児童

育成医療及び療育医療等の給付を受けている児童

イ 助成額

医療給付を受けている者が、実施機関の決定した国の徴収基準に定める費用で、医療機関に納付した額



## ウ 助成状況

(元年度)

区分		延べ受給者(人)	金額(円)
育成医療	一般	12	138,790
	心臓	—	—
	腎臓	—	—
	内部	—	—
療育医療		—	—
合計		12	138,790

## (5) 福祉タクシー事業

障害者が社会生活上、外出する必要が生じる場合に、タクシー料金の一部を助成することにより、タクシー利用を容易にし、障害者の社会参加の促進を図るため、昭和54年9月1日から実施している。

また、平成26年4月1日から所得制限を導入した。

## ア 助成の対象となる者

所得上の条件（18歳以上：本人と配偶者が市民税非課税、18歳未満：所得制限なし）に該当し、市内に住所を有する、次のいずれかに該当する方。

- ・身体障害者手帳1級～2級、療育手帳A、㊤、精神障害者保健福祉手帳1級～2級所持者
- ・身体障害者手帳を所持し、補装具または介護保険等の制度による車椅子・電動車椅子利用者（対象となる障害・等級に制限あり）

イ 令和元年度助成状況 交付者数 3,371人、助成金額 32,062,310円、使用率 34.7%

## (6) 障害児を守る日事業

昭和47年度から障害のある児童の健全な育成を図るとともに、広く市民への啓発と障害児への温かい福祉の風土づくりを推進するため、障害福祉団体・児童及び在宅児童とその保護者等により、10月1日の「障害児を守る日」を中心に、街頭キャンペーン・障害児作品展・懸垂幕の掲出など、各種行事を実施している。

## (7) 障害児社会見学事業

日頃、外出する機会の少ない在宅の障害児が見聞を広め、相互の親睦を図るため、社会見学事業を実施している。

令和元年度実施状況 実施場所 ニューレオマワールド、参加人数 1,424人、金額 4,007,162円

## (8) 身体障害者福祉電話貸与事業

障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保するため、昭和50年度から外出困難な在宅の重度の障害者に、身体障害者福祉電話を貸与している。（令和元年度から新規の貸与を廃止）

令和元年度貸与状況 台数7台、189,390円

## (9) 身体障害者福祉ファクシミリ貸与事業

聴覚等障害者の社会参加の促進、日常生活の不安解消等に努め、その福祉の増進を図るため、平成5年4月1日から福祉ファクシミリを貸与している。（令和2年度から新規の貸与を廃止）

令和元年度貸与状況 台数3台、58,440円

## (10) あんしん通報サービス事業

ひとり暮らしの重度の身体障害者の方が、住み慣れた地域で安心して生活できるように緊急通報装置を貸与、給付してきたが、平成27年度から「高松あんしん通報サービス事業」と事業名を変更し、サービスの内容を充実させた。

令和元年度貸与状況 台数 18台

(11) 障害者住宅改造助成事業

重度の障害者の日常生活を容易にするため、昭和51年4月1日から住宅の整備または改造を行う者に対して補助金を交付する高松市障害者住宅改造助成制度を実施し、障害者の自立の促進及び介護者の負担の軽減を図っている（平成13年度より知的障害者、17年度より精神障害者にも拡充）。

ア 対象者

身体障害者障害程度等級表に掲げる1級・2級の視覚障害者、肢体不自由者及び知的障害者（㉔、A）、精神障害者（1級・2級）の生活保護世帯または住民税非課税世帯

イ 住宅改造箇所 台所・浴室・便所・洗面所・玄関等

ウ 補助金額 生活保護世帯、住民税非課税世帯の場合：補助率4分の3で75万円が限度  
令和元年度補助状況 件数 6件、補助金額 3,496,000円

(12) 身体障害者等更生資金利子補給

昭和53年度から、生活福祉資金のうち、障害者のみ借受けができる資金の借受者に対し、償還利子部分を補給することにより、障害者の経済的自立の促進と生活の安定を図っている。

令和元年度利子補給状況 件数 1件

(13) 障害者（児）紙おむつ給付事業

平成24年度から、3歳以上の障害者（児）で身体障害者手帳の下肢、体幹、内部機能障害で1級、または療育手帳㉔のうち、おおむね6カ月以上寝たきりでおむつを必要とする障害者（児）に紙おむつを給付し、日常生活を支援している。（生計中心者の前年分所得が800万円以下の者）

令和元年度給付状況 登録人数 401人、延べ給付人数 4,812人

(14) 在宅重度障害者介護見舞金

平成7年度から、身体障害者手帳（1・2級）を所持し、日常生活動作評価表8点以上及び療育手帳（㉔、A）を所持し、日常生活能力判定表12点以上の20歳以上65歳未満の在宅の重度の障害者を常時介護している者に、月額6,000円の介護見舞金を支給しているが、16年度から精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持し、日常生活能力判定表12点以上の20歳以上65歳未満の在宅の重度の障害者を常時介護している者も支給の対象としている。なお、平成24年度から所得制限を撤廃するとともに、年齢を20歳以上と変更している。

令和元年度支給状況 支給人数 581人

(15) 在宅重度障害者訪問診査事業

平成6年度から、市内に住所を有する18歳以上の者で、歩行困難のため身体障害者・知的障害者相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度の障害者であって、地理的条件等により、受診の機会が少ない者を対象に、医師等を派遣して診査及び更生相談を行い、在宅の重度の障害者の福祉の増進を図っている。

令和元年度実施状況 0件

(16) 障害児福祉金

障害のある20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、市民福祉金支給条例に基づき、障害児福祉金を支給している。

ア 支給対象児童

20歳未満の者であって、次の項目の一に該当する児童

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者障害程度等級表に掲げる1級から3級までの者

(イ) 児童相談所または知的障害者更生相談所が判定した知的障害者（児）のうち、療育手帳の交付を受けている者であって、㉔、A、㉕の者

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その等級が1級または2級の者

イ 支給を受けられる者  
高松市に引き続き1年以上住所を有する者

ウ 支給額  
児童1人につき年額20,000円

エ 支給状況（令和元年度）  
支給人数 737人、支給金額 14,740,000円

(17) 心身障害者扶養共済制度

昭和45年度から、香川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき実施されているもので、障害者(児)を扶養する保護者が死亡または重度の障害者となったとき、掛金1口につき月額2万円の年金が支給される制度である。

ア 加入資格者  
身体障害者(1～3級)・知的障害者・精神障害者等で、将来独立自活することが困難な者を扶養している者

イ 加入人数 239人（元. 4. 1 現在）

(18) 心身障害者扶養共済制度掛金助成事業

昭和55年度から、障害者(児)の生活の安定を図るため、香川県心身障害者扶養共済制度の掛金の一部を低所得世帯の加入者に助成していたが、平成元年から、助成対象者をその他の世帯の加入者にも拡大し実施している。

ア 助成内容

- (ア) 低所得世帯の加入者（市民税非課税世帯、市民税均等割世帯、所得税非課税世帯）  
納付した一口目の掛金の2分の1の額
- (イ) その他の世帯の加入者（所得制限世帯を除く。）  
納付した一口目の掛金の3分の1の額

イ 助成の状況（令和元年度）

助成人数 76人、助成金額 2,753,559円

(19) 障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当（経過措置）

昭和61年4月1日、障害者の所得保障の確立を図るため、障害基礎年金が創設されたのに伴い、従来の福祉手当制度が再編され、次の3手当を支給している。

ア 手当支給要件

- (ア) 障害児福祉手当 月額 14,880円（令和2年4月1日改定）
- a 20歳未満の重度の障害者で、常時介護を必要とする状態にあること
- b 障害を事由とした年金を受給していないこと
- c 在宅者であること
- (イ) 特別障害者手当 月額 27,350円（令和2年4月1日改定）
- a 20歳以上の重度の障害者(重複障害)で、常時特別の介護を必要とする状態にあること
- b 在宅者であること（3カ月以上入院の場合を除く。）
- (ウ) 福祉手当（経過措置） 月額 14,880円（令和2年4月1日改定）
- a 昭和61年3月31日において20歳以上であること
- b 昭和61年4月1日において従前の福祉手当の受給資格を有すること
- c 特別障害者手当を受給していないこと
- d 障害を事由とする年金を受給していないこと

e 在宅者であること

イ 支給の制限

受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が、政令で定める額以上であるときは支給されない。

ウ 受給状況

(元年度 単位：人)

区分	視覚	聴覚	肢体	内部	知的障害	精神障害	重複障害	合計
障害児福祉手当	4	13	84	25	53	70	—	249
特別障害者手当	0	0	205	3	130	63	189	590
福祉手当(経過措置)	2	—	1	4	—	—	—	7
合計	6	13	290	32	183	133	189	846

(20) 障害児放課後支援事業

保護者が就労等により、昼間家庭にいない養護学校小学部の児童に対し、放課後適切な遊びや生活の場を提供し、障害のある放課後児童の育成を図る事業を、平成17年度から実施している。

ア 実施場所 香川中部養護学校・高松養護学校

イ 利用定員 各15人

(21) 身体障害者相談員

身体障害者（児）の福祉の向上を図るため、身体障害者相談員制度を実施している。現在、本市から委嘱を受けた45人により、本人または保護者等からの相談に応じ、必要な指導・助言や、関係機関への連絡等を行っている。

(22) 知的障害者相談員

知的障害者（児）の福祉の向上を図るため、知的障害者相談員制度を実施している。現在、本市から委嘱を受けた10人により、本人または保護者等からの相談に応じ、必要な指導・助言や、関係機関への連絡等を行っている。

(23) 難聴児補聴器購入費用助成事業

平成25年4月1日から、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の難聴児に対して、補聴器購入費用を助成している。

令和元年度助成状況 件数 23件、助成金額 956,000円

(24) 発達障害者福祉

平成18年度から20年度までは国のモデル事業を活用し、21年度からは地域生活支援事業として、乳幼児期から成人期まで一貫した、自閉症等の発達障害を有する障害児（者）への支援体制の整備を図った。

ア 実施方法

市内の社会福祉法人に委託して実施

イ 実施状況（平成31年度）

発達障害支援コーディネーターによる相談の実施 2人配置（各種相談を延べ379回受付）

発達障害の理解のための研修の実施 5回開催（保護者、保健師、教職員等、延べ309人が参加）

発達障害についての理解を深める個別相談会の開催 2回開催（保護者等、4人が参加）

発達障害児・者サポーター養成講座の開催 全5回開催（延べ582人が参加、修了者62人）

関係機関との連絡会の開催 5回開催（放課後等デイサービス等）

ペアレントメンターによる子育て相談の実施 9回開催（ペアレントメンター延べ14人、保護者延べ40

人が参加)

ペアレントトレーニングの実施 5回開催（保護者延べ50人が参加）

(25) 障害者虐待防止対策事業

「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年6月24日に成立し、24年10月1日に施行されたことから、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を行うため、障がい福祉課内に高松市障害者虐待防止センターを設置した。

令和元年度 相談件数 56件 うち虐待として認定した件数 2件

(26) 障害者に対する医療費の助成

障害者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図るため、昭和49年4月1日から障害者に対する医療費の助成を行っている。

ア 県補助事業と市単独事業の区分

県補助事業	市単独事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級から3級</li> <li>・療育手帳<math>\text{\textcircled{A}}</math>、A、<math>\text{\textcircled{B}}</math></li> <li>・戦傷病者手帳特別項症から第4項症まで、かつ身体障害者手帳4級 (平成20年8月1日以降、新たに上記の手帳を取得する者は、65歳未満の者に限る。)</li> <li>・所得制限あり</li> <li>・平成20年8月診療分より一部負担金あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳4級</li> <li>・療育手帳B</li> <li>・戦傷病者手帳特別項症から第4項症まで、かつ身体障害者手帳4級以外</li> <li>・戦傷病者手帳第5項症から第7項症 (平成20年8月1日以降、新たに上記の手帳を取得する者は、65歳未満の者に限る。)</li> <li>・平成20年8月1日以降、所得制限あり</li> <li>・一部負担金なし</li> </ul>

イ 医療費助成状況

(元年度)

区分	1カ月平均					年間助成総額 (円)
	対象人員 (人)	受診率 (%)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	助成額 (円)	
障害者医療	7,821	242.29	47,654	115,463	108,551,036	1,302,612,434
後期高齢障害者医療	3,532	233.89	—	—	25,781,037	309,372,439

ウ 受給要件

高松市に住所を有し、医療保険各法の規定により、医療の給付を受けることができる者（生活保護法の適用を受けている者は除く。）に対し、自己負担分を助成している。

受給対象者	所得制限	資格取得日	医療証の名称	給付方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1級～4級、療育手帳<math>\text{\textcircled{A}}</math>、A、<math>\text{\textcircled{B}}</math>、Bまたは、戦傷病者手帳全項症に該当する者 (平成20年8月1日以降、新たに上記の手帳を取得する者は、65歳未満の者に限る。)</li> </ul>	あり	申請した日の属する月の初日から受給資格ができる 〔ただし、転入等については特例あり〕	障害者医療証	現物給付 〔ただし、県外の病院等で受診した場合は償還給付〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律による医療受給者で、上記のいずれかに該当する者</li> </ul>			後期高齢障害者受給資格者証	償還給付

(27) 障害者手帳等申請用に対する診断書作成料の助成

障害者並びに障害児及びその保護者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、障害者手帳等の再認定または更新申請のため医師の診断書を必要とする者に対し、平成26年10月1日から診断書作成に要した費用の助成を行っている。

ア 助成対象者

高松市に住所があり、次のいずれかの申請のために、医療機関から診断書の交付を受けた者（ただし、生活保護を受けている者は対象外）

- (ケ) 身体障害者手帳の再認定申請
- (イ) 精神障害者保健福祉手帳の更新申請
- (ウ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療）の再認定申請

イ 助成額

診断書作成料の実費  ただし、上限(ア)(イ)については、5,000円、(ウ)については3,000円

ウ 助成状況（令和元年度）

助成人数 2,949人、 助成金額 9,793,645円

(28) 障害者就労支援促進事業

障害者の就労促進と社会的、経済的な自立促進を図るため、平成26年度から就労支援促進事業を実施している。

ア 中央商店街の空き店舗を活用した、障害者の働く店を開設する事業者へ補助金を助成する。

令和元年度実績  助成事業者 1業者、就労者数（延べ） 5人

イ 障害者就労訓練の場「ヨロコビ たかまつ ふれあいの店」を開設し、自立や社会参加を行う。

令和元年度実績  延べ訓練者数 434人

(29) 障害者差別解消推進事業

平成28年4月1日から、障害を理由とする差別に関する相談の受付を実施している。また、意思疎通のための合理的配慮として、窓口到手話通訳者を配置している。

令和元年度  相談件数 29件

(30) 障がい者地域生活支援推進事業

障害者の地域での生活を支援するため、基幹相談支援センターの中核拠点1か所を、社会福祉法人高松市社会福祉協議会（福祉コミュニティセンター高松東館）に設置した。また、同地域拠点を市内7か所の相談支援事業所に併設し、平成30年度から新たに総合的・専門的な相談や情報提供・助言、既存の障害福祉サービス事業所等との連携調整などを行っている。

(31) 身体障害者福祉センター（コスモス園）

身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、日常生活訓練・社会適応訓練等の事業を行い、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。平成30年4月1日から社会福祉法人高松市社会福祉協議会（福祉コミュニティセンター高松東館）に移転して、一部業務を委託し運営している。

利用状況 (各年度3.31現在)

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
延べ利用者数（人）	10,076	10,157	9,781	6,727	8,066

(32) 手話言語・障害者コミュニケーション手段の普及促進事業

令和元年度から手話等コミュニケーション手段に関する必要な情報を提供するとともに、それらを容易に利用できるようにするため、環境整備に関する施策や、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策を実施している。

ア コミュニケーション支援アプリ搭載タブレット配置 本庁舎及び出先機関窓口 15台

イ 手話通訳者育成に向けた研修の実施

(33) 合理的配慮の提供支援に係る助成金交付

令和元年度から障害がある人に合理的配慮を提供するため、市内の民間事業者などが、点字メニュー、筆談ボード、簡易スロープ等を作成・購入等を行う場合に、その費用の一部を助成している。

ア 交付対象者

- (ア) 商業者などの民間事業者
- (イ) 自治会などの地域の団体
- (ウ) その他市長が特に必要と認める団体

イ 助成額

- (ア) コミュニケーションツール作成費 助成限度額20,000円 助成割合 3/4
- (イ) 物品購入費 助成限度額50,000円 助成割合 3/4
- (ウ) 工事施工費 助成限度額200,000円 助成割合 3/4

ウ 助成状況（令和元年度）

助成件数 9件 助成金額 933,000円

13 生活保護

生活に困窮する世帯に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、その自立を助長するなど、生活保護制度の適正な運営に努めている。

生活保護の動向は、社会的・経済的要因などの影響を受けて推移するが、最近の本市の状況は次のとおりである。

(1) 年度別保護状況

年度	種別	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (‰)	
				世帯	人員
27		4,852	6,433	26.5	15.3
28		4,833	6,282	26.3	14.9
29		4,805	6,129	25.9	14.6
30		4,862	6,207	26.0	14.7
元		4,904	6,192	26.0	14.8

(注) ‰ (パーミル) とは千分率

(2) 年度別扶助費及び構成比

(単位：千円・%)

年度 区分 扶助別	27		28		29		30		元	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
生活扶助	3,568,806	30.7	3,474,329	31.0	3,372,339	30.3	3,320,898	29.9	3,242,908	28.9
教育扶助	64,191	0.5	59,110	0.5	54,470	0.5	52,042	0.5	42,516	0.4
住宅扶助	1,473,451	12.7	1,438,626	12.8	1,440,945	13.0	1,478,166	13.3	1,466,356	13.1
医療扶助	6,080,281	52.2	5,795,672	51.7	5,818,100	52.3	5,798,121	52.3	6,011,616	53.6
介護扶助	313,484	2.7	320,106	2.9	310,322	2.8	317,777	2.9	334,357	3.0
その他扶助	55,488	0.5	47,698	0.4	44,263	0.4	44,631	0.4	35,202	0.3
施設事務費	82,813	0.7	79,971	0.7	81,642	0.7	80,876	0.7	78,771	0.7
合計	11,638,514	100.0	11,215,512	100.0	11,122,081	100.0	11,092,511	100.0	11,211,726	100.0

## (3) 年度別労働力類型状況 (平均)

区分		年度				
		27	28	29	30	元
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	495	518	525	575	601
	日雇労働者	30	24	28	30	19
	内職者	10	7	5	6	4
	その他の就業者	12	9	9	7	8
	合計	547	558	567	618	632
世帯主は働いていないが世帯員は働いている世帯		102	97	93	88	84
働いている者のいない世帯		4,161	4,132	4,102	4,114	4,138
① 現に保護を受けた世帯数		4,811	4,787	4,762	4,821	4,854
② 停止中		41	46	43	41	50
①と②の計		4,852	4,833	4,805	4,862	4,904

## (4) 年度別世帯類型状況 (平均)

区分		年度				
		27	28	29	30	元
高齢者世帯		2,294	2,366	2,408	2,431	2,455
母子世帯		335	302	268	269	268
傷病者世帯		771	714	686	693	686
障害者世帯		425	426	424	427	425
その他の世帯		985	980	976	998	1,020
合計 (停止中を除く世帯数)		4,810	4,788	4,762	4,818	4,854
(再掲) 医療支援給付単給		155	171	175	244	125
(再掲) 単身世帯		3,816	3,863	3,897	3,969	4,016

## (5) 医療扶助

現在、被保護人員総数の約8割が何らかの傷病により、医療扶助を受けている。

また、入院患者を病類別に見ると、精神疾患者が最も多く入院患者全体の半数を占めている。

## ア 1件当たり入院外来費用額

(単位:円・%)

種別		年度				
		27	28	29	30	元
入院	金額	470,417	454,695	470,177	479,285	490,975
	前年度対比	103.0	96.7	103.4	101.9	102.4
外来	金額	19,442	18,813	19,468	19,953	20,122
	前年度対比	102.6	96.8	103.5	102.4	100.8

## イ 年度別医療扶助費の推移

(単位:千円・%)

年度		27	28	29	30	元
金額		6,080,281	5,795,672	5,818,100	5,851,586	6,011,616
前年度対比		106.5	95.3	100.4	100.5	102.7

## 14 中国残留邦人生活支援

中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定を図るため、従来の生活保護制度に変わり、世帯の収入が一定の基準に満たない中国残留邦人等に対し、支援給付を行う。

平成20年度から新たな支援策として施行された。



## (1) 年度別受給状況

種別 \ 年度	27	28	29	30	元
支援給付受給世帯(世帯)	18	18	18	17	16
支援給付受給人員(人)	23	23	22	21	20

## (2) 年度別支援給付費及び構成比

(単位：千円・%)

区分 \ 年度	27		28		29		30		元	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
生活支援給付	14,207	31.3	13,974	36.3	14,333	37.3	13,626	30.6	12,708	30.4
住宅支援給付	3,624	8.0	3,894	10.1	4,376	11.4	4,448	10.0	4,196	10.0
医療支援給付	25,837	56.9	18,448	47.9	17,479	45.4	24,265	54.5	23,034	55.0
介護支援給付	1,230	2.7	1,259	3.2	1,219	3.2	1,307	2.9	1,390	3.3
配偶者支援金	520	1.1	954	2.5	1,039	2.7	866	2.0	520	1.3
合計	45,418	100.0	38,529	100.0	38,446	100.0	44,512	100.0	41,848	100.0

平成26年10月から永住帰国前からの特定配偶者に対する配偶者支援金が創設された。

## (3) 年度別世帯類型状況(高齢者世帯：男女とも65歳以上)

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
高齢者世帯	18	18	18	16	16
母子世帯	0	0	0	0	0
傷病者世帯	0	0	0	0	0
障害者世帯	0	0	0	0	0
その他の世帯	0	0	0	0	0
合計(停止中を除く世帯数)	18	18	18	16	16
(再掲) 医療支援給付単給	0	0	0	0	0
(再掲) 単身世帯	13	13	14	12	12

## 15 生活困窮者自立支援事業

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、必要な事業を実施している。

## (1) 自立相談支援事業(必須事業 モデル事業としては平成26年度から実施)

生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して、それぞれの状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスを提供するとともに、包括的かつ継続的な支援を行う。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労指導などを行う。

## ア 自立相談支援センターたかまつの開設(平成26年6月)

場所 高松市番町二丁目1番1号 NTT番町ビル1階

開館時間 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日、年末年始は休み。)

## イ 自立相談支援センターたかまつでの対応件数

種別 \ 年度	27	28	29	30	元
相談受付件数	626	554	592	606	579
プラン策定件数	69	115	89	93	134

(2) 住居確保給付金の支給（必須事業 平成27年度から実施）

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を失っている者、または失うおそれのある者（賃貸住宅に入居している者に限る。）を対象として、原則3カ月間（最長9カ月間）、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労支援員による就労機会の確保に向けた支援を行う。

(3) 就労準備支援事業（任意事業 平成27年度から実施）

生活のリズムが崩れていたり、社会との関わりに不安を抱いていたり、就労意欲が低下していたりするなど、複合的な課題があり、直ちに就労することが困難な者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎的能力を形成するために、計画的な支援を行う。

(4) 子供の学習支援事業（任意事業 平成27年度から実施）

経済的な理由などにより、進学や就職が阻害されるおそれのある子供に対して、学習支援に関する事業を実施し、「貧困の連鎖」の防止を図る。

ア 学習支援事業参加対象者 中学生

イ 開設場所 市内4か所

ウ 開設日時 毎週土曜日の午前または午後 4時間程度

(5) 就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定（平成27年度から実施）

生活困窮者に対し、事業者が自主事業として、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う場合、本市が一定の基準に適合する事業所の認定を行う。

※令和元年度 0事業所認定（合計8事業所）

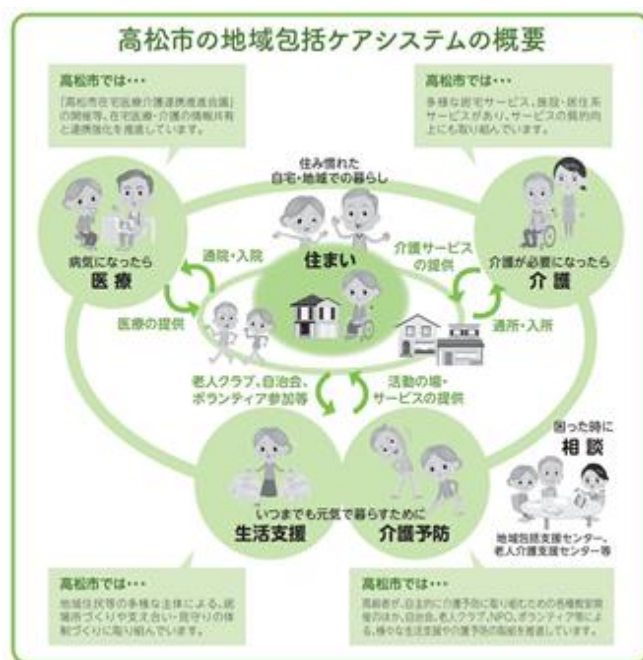
## 16 高齢者福祉

(1) 高齢者保健福祉計画

人口減少、超高齢社会が現実のものとなる中、平成30年3月、30年度から令和2年度を計画期間として、「住み慣れた地域で共に支え合い、高齢者が自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現」を基本理念とする「第7期高松市高齢者保健福祉計画」を策定した。本計画は、老人福祉法による老人福祉計画及び介護保険法による介護保険事業計画を一体化したものであり、我が国において、団塊の世代が全て75歳以上となり、約3人に1人が高齢者となる7年を見据えた、中長期的な視野に立ち、包括的な支援体制の構築、介護予防と社会参加の推進、生活環境の充実等を具体的に進めていくための計画である。

(2) 高齢化の現状

本市の総人口に占める65歳以上人口の割合は、昭和40年には15人に1人の6.5%であったが、60年には、9.5人に1人の10.6%、さらに平成27年10月には、3.8人に1人の27.0%と高齢化が進み、また、寝たきりや独り暮らし高齢者などの要援護高齢者の数も高齢者人口とともに増加傾向にあることなどから、今後、これらの要援護高齢者や、その家族を支援するための福祉施策を一層充実させることが必要である。



## ア 高齢者人口の推移

区分		年度				
		7	12	17	22	27
総人口(人)		331,004	332,865	337,902	419,429	420,748
65歳以上人口(人)		49,780	58,609	68,289	93,667	109,369
比率(%)		15.0	17.6	20.2	23.0	27.0
参考	香川県比率(%)	18.2	20.9	23.3	25.8	29.9
	国比率(%)	14.5	17.3	20.1	23.0	26.6

(注1) 国勢調査(各年度10月1日現在)

(注2) 総人口には、年齢不詳を含む。

(注3) 比率は、分母から年齢不詳を除いて算出している(平成22年度以降)。

## イ 独り暮らし・寝たきり高齢者の推移

(各年度9月現在 単位:人)

区分		年度				
		27	28	29	30	元
独り暮らし高齢者		9,596	9,610	9,578	9,358	9,233
寝たきり高齢者		461	417	326	302	255

### (3) 長寿社会への意識啓発

高齢者福祉に関する市民の理解と認識を深めるため、広報紙などの広報媒体の活用をはじめ、保健福祉サービスを分かりやすく紹介したパンフレットを作成するなど、保健福祉サービスをPRしている。

また、高齢者への虐待を防止するとともに、虐待を受けた高齢者の保護や養護者への支援等を迅速かつ効果的に実施するため、平成18年3月に「高松市高齢者虐待防止・対応マニュアル」を作成し、22年3月に虐待事例の分析、虐待時の通報先を新しくした改定版を作成し、さらに31年3月に、要介護施設従事者等による高齢者虐待の対応フロー図の追加や虐待対応の終結までの留意点を記載した改訂版を作成した。

### (4) 高齢者生きがい対策

#### ア 老人クラブ

老人クラブは、地域社会において高齢者自身が、クラブ活動を通して健全で豊かな生活や生きがいを高め、高齢者福祉の増進に役立てることを目的とする高齢者の自主的な組織である。また、老人クラブは、全クラブを包括した高松市老人クラブ連合会を結成しており、全般的な運営についての連絡調整、高齢者の健康と福祉の増進、社会参加の促進に必要な事業等を実施している。

#### (ア) 結成状況

クラブ数 336

会員 15,674人(令和2年4月1日現在)

#### (イ) 主な活動状況

- ・教養活動 高松いきいき大学、講習会の開催、社会見学等
- ・社会奉仕活動 公共施設清掃、友愛訪問、施設友愛訪問等
- ・スポーツ振興 スポーツ大会、ゲートボール大会等

#### イ シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者が長年培った知識や技能などを生かし、社会の一員として社会活動への参加と生きがいを高めるため、昭和57年4月1日に、社団法人シルバー人材センター高松市高齢者事業団として、会員数211人で発足した。61年度に事務所を移転し、62年6月1日からは社団法人高松市シルバー人材センターに名称を変更、また、平成24年4月1日からは公益社団法人に移行した。

## 事業運営状況（独自事業を含む。）

（各年度末現在）

区分 \ 年度	29	30	元
正会員数	1,770人	1,716人	1,690人
受注件数 （うち公共団体分）	21,462件 (1,105件)	20,237件 (1,026件)	19,305件 (911件)
契約金額 （うち公共団体分）	611,974,336円 (139,019,779円)	593,894,274円 (130,292,451円)	573,020,319円 (119,449,589円)
就業人員	1,291人 (延べ159,744人)	1,231人 (延べ150,770人)	1,201人 (延べ143,984人)

## ウ 敬老の日の行事

毎年9月には、地域コミュニティ協議会が実施主体となり、75歳以上の高齢者に対し、地区ごとに敬老会を開催し、祝品を贈るとともに、市長及び市議会議長等が高齢者宅を訪問し、記念品を贈って長寿を祝っている。

## 実施状況

（元年度）

区分	対象者数	備考
75歳以上	約60,000人	平成26年度から高松市社会福祉協議会への委託事業からまちづくり交付金へ移行 大島への助成は継続（一人当たり2,640円）
市内最高齢者	男107歳 女110歳	保多織膝かけ
100歳	123人	保多織座布団

## エ 敬老祝金

昭和46年度から始まった、高齢者の長寿を祝うための敬老祝金支給事業については、53年度から年齢75歳以上88歳未満の者に5,000円、年齢88歳以上の者に7,000円を支給していたが、多様化する高齢者福祉へのニーズに適切に対応するため、事業の見直しを行い、平成13年度から、77歳の者に10,000円、88歳の者に20,000円、99歳以上の者に30,000円を支給している。26年度からは77歳の者への支給を、30年度からは100歳以上の支給を廃止した。また、令和2年度からは、高齢化の進展と財政状況を鑑みて、敬老祝金支給事業を廃止した。これに伴い88歳の者に敬老祝品を贈ることとした。

## 支給状況

区分 \ 年度	27	28	29	30	元	
88歳	人数（人）	1,867	1,907	2,127	2,056	2,282
	金額（円）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	支給総額（千円）	37,340	38,140	42,540	41,120	45,640
※99歳以上	人数（人）	432	453	443	131	159
	金額（円）	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	支給総額（千円）	12,960	13,590	13,290	3,930	4,770

※平成30年度から、99歳のみを支給

## (5) 在宅高齢者福祉

## ア 高齢者短期入所事業

65歳以上の介護保険給付対象外となる虚弱な高齢者が、疾病等の理由で家庭での養護が困難となった場合に、養護老人ホームで行う短期入所事業を実施することにより、在宅高齢者とその家族の援護に努めている。

実施状況

(単位：人・日)

施設名	27		28		29		30		元	
	人数	利用日数	人数	利用日数	人数	利用日数	人数	利用日数	人数	利用日数
さぬき	10	378	6	80	16	370	16	463	18	457
あぜりあ園 (旧ひぐらし荘)	20	618	20	987	26	1,076	20	497	14	335
合計	30	996	26	1,067	42	1,446	36	960	32	792

イ 軽度生活援助事業

平成13年度から、日常生活上の援助が必要な65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などを対象に、軽易な日常生活上の援助を行い、高齢者の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行防止を図っている。なお、29年度から最低賃金の上昇に対応するため、1時間当たりの利用者負担を200円から300円に見直した。

実施状況

区分	27	28	29	30	元
登録者数(人)	3,443	3,090	3,028	2,798	2,628
延べ利用回数(回)	18,342	17,402	15,085	13,730	12,575
委託料(円)	33,395,480	34,309,848	26,371,400	24,966,570	24,135,227

ウ 高齢者福祉タクシー助成事業

平成13年5月から、外出をすることが難しい65歳以上の在宅の高齢者のうち、介護保険制度の「要介護認定」を受けており、市民税非課税の者に対して、年度内有効のタクシー助成券を交付し、タクシー料金の一部を助成することにより、外出支援を図っている。

実施状況

区分	27	28	29	30	元
交付人数(人)	3,073	3,138	3,247	3,172	3,162
事業費(円)	13,576,330	14,172,620	14,214,970	13,642,400	13,527,160

エ 日常生活用具給付事業

65歳以上ひとり暮らし高齢者等であって、心身機能の低下により防火等の配慮が必要な者に対する日常生活用具給付事業については、平成12年4月からほとんどの給付品目について介護保険制度における福祉用具貸与・購入費の支給サービスへと移行したが、介護保険給付対象外となる火災警報器、自動消火器及び電磁調理器の3品目について事業を継続し、引き続き日常生活の支援に努めている。なお、24年度から対象者の所得要件を市民税非課税とする見直しを行った。

給付状況

(単位：台)

区分	27	28	29	30	元
自動消火器	16	10	3	18	8
火災警報器	19	10	6	18	10
電磁調理器	41	22	28	26	25

オ 高齢者福祉電話の貸与

昭和49年度から、地域社会等との交流の少ない低所得のひとり暮らし高齢者等に福祉電話を貸与し、平成24年度から貸与対象者の所得要件を市民税非課税とする見直しを行い、高齢者の孤独感の解消などに努めた。なお、あんしん通報サービス事業、見守りサービス等の事業の充実や、電話取得に当たっての環境の大きな変化等から、30年度から新規貸与は受け付けないこととする見直しを行った。

## 貸与状況

(単位：台)

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
貸与台数	148	135	112	93	62

## カ 在宅寝たきり高齢者等介護見舞金

平成2年度から、65歳以上の寝たきりや認知症高齢者を6カ月以上在宅で介護している人を支援し、その労をねぎらうため、介護見舞金を支給している（月額6,000円、生計中心者の前年分所得が800万円以下の者）。なお、24年度からは、寝たきり等高齢者の身体要件を要介護4、5の重度の要介護高齢者とし、所得要件は設けないこととする見直しを行った。

## 給付状況

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
給付人数(人)	801	791	733	656	686
支給総額(千円)	45,036	43,182	39,720	36,894	38,508

## キ 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業

平成元年度から、65歳以上のおおむね6カ月以上寝たきり、または認知症でおむつを必要とする高齢者に紙おむつを給付している。また、17年度から、80歳以上のおおむね6カ月以上過活動膀胱による、尿失禁と夜間頻尿が継続している高齢者への給付を開始し、さらに20年度からは、尿とりパッドに夜間用を追加するなど、サービスの充実に努めている（生計中心者の前年分所得が800万円以下の者）。なお、23年度からは、寝たきり等高齢者の身体要件を要介護3～5の要介護高齢者とし、さらに24年度からは、所得要件をその世帯の生計中心者の市民税額非課税とする見直しを行った。

## 給付状況

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
登録人数(人)	1,737	1,640	1,724	1,821	1,881
延べ給付人数(人)	18,943	18,261	18,879	19,644	20,414

## ク 高齢者機能回復訓練事業

疾病・負傷等により、心身の機能が低下している60歳以上の在宅高齢者に、瓦町健康ステーション、ふれあい福祉センター勝賀において、無料で必要な訓練等を行い、日常生活能力の回復または機能の低下を防止するなど、健康の保持・増進を図っている。

瓦町健康ステーションについては、平成27年10月に老人福祉センター茶寿荘から機能の大部分を移転したものである。

## ケ 高齢者と施設の交流事業（給食サービス）

昭和52年度から、おおむね65歳以上の独り暮らし高齢者等を対象に、地域の民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、老人ホームにおいて調理された食事を配食することにより、高齢者と老人ホームまたは地域社会との交流を図っている。平成30年度から配食見守り事業との均衡を図り、本市の負担額を200円とする見直しを行った（1食当たり600円のうち400円自己負担）。

令和2年4月現在、22施設28地区で実施している。

## (ア) 実施地区

栗林、亀阜、香西、古高松、仏生山、多肥、屋島、塩江、香川、香南、牟礼、庵治、鬼無、檀紙、川岡、円座、下笠居、木太、花園、十河、川島、林、太田、太田南、三谷、一宮、築地、松島

(イ) 実施状況

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
対象人数(人)	399	464	468	366	322
延べ食数(食)	30,574	34,760	34,653	24,301	22,410
事業費(円)	12,499,950	14,114,050	14,070,400	4,955,550	4,569,900

コ 高齢者と地域の交流事業

昭和59年度から、65歳以上の独り暮らし高齢者等を対象に、地域の民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、地区コミュニティセンターなどにおいて、会食方式での食事サービスを実施することにより、高齢者と地域社会との交流を図っている（1食当たり580円のうち180円自己負担）。

平成28年度から国分寺南部と国分寺北部が合同開催となり、2地区から1地区（国分寺地区）となった。

(ア) 実施地区

日新、二番丁、亀阜、四番丁、新塩屋町、築地、花園、栗林、鶴尾、太田（太田、太田中央の2か所で実施）、太田南、古高松（古高松、古高松南の2か所で実施）、川添、仏生山、多肥、下笠居、男木、川島、西植田、前田、円座、木太、屋島、林、川岡、東植田、国分寺北部、国分寺南部（国分寺北部、国分寺南部は合同で実施）、十河、弦打

(イ) 実施状況

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
地区数(地区)	29	28	28	28	28
延べ食数(食)	23,064	23,506	23,323	23,149	20,509
事業費(円)	9,873,900	9,929,071	9,895,116	10,074,369	9,193,260

サ 高齢者住宅等安心確保事業

平成4年2月から、県営高松元山団地のシルバーハウジング（高齢者世話付住宅 28戸）、7年3月から、市営旭ヶ丘団地のシルバーハウジング（高齢者世話付住宅 27戸）、10年8月から市営香西本町団地のシルバーハウジング（高齢者世話付住宅 22戸）、また、13年11月から市営川東団地のシルバーハウジング（高齢者世話付住宅 12戸）に居住する高齢者に対し、シルバーハウジングに近接する社会福祉法人から生活援助員（各1人～2人）を派遣し、日常生活の相談指導・安否確認・緊急時の対応などのサービスを提供している。

シ 高齢者・障害者住宅改造助成事業

平成7年9月から、65歳以上の寝たきり等の高齢者または重度身体障害者が、自宅で暮らしやすい生活ができるように住宅の浴室・便所等を改造する場合、その費用の一部を助成している。なお、24年から助成対象者の所得要件の判断基準を所得税非課税から市民税非課税とする見直しを行った。

また、30年度から助成対象者の所得要件の判断基準を世帯の生計中心者の前年分所得が500万円以下から、同居する家族全員が市民税非課税とする見直しを行った。高齢者住宅改造助成事業については、介護保険制度において同様の制度があることに加え、近年の住宅状況も変化しており、本事業の申請件数が減少していることから、令和元年度をもって廃止した。

(ア) 助成限度額 対象工事費の4分の3で75万円まで

(イ) 世帯要件 市内に1年以上住所を有し、同居する家族全員が市民税非課税かつ市税を滞納していない方

(ウ) 事業状況

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
助成件数(件)	27	16	23	11	11
助成金額(円)	9,478,000	5,141,000	6,573,000	3,704,000	4,342,000

ス 要援護者台帳の整備促進

独り暮らし高齢者の把握、各地区民生委員・児童委員の協力による見守り体制を構築する。

セ 高松市地域で支えあう見守り活動に関する協定の締結

本市、企業・団体等及び高松市民生委員児童委員連盟が、それぞれの立場で連携・協力して、高齢者等の見守り活動及び支援活動を行うことにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とした、地域で支えあう見守り活動に関する協定を締結した。

企業・団体等の協力事業者が、通常業務の範囲内において、高齢者等支援を必要とする方の自宅を訪問した際、何らかの異変を発見した場合に、その状況を連絡していただくことで、事故等の未然防止や早期発見など、高松市民生委員児童委員連盟や関係各課等と連携し、適切な対応を図る。

協定締結事業者数 87事業者（令和元年度末現在）

ソ たかまつ介護相談専用ダイヤル

高齢者に関する、介護や生活などの相談を、24時間365日相談できる電話窓口を開設し、高齢者自身や家族からの相談に介護支援専門員など介護や福祉の専門職が相談に応じる。

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
利用件数(件)	311	311	342	443	489

タ あんしん通報サービス事業（旧緊急通報装置貸与等事業）

在宅の独り暮らし高齢者等に、昭和62年度から、急病、災害そのほか緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与(給付)していた。平成27年4月から事業名をあんしん通報サービス事業と変更し、緊急時にボタンを押すとコールセンターにつながる方式に統一し、緊急時のみならず、24時間365日、健康や日常生活の相談に対応できるなどサービスを向上した。

また、対象者をおおむね65歳以上の独り暮らし高齢者から、おおむね65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定に基づく要介護状態区分が、要介護に該当する旨の認定を受けている者等とした。なお、従来の緊急通報装置については、27年度から3年間で順次切り替えることとしており、29年度末であんしん通報サービス事業に移行した。

設置台数

(単位：台)

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
緊急通報装置	1,330	616	0	0	0
あんしん通報装置	812	1,359	1,756	1,627	1,549

チ 配食見守りサービス事業

平成28年10月から、独り暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯で、食事の支援や見守りが必要な者に対し、弁当の配達サービスを行っている。なお、市民税非課税者に対して、1食当たり200円を助成している（週2回まで）。



区分 \ 年度	28	29	30	元
登録者数 (人)	491	703	790	903

ツ 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏高齢者セーフティネットワーク事業

警察署をはじめとした関係機関・団体等との相互連携による情報の一元化を図り、徘徊高齢者の早期発見と速やかな保護・適切な措置を行うとともに、併せて認知症高齢者を抱える家族等の不安と負担の軽減を図るため、平成12年3月から徘徊高齢者保護ネットワーク事業を実施している。しかしながら、高齢者の徘徊の範囲が周辺町に及ぶ場合もあることから、22年度から三木町及び綾川町、24年度からさぬき市、28年度から東かがわ市と連携し、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏高齢者セーフティネットワーク事業として、より広範囲で捜索活動を行えるようにした。

また、27年8月からネットワークを拡充し、一般市民等に電子メールを一斉配信することで、迅速かつ広範囲への情報伝達を行い、認知症が原因で徘徊する高齢者等の早期発見・保護に取り組んでいる。

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
通報件数(件)	25	19	6	17	8
電子メール配信 (件)	6	7	5	15	8

テ 徘徊高齢者家族支援サービス

平成15年4月から、おおむね65歳以上の徘徊のおそれが認められる認知症高齢者を在宅で介護している家族に対し、当該高齢者が徘徊した際の位置情報を、早期に家族等に伝えるシステムの利用に係る経費の一部を助成し、高齢者の事故防止を図るとともに、家族が安心して介護できる環境の整備を進める。

実施状況

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
助成件数(件)	7	5	6	9	3
事業費(円)	82,404	58,860	70,632	105,948	35,970

ト 高齢者特別あんしん見守り事業

孤立に陥りがちな、定期的な見守りが必要な高齢者を対象に、令和元年度よりシルバー人材センターの会員に代わり、老人介護支援センターの職員等が、週1回程度家庭を訪問し、安否確認や相談等を行った。

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
利用者数(人)	12	10	12	8	9

ナ 高齢者居場所づくり事業

高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点をなくして孤立することなどを防ぐため、高齢者等が気軽に集える居場所の開設を推進した。

居場所はおおむね徒歩圏内に1か所を目安として、おおむね65歳以上の高齢者が気軽に集うことができるスペースで、介護予防、健康増進、地域のボランティア活動、世代間交流など、様々な活動を行っている。

実施状況

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
開設数 (箇所)	188	240	244	241	238
施設整備助成金 (円)	10,141,000	5,708,000			
運営助成金額 (円)	6,715,000	9,115,500	10,185,000	10,108,500	10,041,000

平成30年度からは、高齢者の居場所等の活動支援と高齢者の健康増進を目的として、高松市内3医師会連合会や歯科医師会などと連携し、希望する居場所等に医師などを派遣し、専門的見地に基づく健康講話等を実施した。また、高齢者の居場所に加え、認知症カフェ及び一定の要件を満たすふれあい・いきいきサロン等を広義の高齢者の居場所として位置づけ、その活動を支援した。

実施状況

(2.3月末現在)

連携者	年度	30	元
医師		3件 (2)	13件 (6)
歯科医師		32件 (0)	4件 (2)
医療系大学		14件	21件
民間事業者		32件 (9)	50件 (11)
合計		延べ81件 (11)	延べ88件 (19)

※重複件数 ( )

※H30連携事業実施居場所…70居場所

R 元連携事業実施居場所…69居場所

## 二 移動販売参入助成事業

平成30年度から身近な商店の減少や公共交通の未整備、また高齢化の進行等により、食料品、日用雑貨品そのほか、日常生活に必要な物資の購入が困難な地域において、主に高齢者を対象とした移動販売及び見守り活動を行う者に対し、車両購入等に要する経費の一部を助成する事業を開始した。

30年度は、選定した事業者が都合により辞退したため、助成は行っていない。移動販売参入助成事業については、令和元年度にも公募を行ったが、募集事業者がなかったため、令和元年度をもって事業を廃止した。

## (6) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設で、老人ホームさぬき等に措置している。

養護老人ホーム入所状況

(2.4.1現在)

施設名	内訳	定員 (人)	所在地	設置主体	高松市からの入所者 (人)
さぬき		100	高松市	社会福祉法人 さぬき	70
あぜりあ園		100	高松市	社会福祉法人 すみれ福祉会	70
綾歌荘		75	丸亀市	社会福祉法人 宝樹園	4
ウエストガーデン		60	坂出市	社会福祉法人 和光福祉会	1
盲養護老人ホーム香東園		50	さぬき市	社会福祉法人 香東園	11
琴平老人の家		70	琴平町	社会福祉法人 琴平福祉事業団	1
四天王寺悲田院		420	大阪府羽曳野市	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団	1
えびな南		50	神奈川県海老名市	社会福祉法人 中心会	1
合計		925			159

## (7) 老人福祉施設等整備

### ア 老人いこいの家

老人福祉施設として老人いこいの家を市内10か所に設置し、レクリエーション活動等を通じて高齢者の心身の健康増進を図るとともに、地域での高齢者の会合等の利用に供している。

施設名	所在地	施設名	所在地
白梅荘	扇町一丁目 2-31	西二番丁荘	扇町三丁目 6-15
亀阜荘	亀岡町 7-7	新北荘	新北町 6-15
楠上荘	楠上町二丁目 5-11	栗林藤塚荘	藤塚町二丁目 12-23
二番丁荘	番町二丁目 13-1	庵治朝日児童公園	庵治町 1256-1
花畑荘	多賀町一丁目 1-25	牟礼	牟礼町牟礼 1978-1

#### イ いこいの広場

合併に伴い、牟礼町が高齢者のレクリエーションの場として整備していた「牟礼いこいの広場」を引き継ぎ、高齢者の心身の健康の増進を図るため「高松市牟礼いこいの広場」として高齢者等の利用の用に供している。

所在地 高松市牟礼町牟礼567番地 1

#### ウ ふれあい福祉センター勝賀

高齢者の健康の保持・増進はもとより、各種健康相談や生活相談、機能回復訓練等の在宅保健福祉サービスのほか、レクリエーション活動等の生きがい活動、さらには、地域間交流、世代間交流等の促進機能をも有する地域拠点施設として、平成11年4月15日開館した。

(ア) 所在地 高松市香西南町476番地1

(イ) 敷地面積 7,672.48㎡ 延床面積 2,560.06㎡ (附属建物を含む。)

#### (ウ) 施設内容

##### a 老人福祉センター

地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。

##### b 総合センター

地域における行政組織の総合的な窓口として、幅広い行政サービスを取り扱っている。

##### c 地域包括支援センター

地域の高齢者が自分らしい生活を継続できるよう、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3分野の専門職が連携し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行っている。

##### d 保健ステーション (子育て世代包括支援センター)

乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健事業を総合的に行っている。

##### e 児童スペース

地域の児童や子供会等の活動にスペースを提供し、児童に関わる地域組織活動の育成を図る。

##### f 生きがい活動・世代間交流関連等施設

高齢者が世代をつなぐ役割を果たし、活動できるスペースとするほか、高齢者を中心に広く市民相互のふれあい交流の場とする。

##### g その他

附帯的施設として、ゲートボール場、テニスコート、駐車場54台 (車椅子使用者用2台を含む。)等を備える。

#### (エ) 管理運営

平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しており、31年4月1日からは引き続き公益財団法人高松市福祉事業団が管理運営を行っている。ただし、総合センター、地域包括支援センター及び保健ス

テーションは本市が運営している。

(オ) 使用時間及び休館日・休場日

施設名	区分	使用時間	休館日・休場日
老人福祉センター(浴室を除く.) 児童室 テニスコート ゲートボール場		午前9時～午後5時	日曜日 12月29日から翌年1月3日まで
大会議室 第1会議室 第2会議室 研修室		午前9時～午後10時 (土曜日及び休日は 午後5時まで)	
老人福祉センター浴室		午前10時～午後8時	

(カ) 利用状況

(単位：人)

区分	年度	27	28	29	30	元
入浴		9,953	3,153	9,789	7,227	8,202
集会室		10,846	2,582	9,218	10,108	11,609
テニスコート		3,437	2,602	2,546	2,729	3,386
機能回復訓練室		18,573	5,806	20,309	20,727	20,651
図書室		2,893	491	1,353	1,351	1,044
児童室		1,044	381	1,262	637	825
娯楽室		1,316	379	1,618	1,138	2,378
生活・健康相談室		8,529	2,650	7,580	8,675	7,471
ゲートボール		1,983	2,305	2,224	2,535	2,663
健康相談		21	6	88	100	100
機能相談		1	1	14	90	3

(8) 介護予防拠点施設

高松市介護予防拠点施設として、香南町より2施設を引き継ぎ、高齢者等の健康の保持増進と生きがいづくりを支援するとともに、地域住民の世代間交流の場の提供等を行っている。

名称	所在地
香南ふれあい館	香南町横井1001番地2
香南地域ふれあいセンター	香南町西庄511番地2

(9) 瓦町健康ステーション

介護予防の拠点として、高齢者のみならず、中年期から年を重ねる意味を正しく受けとめ、身体の変化等に関する知識や技能を総合的に身につけることができる「学びの場」を提供し、健康づくりや年齢に応じた社会貢献、生きがいづくりに寄与することを目的として、瓦町FLAG8階に平成27年10月21日に設置した施設である。

ア 所在地 高松市常磐町一丁目3-1 (瓦町FLAG8階)

イ 延床面積 1,057.8㎡

ウ 利用時間及び休館日 午前10時から午後9時まで 年末年始を除き無休

エ 施設内容

- (ア) フィットネスルーム (イ) 大会議室1 (ウ) 大会議室2 (エ) 健康相談室  
(オ) 更衣室(男・女) (カ) 談話コーナー (キ) 事務室

オ 施設の利用状況

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
利用者数（人）	28,307	75,679	62,281	77,982	72,227

カ かがわ電子自治体システム

県内自治体が共同利用するかがわ電子自治体システムを活用し、インターネットを利用した会議室の予約や空き状況の確認ができるサービスを提供している。

(10) サービス付き高齢者向け住宅登録制度

高齢者向けの賃貸住宅または有料老人ホームであって、基準を満たすサービスを提供する事業者は、サービス付き高齢者向け住宅について、都道府県知事、政令市・中核市の長の登録を受けることができ、高松市内に立地する場合は、長寿福祉課にて登録受付を行っている。

サービス付き高齢者向け住宅登録制度の実施により、構造・設備やサービスなど一定の水準が確保された高齢者向け住宅が供給されることになり、高齢者が安心して民間賃貸住宅に居住し、必要なサービスを受けることができる。

また、事業者においても住宅の登録を受けることで、行政による周知が図られるほか、当面の間、建築費(新築・改修)に係る国の補助金、税制上の優遇措置、住宅金融支援機構の融資を受けられる可能性がある等のメリットがある。

17 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい人生を最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどが一体的に切れ目なく提供される状態である、地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題である。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定者等を支える制度として、NPO、ボランティア、地域団体、住民等の多様な主体により様々なサービスを充実させることで地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す制度として、平成26年の介護保険法の改正により新たに創設された。

本市では、この介護予防・日常生活支援総合事業を28年10月から実施しており、多様な主体による様々なサービスの提供体制を構築するとともに、地域の特性を生かした新たな生活支援サービスなど、柔軟な取組について検討を行っている。

そのため、27年10月から、各地区に生活支援コーディネーターを配置し、住民等で構成する「地域福祉ネットワーク会議」の立ち上げを支援することで、39地区に「地域福祉ネットワーク会議」が設置されている。また、住民が主体となって簡易な家事援助サービスを提供する、地域の支え合いの仕組みの構築は、28年10月から開始しており、31年度には25地区で事業を提供している。

28年10月から実施しているサービス（②、③、④については、本市の独自サービス）

	サービス種別	サービス内容・提供時間等	自己負担
訪問型サービス	①介護予防訪問介護従前相当サービス	ホームヘルパーによる掃除、洗濯、調理、買物などの生活援助と入浴介助などの身体介護	1割・2割または3割※
	②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	ホームヘルパー等（一定の研修受講者を含む。）による掃除、洗濯、調理、買物などの生活援助（対象者の状態により週1回か2回、60分程度/回）	1割・2割または3割※
	③訪問型サービスB（住民主体による支援）	地域住民等による買物代行、掃除、洗濯、ごみ出しなどの簡単な家事援助（月5回まで、60分以内/回）	サービス提供者が設定
	④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	専門職による相談指導など（6カ月間）	看護師・保健師等による生活改善のためのアドバイスなど（月2回程度、約60分/回）
リハビリテーションの専門職による自宅で行う自主トレーニングの提案など（通所型サービスC利用期間中、月1回程度、3回まで、約60分/回）			なし
通所型サービス	①介護予防通所介護従前相当サービス	食事や入浴などの日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練など（対象者の状態により週1回か2回）	1割・2割または3割※
	②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	ミニデイサービスなど（対象者の状態により週1回か2回、1回半日程度）	1割・2割または3割※
	③通所型サービスB（住民主体による支援）	自主的な通いの場（月5回まで、3時間程度/回）	サービス提供者が設定
	④通所型サービスC（短期集中予防サービス）	生活機能の改善（6カ月間）（週1回、90分以上/回）	1割・2割または3割※

※3割の自己負担については、平成30年8月から

## (2) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、平成26年9月に、医療機関、介護事業者等で構成される「高松市在宅医療介護連携推進会議」を設置し、在宅医療と介護に関わる者の情報共有と連携の強化に向けた関係団体の連絡調整を行っている。

この会議では、医療・介護職等の多職種による顔の見える関係づくりや、事例検討を通じた効果的な退院支援のための研修会を開催するほか、27年度から医療現場と介護現場をつなぐ在宅医療コーディネーターの養成を行っている。

30年10月に在宅医療支援センターを長寿福祉課内に設置し、医療や介護が必要になっても、高齢者が安心して在宅で療養生活を送ることができるよう、地域の医療・介護関係者などからの相談に応じ、在宅医療・介護の連携に関する支援等を行っている。

また、28年度には、市民が在宅療養を一つの選択肢として考えるきっかけや、医療・介護関係者にとって、情報共有の手段として活用するための「在宅ケア便利帳」を作成した。なお、この「在宅ケア便利帳」には、在宅療養に係る相談窓口や、病院・診療所や歯科診療所、薬局、介護事業所をはじめ、訪問理美容や配食サービスなどを含む、市内約1,700か所の一覧と地図情報を掲載しており、30年3月からは、より多くの方に活用してもらえよう、Web版の「在宅ケア便利ナビ」を開設している。

本事業は、全ての市町村において30年4月までに8つの事業項目に取り組むこととされており、本市では、28年度中に全ての事業項目に着手している。

年度		29		30		元	
種別	区分	開催回数 (回)	参加者数 (人)	開催回数 (回)	参加者数 (人)	開催回数 (回)	参加者数 (人)
		高松市在宅医療連携会議	6		6		6
研修会	多職種連携研修	1	190	1	111	※	-
	医療介護連携 ミーティング	4	455	4	389	※	218

※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、開催を中止した。

## 18 介護保険

### (1) 介護保険

高齢社会の進展に伴い、最大の不安要因となっている高齢者介護について、老人福祉法と老人保健法の異なる制度に基づいて提供されていた高齢者介護サービスを再編成し、国民の共同連帯の理念に基づき、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により、社会全体で支える新たな仕組みとして創設された。

利用者の選択により、保健・医療・福祉にわたる多様な主体から介護サービスを総合的に利用できることが特徴となっている。

### (2) 本市の取組状況

介護保険に関する主な業務は、被保険者証の発行、保険料の賦課・徴収、介護サービスの対象者を決める要介護認定、保険給付に関する業務及び介護サービス事業者に対する指定、更新、実地指導業務などである。

介護保険制度の内容の周知については、広報高松や高松市のホームページを活用するほか、市政出前ふれあいトークの場で市民に直接説明するなど、積極的な広報活動を行っている。

#### ア 保険料

第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料は、所得や世帯の課税状況に応じた5段階で、平成12年10月から保険料の賦課・徴収を開始したが、国の特別対策に基づき、12年度は4分の1に、13年度は4分の3に軽減されていたため、14年度から初めて全額徴収となった。なお、低所得者対策として、15年度から保険料段階を6段階制に、さらに18年度からは7段階制にし、加えて税制改正等により保険料段階が上昇する人については急激な増加を避けるため、保険料率を段階的に調整する経過措置を設けた。

21年度からは従来の第4段階を特例第4段階及び第4段階に分け、第5段階を第5段階及び第6段階に分けて9段階制にした。

また、合併に伴う旧牟礼町区域の不均一賦課は20年度で終了し、21年度から保険料が統一された。

24年度からは従来の第3段階を特例第3段階及び第3段階に、第7段階を第7段階・第8段階・第9段階に、第8段階を第10段階・第11段階・第12段階・第13段階に分けて15段階制にした。

さらに、27年度の保険料改定に伴い、第8段階以下については、国の基準に合わせるため、境界となる基準の判定所得段階を見直し、負担能力に応じた14段階制にした。なお、30年度も保険料改定を行い、27年度から、最も所得の低い第1段階保険料について、国により、消費税を財源とした軽減強化策が講じられており、令和元年度からは、世帯非課税である第1段階から第3段階保険料について、さらなる軽減強化が実施されている。軽減強化策は2年度も引き続き実施されている。

保険料の徴収については、高齢・退職・遺族・障害年金が月額1万5,000円（年額18万円）以上の人は、年金から天引き（特別徴収）され、年金額が月額1万5,000円（年額18万円）未満の人は、納付書や口座

振替などで納める（普通徴収）こととなっている。普通徴収の場合の保険料の納期は、13年度以降は7月から翌年2月までの8期となっている。

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）の保険料は、加入している医療保険によって異なり、医療保険の保険料として納めることとなっている。

(ア) 第1号被保険者の保険料の賦課状況 (元年度)

区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階
賦課対象者数(人)	18,648	11,411	10,818	11,669	15,782	18,198	14,899	7,974
保険料額(円)	29,900	44,200	55,400	71,700	79,600	95,600	103,500	119,400

区分	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	合計
賦課対象者数(人)	3,378	1,614	852	554	411	1,921	118,129
保険料額(円)	131,400	139,300	147,300	155,300	163,200	171,200	

(イ) 第1号被保険者の保険料収納状況 (元年度)

区分	普通徴収	特別徴収	合計
賦課対象者数(人)	11,526	106,603	118,129
年間調定額(円) a	670,412,600	8,503,994,000	9,174,406,600
収納済額(円) b	600,153,192	8,503,994,000	9,104,147,192
収納率 b/a(%)	89.52	100.00	99.23

#### イ 介護認定審査会

要介護認定については平成17年度の6町合併に伴い、18年4月からは高松市介護認定審査会として、3町（三木町、直島町、綾川町）の認定審査会業務を事務受託し、本市と3町の申請分について審査・判定を行っている。なお、18年4月審査会分から電子審査会による審査判定を開始した。

(ア) 委員数 121人

(イ) 合議体数 40合議体（1合議体委員3人）

(ウ) 開催日 毎週火・水曜日 午後6時30分～

(エ) 開催会場 高松市役所ほか8会場

(オ) 介護認定審査会審査判定状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

判定結果	人数(人)	構成比(%)
要支援1	2,667	10.1
要支援2	3,646	13.9
要介護1	6,102	23.2
要介護2	4,576	17.4
要介護3	3,546	13.5
要介護4	3,138	11.9
要介護5	2,427	9.2
小計	26,102	99.2
再調査	1	0.0
非該当 (第2号被保険者で特定疾病に該当しなかった者を含む。)	212	0.8
合計	26,315	100.0



## (カ) 要介護認定状況（高松市分）

区分		非該当	要支援		要介護					合計
			1	2	1	2	3	4	5	
元年度 認定件数	件数	206	2,450	3,204	5,556	4,078	3,016	2,670	2,004	23,184
	比率 (%)	0.9	10.6	13.8	24.0	17.6	13.0	11.5	8.6	100.0
2年3月 末現在 実人員	人数 (人) a		2,737	3,931	5,405	4,860	3,504	2,762	1,992	25,191
	比率 (%)		10.9	15.6	21.5	19.3	13.9	11.0	7.9	100.0
介護保険 事業計画	人数 (人) b		2,689	3,744	5,815	4,791	3,519	2,706	2,210	25,474
	比率 (%)		10.6	14.7	22.8	18.8	13.8	10.6	8.7	100.0
実人員/計画 a/b (%)			101.8	105.0	92.9	101.4	99.6	102.1	90.1	98.9

(※比率は小数点以下第2位で四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。)

## ウ 保険給付の状況

介護保険のサービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1割、2割または3割を、利用者が直接、サービス事業者を支払い、残りの9割、8割または7割をサービス事業者が保険者が支払う（現物給付。本市は香川県国民健康保険団体連合会に審査・支払いを委託している。）こととなっている。

平成27年8月から、65歳以上（第1号被保険者）で一定以上の所得がある方については、これまで一律1割であった利用者負担割合が2割に変更され、また、30年8月から、2割負担者のうち特に所得の高い層の利用者負担割合が3割に変更された。

福祉用具の購入費及び住宅改修費は、利用者が、一旦、全額負担し、後から保険者に請求する償還払い方式のみとしていたが、19年2月から、利用者は対象基準額にかかる利用者負担分（1割、2割または3割）を業者に支払い、利用者負担分を除いた残りの保険給付（9割、8割または7割）については、受領する権限を業者に委任し、保険者から直接業者に支払うようにする「受領委任払い」による支払い方法も可能とした。

また、20年4月1日に施行された、高額医療・高額介護合算療養費制度に係る高額医療合算介護サービス費の支給を、21年度から開始している。

## (ア) 保険給付の状況（年間の月平均）

区分	在宅サービス	在宅及び居住系サービス	施設サービス利用者				
			介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計	
利用実績	受給者数（人） a	14,861	16,504	1,625	1,080	107	2,811
	給付額（千円） b	1,821,414	2,177,742	413,755	285,268	35,627	734,651
	1人当たり給付額（円） $b/a=c$	122,563	131,952	254,658	264,117	334,529	261,318
介護保険事業計画	受給者数（人） d	15,114	16,790	1,691	1,260	142	3,093
	給付額（千円） e	1,913,875	2,284,372	418,339	332,614	47,765	798,718
	1人当たり給付額（円） $e/d=f$	126,629	136,056	247,392	263,979	336,370	258,234
実績/計画(%)	受給者数（人） $a/d$	98.3	98.3	96.1	85.7	75.0	90.9
	給付額 $b/e$	95.2	95.3	98.9	85.8	74.6	92.0
	1人当たり給付額 $c/f$	96.8	97.0	102.9	100.1	99.5	101.2

（※利用者を重複してカウントすることを防ぐため、在宅サービスの受給者については、介護予防支援・居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の3サービスの受給者総数の総計を概数として利用する。なお、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。）

## (イ) 居宅サービスの種類ごとの保険給付の状況 (年間の月平均)

サービスの種類	実績		介護保険事業計画	実績/計画 a/b (%)
	利用者数・回数 ・日数 a	給付額 (千円)	利用者日数・回数 ・単位・人数 b	
訪問介護	101,576 (回)	264,559	111,066 (回)	91.5
訪問入浴介護	586 (回)	6,897	688 (回)	85.2
介護予防訪問入浴介護	3 (回)	25	0 (回)	-
訪問看護	19,224 (回)	78,322	13,402 (回)	143.4
介護予防訪問看護	421 (回)	1,549	653 (回)	64.5
訪問リハビリテーション	3,603 (回)	9,996	3,815 (回)	94.4
介護予防訪問リハビリテーション	100 (回)	294	50 (回)	200.0
居宅療養管理指導	2,802 (人)	32,485	2,464 (人)	113.7
介護予防居宅療養管理指導	65 (人)	574	60 (人)	108.3
通所介護	56,067 (回)	421,773	60,018 (回)	93.4
通所リハビリテーション	19,516 (回)	143,515	20,353 (回)	95.9
介護予防通所リハビリテーション	892 (人)	30,024	654 (人)	136.4
短期入所生活介護	32,555 (日)	269,783	35,482 (日)	91.8
介護予防短期入所生活介護	74 (日)	466	73 (日)	101.4
短期入所療養介護	676 (日)	6,680	915 (日)	73.9
介護予防短期入所療養介護	10 (日)	64	0 (日)	-
特定施設入居者生活介護	688 (人)	129,703	668 (人)	103.0
介護予防特定施設入居者生活介護	62 (人)	4,530	69 (人)	89.9
福祉用具貸与	7,601 (人)	95,052	7,489 (人)	101.5
介護予防福祉用具貸与	1,928 (人)	9,745	1,532 (人)	125.8
特定福祉用具購入費	112 (人)	3,170	119 (人)	94.1
特定介護予防福祉用具購入費	32 (人)	684	38 (人)	84.2
住宅改修費	80 (人)	5,944	89 (人)	89.9
介護予防住宅改修費	45 (人)	3,360	41 (人)	109.8
居宅介護支援	12,031 (人)	172,607	12,764 (人)	94.3
介護予防支援	2,529 (人)	11,364	2,059 (人)	122.8

## (ウ) 地域密着型サービスの種類ごとの保険給付の状況 (年間の月平均)

サービスの種類	実績		介護保険事業計画	実績/計画 a/b (%)
	利用者数・回数 ・日数 a	給付額 (千円)	利用者日数・回数 ・単位・人数 b	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	50 (人)	6,670	43 (人)	116.3
夜間対応型訪問介護	194 (人)	33,692	188 (人)	103.2
認知症対応型通所介護	1,866 (回)	20,446	2,180 (回)	85.6
介護予防認知症対応型通所介護	15 (回)	127	0 (回)	-
小規模多機能型居宅介護	231 (人)	43,035	228 (人)	101.3
介護予防小規模多機能型居宅介護	27 (人)	1,883	13 (人)	207.7
認知症対応型共同生活介護	878 (人)	219,232	926 (人)	94.8
介護予防認知症対応型共同生活介護	3 (人)	521	1 (人)	300.0
地域密着型特定施設入居者生活介護	12 (人)	2,342	12 (人)	100.0
看護小規模多機能型居宅介護	43 (人)	10,380	50 (人)	86.0
地域密着型通所介護	18,299 (回)	136,249	18,914 (回)	96.7

(エ) 特定入所者介護サービス費（年間の平均）

低所得者が施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、ショートステイを含む。）を利用するときの食費及び居住費の負担を軽減する。

在宅利用者との公平性を高めるため、軽減の判定に当たり、平成27年8月から世帯分離をしている配偶者の所得や預貯金等の金額を勘案することが要件として追加され、さらに28年8月からは、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として算定することが追加された。

サービス区分	支給件数（件）	支給額（円／月）
食費	2,492	51,787,856
居住費・滞在費	2,210	32,008,345
合計	4,702	83,796,201

(オ) 高額介護サービス費の支給状況

1カ月のサービス利用自己負担額が限度額を超える場合は、その超える額を高額介護サービス費として支給している。  
(年間の月平均)

支給人数（人） a	支給額（円） b	1人当たり支給額（円） b/a
6,382	73,635,425	11,538

また、平成29年8月1日から3年間の時限措置として、年間の自己負担額の合計額が限度額を超える場合は、その超える額を高額介護（予防）サービス費として支給している。

支給人数（人） a	支給額（円） b	1人当たり支給額（円） b/a
193	5,628,083	29,161

(カ) 高額医療合算介護サービス費の支給状況

1年間の医療と介護の自己負担額の合算額が限度額を超える場合は、その超える額を高額医療合算介護サービス費として支給している。

支給人数（人） a	支給額（円） b	1人当たり支給額（円） b/a
4,952	166,521,567	33,627

エ 低所得者対策

(ア) 旧障がい者施策によるホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担の軽減等

65歳到達以前に障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた低所得者（利用料が無料であった方）等については、利用者負担額を、かかった費用の通常10%軽減する措置があるが、令和元年度においては実績がなかった。

(イ) 社会福祉法人による利用者負担額の減額

社会福祉法人が提供するサービスを利用する低所得者（世帯全員が市民税非課税者で一定の要件に該当する方など）は、利用者負担額を本来負担すべき金額の25%または50%減額している。

また、平成23年度から、生活保護受給者の個室の居住費（滞在費）の全額を減額している。

利用者負担減額対象確認者数 113人（令和2年3月末現在）

(ウ) 施設サービスを利用している低所得者（世帯全員が市民税非課税者で一定の要件に該当する方など）は、食費及び居住費を所得に応じた負担限度額（特定負担限度額※）まで軽減している。

※平成12年4月1日以前から特別養護老人ホームに入所している方の負担限度額については、介護保険法施行前の自己負担額を上回らないよう軽減を行っている。

(2年3月末現在累積認定件数)

	負担限度額		特定負担限度額	
	食費	居住費	食費	居住費
利用者負担第三段階	2,134	2,134	1	1
利用者負担第二段階	708	708	4	3
利用者負担第一段階	122	122	1	2

オ サービス事業者指導状況

本市では、平成15年9月からサービス事業者の実地指導を実施し、介護サービスが本来の目的に沿った形で提供されるよう取り組んできた。

18年度に創設された地域密着型サービス、24年度から権限移譲を受けた居宅サービスとともに、現在では市内の全ての事業者の指導・監督を行っている。

介護サービス事業者等の育成・支援を念頭において「サービスの質の確保と向上」「尊厳の保持」「適正な介護報酬の請求」等を踏まえ、実地指導を行う。また、サービス提供時の相談に応じるほか、介護サービスの質の確保を図るため、ケアプランチェックを行っている。

区分	指導事業者数	監査事業者数	区分	指導事業者数	監査事業者数
訪問介護	22	1	特定施設入居者生活介護	7	2
介護予防訪問介護相当サービス	6	1	介護予防特定施設入居者生活介護	6	—
訪問型サービスA	5	—	福祉用具貸与	2	—
訪問入浴介護	—	—	介護予防福祉用具貸与	2	—
介護予防訪問入浴介護	—	—	特定福祉用具販売	2	—
訪問看護事業者	12	—	介護予防特定福祉用具販売	2	—
介護予防訪問看護	12	—	居宅介護支援	47	1
訪問リハビリテーション	1	—	介護予防支援	—	—
介護予防訪問リハビリテーション	1	—	夜間対応型訪問介護	1	—
通所介護	18	3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	—
地域密着型通所介護	9	1	認知症対応型通所介護	—	1
介護予防通所介護相当サービス	24	4	介護予防認知症対応型通所介護	—	1
通所型サービスA	10	2	小規模多機能型居宅介護	7	1
通所型サービスC	—	—	介護予防小規模多機能型居宅介護	7	1
通所リハビリテーション	4	—	認知症対応型共同生活介護	12	—
介護予防通所リハビリテーション	4	—	介護予防認知症対応型共同生活介護	12	—
短期入所生活介護	23	1	複合型サービス	1	—
介護予防短期入所生活介護	21	—	地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—
短期入所療養介護	5	1	介護老人福祉施設	10	—
介護予防短期入所療養介護	5	1	介護老人保健施設	5	1
			介護療養型医療施設	1	—

カ 介護相談員派遣事業

平成27年度から一定の研修を受けた介護相談員を介護サービス事業所等に派遣して、利用者等の話を聞き、相談に応じるなどにより、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図っている。

(元年度)

派遣受入事業所数	介護相談員派遣延べ回数
27	712

※訪問回数については、二人一組で派遣しているが、介護相談員一人が施設に訪問した回数の累計としている。

キ 運営推進会議

地域密着型サービス事業所のうち、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域に開かれたサービスとして質の確

保・向上を図るため、「運営推進会議の設置」が義務づけられている。利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（自治会役員、民生委員、老人クラブの代表等）、市職員及び当該サービスについて知見を有する者等により構成される。事業所はおおむね2カ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとされている。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についても同様に介護・医療連携推進会議をおおむね3カ月に1回以上開催することとされている。なお、平成28年4月1日から認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護においても、同様に「運営推進会議の設置」が義務づけられ、事業所はおおむね6カ月に1回以上開催することとされている。

(2.3.31現在)

区分	事業所合計（事業所）	開催事業所数（事業所）	年間開催回数（回）
認知症対応型共同生活介護	48	47	282
小規模多機能型居宅介護	14	14	84
看護小規模多機能型居宅介護	3	3	18
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	3	10
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	6
地域密着型通所介護	88	85	152
認知症対応型通所介護	19	16	36

#### ク 介護保険事業計画の推進

介護保険法に基づき本市が定める、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とする「第7期介護保険事業計画」は、老人福祉法による老人福祉計画と一体の「第7期高松市高齢者保健福祉計画」として策定している。

本計画において、必要なサービス量やその事業費、適切なサービスが提供される体制の整備などを定め、介護保険事業を推進する。

(ア) 介護保険サービス量の見込

a 高齢者数の推計

(単位：人)

区分 \ 年度		30	元	2	7
	65～74歳 (前期高齢者)	59,157 (13.8)	58,610 (13.7)	58,971 (13.8)	49,119 (11.6)
	75歳以上 (後期高齢者)	57,494 (13.4)	58,734 (13.7)	59,094 (13.8)	70,229 (16.6)
	65歳以上 (第1号被保険者)	116,651 (27.2)	117,344 (27.4)	118,065 (27.6)	119,348 (28.3)

※( )内の数値は、各年度における総人口に占める割合(%)

b 第1号被保険者における要介護(要支援)認定者数の推移及び推計

(単位：人)

区分 \ 年度		27	28	29	30	元	2	7
	認定者数	23,424	23,649	23,870	24,574	24,987	25,406	28,492
	要支援1	2,277	2,331	2,583	2,602	2,650	2,706	3,163
	要支援2	3,776	3,779	3,707	3,693	3,691	3,715	3,957
	要介護1	5,011	5,273	5,287	5,555	5,728	5,906	7,076
	要介護2	4,630	4,545	4,574	4,628	4,675	4,701	5,006
	要介護3	3,145	3,231	3,221	3,366	3,443	3,514	3,951
	要介護4	2,370	2,364	2,459	2,585	2,640	2,682	3,029
	要介護5	2,215	2,126	2,039	2,145	2,160	2,182	2,310
認定率(%)		21.1	20.9	20.7	21.1	21.3	21.5	23.9

※資料：平成27～29については、介護保険事業状況報告月報(各年9月末)

c 計画期間の事業費

(単位：千円)

区分		年度	30	元	2	7
在宅サービス	居宅サービス	訪問介護	3,431,203	3,586,020	3,620,052	4,562,505
		訪問入浴介護	96,536	97,392	97,250	124,182
		訪問看護	714,181	729,205	686,362	771,147
		訪問リハビリテーション	115,736	133,912	142,627	182,123
		居宅療養管理指導	346,460	351,631	351,580	408,895
		通所介護	5,210,457	5,516,961	5,748,919	7,250,026
		通所リハビリテーション	2,041,606	2,103,037	2,123,252	2,511,012
		短期入所生活介護	3,381,406	3,510,911	3,539,510	4,463,407
		短期入所療養介護	93,616	112,952	129,568	165,867
		福祉用具貸与	1,192,777	1,212,560	1,218,753	1,399,739
		特定福祉用具購入費	54,128	55,084	56,074	64,100
		特定施設入居者生活介護	1,576,435	1,647,265	1,654,395	1,717,738
	住宅改修費	113,750	117,779	120,067	137,489	
介護予防支援・居宅介護支援	2,192,855	2,337,837	2,422,832	2,941,895		
小計	20,561,146	21,512,546	21,911,241	26,700,125		
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	78,517	84,509	195,321	359,170	
	夜間対応型訪問介護	364,426	385,231	391,226	496,676	
	認知症対応型通所介護	273,543	275,973	277,568	305,572	
	小規模多機能型居宅介護	516,781	529,137	604,069	853,416	
	認知症対応型共同生活介護	2,682,950	2,770,121	2,968,231	3,182,869	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	28,710	28,582	29,457	28,922	
	看護小規模多機能型居宅介護	141,869	141,185	228,344	349,633	
	地域密着型通所介護	1,608,837	1,685,184	1,672,918	1,963,604	
施設サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	18,057	176,586	175,971	
	小計	5,695,633	5,917,979	6,543,720	7,715,833	
	介護老人福祉施設	4,928,442	5,020,073	5,187,532	5,360,774	
	介護老人保健施設	3,529,490	3,991,363	4,442,997	4,574,249	
	介護医療院	0	0	33,374	603,686	
	介護療養型医療施設	566,124	573,174	579,970	0	
	小計	9,024,056	9,584,610	10,243,873	10,538,709	
	特定入所者介護サービス等給付費	1,029,371	1,061,978	1,085,625	1,152,988	
高額介護サービス費	995,988	1,024,015	1,040,264	1,175,570		
審査支払手数料	48,010	49,244	49,762	57,101		
給付費合計	37,354,204	39,150,372	40,874,485	47,340,326		
地域支援事業費	2,012,205	2,077,045	2,104,574	2,362,350		
総事業費	39,366,409	41,227,417	42,979,059	49,702,676		

(イ) 介護保険対象サービス基盤の充実

計画期間におけるサービス見込量をもとに施設整備等を進め、必要なサービス量の確保や入所待機者の解消に努める。

19 地域包括支援センター

平成18年4月の介護保険法等の改正に伴い、地域における高齢者に対する総合的マネジメントを行う介護予防拠点として、保健所保健センター内に地域包括支援センターを設置した。介護予防マネジメント等業務



については、市内8か所の拠点整備を行い、18年10月から実施している。

20年4月1日の機構改革により、保健所に課として地域包括支援センターを設置した。

21年4月1日から、各センターが管轄する地域を超えてより柔軟な対応をするために、1センターに統合し、7か所をサブセンターとして機能させるとともに、28か所ある老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口として連携していくことにより、高齢者等からの様々な相談に対応することとした。

22年4月1日から、地域及び関係機関とのネットワーク構築の推進と認知症対策を充実させるために、専任の係を増設した。

25年4月1日の機構改革により、高齢者に関する施策を一元的に提供し、超高齢社会の到来に効果的に対応するため、保健所から健康福祉局に新設された長寿福祉部へ所管替えとなった。

27年6月から、桜町にある保健センター1階の旧夜間急病診療所の跡に事務所を移転した。

29年1月30日の総合センター4か所の開設にあわせて、地域包括支援センターと保健センターの出先機関を統合整備し、各区域の総合センターへ移転した。これにより、行政窓口サービスの一体的・専門的な対応が可能となった。

31年3月31日に建物の老朽化に伴いサブセンター古高松を閉鎖し、同年4月1日から同サブセンターの業務をセンター、サブセンター山田、サブセンター牟礼に移転した。

(1) 地域包括支援センターの設置

名称	住所	窓口 (老人介護支援センター)	担当地域
地域包括支援センター	桜町一丁目9番12号	さぬき、あかね	日新・二番丁・亀阜・四番丁
		玉藻荘、はなぞの園、高松市社会福祉協議会、ほのぼの	新塩屋町・築地・花園・松島・栗林・女木・男木
		法寿苑、さくら荘	木太
サブセンター一宮	一宮町503番地40	西春日	鶴尾
		おりいぶ荘	太田・太田南
		一宮の里	一宮
サブセンター山田	川島本町191番地13	岡本荘、大寿苑	川岡・円座・檀紙
		竜雲舜虹苑、なでしこ香川	三谷・仏生山・多肥
		すみれ荘、高松さんさん荘	川島・十河・西植田・東植田
サブセンター勝賀	香西南町476番地1	弘恩苑、さくら荘	前田・川添・林
		ヨハネの里、大寿苑、ハピネス	香西・弦打・鬼無・下笠居
		高松市社会福祉協議会香川	香川
サブセンター香川	香川町川東上1865番地13	高松市社会福祉協議会香南	香南
		高松市社会福祉協議会塩江	塩江
		守里苑	牟礼
サブセンター牟礼	牟礼町牟礼302番地1	あじの里	庵治
		香色苑	古高松
		逅里苑	屋島
サブセンター国分寺	国分寺町新居1298番地	高松市社会福祉協議会国分寺	国分寺

(2) 地域包括支援センターの業務

地域の高齢者が自分らしい生活を継続できるよう支援するため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3分野の専門職が連携し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行っている。

また、介護予防事業として、要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対して、介護予防のための教室等を実施し、介護予防意識及び運動機能・口腔機能の向上を推進している。さらに、元気を広げる人の養成講座、のびのび元気体操等、市民の介護予防ボランティア人材の育成に取り組んでいる。

また、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症ケアパスを活用し、認知症の早期診断・早期対応について周知啓発し、認知症に関する相談や、家族支援を実施するほか、地域で見守るために認知症サポーターを養成している。平成28年10月からは、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人やその家族を支援できる認知症地域支援推進員とともに、認知症の早期対応に取り組んでいる。さらに、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場となる「認知症カフェ」を設置している。

ア 介護予防ケアマネジメント

「要支援1」「要支援2」認定者及び事業対象者を対象としたケアマネジメント (単位: 件)

センター別 \ 年度	27	28	29	30	元
中央	12,086	13,172	12,706	12,911	17,769
一宮	9,362	9,349	11,013	11,380	11,649
古高松	9,827	9,725	11,180	12,430	—
山田	4,600	4,925	5,984	6,843	10,184
勝賀	3,358	3,388	3,838	4,731	4,052
香川	4,404	4,437	4,943	5,425	5,591
牟礼	2,851	2,935	2,977	3,387	8,618
国分寺	1,688	2,007	2,390	2,768	2,865
合計	48,176	49,938	55,031	59,875	60,728

※平成27年度までは「要支援1」「要支援2」認定者のみ。28年度以降は「基本チェックリスト」による事業対象者を含む。

サブセンター古高松は、31年3月末に中央、山田、牟礼に統廃合した。

イ 総合相談支援

(単位: 件・人)

内容 \ 年度	27	28	29	30	元	
総合相談支援	件数	19,775 (5,542)	19,968 (5,802)	23,931 (5,939)	25,194 (5,175)	23,229 (5,392)
	実人数	10,973 (4,084)	11,645 (4,165)	12,103 (4,021)	12,938 (3,609)	12,538 (3,650)

※( )内は老人介護支援センター対応分を再掲

ウ 権利擁護

(ア) 権利擁護に関する相談

(単位：件・人)

内容		年度				
		27	28	29	30	元
高齢者虐待	件数	925	1,098	504	633	966
	実人数	71	96	58	50	61
成年後見制度	件数	968	676	1,019	708	1,781
	実人数	306	235	302	264	351
日常生活自立支援事業	件数	119	68	182	76	111
	実人数	35	13	46	26	29

(イ) 成年後見制度申立て

(単位：件)

内容		年度				
		27	28	29	30	元
市長申立て		14	10	12	12	21
その他の申立て		87	85	99	85	71
合計		101	95	111	97	92

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

(ア) 介護支援専門員からの相談

(単位：件・人)

内容		年度				
		27	28	29	30	元
介護支援専門員からの相談	件数	876	655	909	1,266	642
	実人数	500	430	575	722	393

(イ) 関係機関からの相談

(単位：人)

内容		年度				
		27	28	29	30	元
警察	実人員	73	125	111	234	309
行政	実人員	510	436	715	773	526
医療機関	実人員	593	445	641	756	652
民生委員児童委員	実人員	665	480	438	516	340
近隣等	実人員	70	123	129	77	116
その他	実人員	884	850	1,055	1,317	993
合計		2,795	2,459	3,089	3,673	2,936

(ウ) 関係機関との連携

(単位：回・人)

内容		年度				
		27	28	29	30	元
地区民生委員児童委員との連絡会	回数	68	68	49	49	48
	人数	926	987	677	670	850
民連理事会・民連ブロック別研修会	回数	12	12	12	12	10
地域密着型運営推進会議	回数	348	331	283	301	252
老人介護支援センター連絡会	回数	2	2	2	2	1
	人数	119	123	117	104	33
居宅介護支援事業者等との情報交換会	回数	4	4	-	-	-
	人数	302	364	-	-	-
居宅介護支援事業者等との合同会議	回数	18	13	13	12	13
通所介護事業所との合同会議	回数	11	11	14	11	12

※平成21年度より、老人介護支援センターをランチとして委託

## (エ) 地域ケア会議（多職種協働によるネットワークづくり）

(単位：回)

区分		27	28	29	30	元	
多 職 種 連 携	地域ケア会議	全体会議	2	2	2	2	2
	地域ケア小会議	個別会議(ケース検討)	56	39	19	18	8
		個別会議(プラン検討)			13	32	32
		個別会議(サービス調整)					1
		個別会議(適正化検証)				4	3
	地域課題	15	139	301	259	232	

## (オ) 広報・啓発等

(単位：回・人)

内容		年度	27	28	29	30	元
市政出前ふれあいトーク	回数		170	133	133	113	89
	人数		5,707	4,864	4,579	4,234	3354

## オ 認知症対策

## (ア) もの忘れ・認知症相談

(単位：回・人)

内容		年度	27	28	29	30	元
回数			24	24	24	23	12
実人数			69	85	73	54	32
内訳	終結		19	37	21	12	11
	助言指導		25	14	12	17	13
	医療機関紹介		25	34	40	25	8

※平成21年11月より開始

## (イ) 認知症サポーター養成講座

(単位：回・人)

内容		年度	27	28	29	30	元
回数			173(12)	128(13)	126(6)	117(4)	109
人数			6,476(910)	4,831(683)	4,572(525)	4,725(421)	4,042

※( )内は県実施のうち、高松市分の再掲

## (ウ) 認知症の人を支える家族のつどい

(単位：回・人)

内容		年度	27	28	29	30	元
回数			12	13	13	13	11
人数			149	169	124	83	63

※平成22年11月より開始

## (エ) フォローアップ講座

(単位：回・人)

内容		年度	27	28	29	30	元
認知症サポーター フォローアップ講座	回数		1	2	2	3	3
	人数		91	46	46	15	49
キャラバンメイト フォローアップ講座	回数		1	1	1	1	1
	人数		35	42	53	45	40

## (オ) 認知症初期集中支援チーム

(単位：チーム・件)

内容 \ 年度	28	29	30	元
設置チーム数	3	5	6	6
チーム対応件数	6	13	14	13
チーム訪問延件数	23	65	95	84

※平成28年10月より開始

## (カ) 認知症カフェ

内容 \ 年度	29	30	元
設置箇所数	1	7	13
実施回数	6	68	157
参加人数	197	1,012	1,987

※平成29年10月より開始

令和元年度は登録型4か所

## (キ) 認知症ケア推進事業

年度	内容		
29	8月29日～9月2日 認知症フェアの開催		延160人
30	認知症ケアパスリーフレット改訂版作成・配布		10,000部
	認知症相談窓口啓発ポスター配布		1,800枚
	8月31日～9月4日 認知症フェアの開催		延278人
元	8月27日～8月31日 認知症フェアの開催		延492人

## (ク) 認知症地域支援推進員の設置

(単位：人)

年度	27	28	29	30	元
設置人数	4	7	9	9	9

## 《主な活動内容》

- ・平成26年度：認知症ケアパス作成検討委員会を立ち上げ、高松市版「認知症ケアパス」を作成  
「香西長寿声かけ隊」の活動支援
- ・27年度：認知症フェアの開催
- ・28年度：認知症初期集中支援チームとの連携

## (ケ) 高齢者等緊急一時保護事業 (単位：件)

年度	元
保護件数	1

※令和2年3月より開始

カ 介護予防事業

(ア) 「元気を広げる人」の養成講座・フォローアップ事業

(単位：回・人)

年度	内容	回数	地区	修了者	延べ人員
27	講座	5		48	224
	地区活動	1,926	42		43,869
	フォローアップ事業	34	89		716
28	講座	5		37	168
	地区活動	2,374	40		49,498
	フォローアップ事業	31	53		600
29	講座	5		29	133
	地区活動	2,639	39		48,117
	フォローアップ事業	22	42		292
30	講座	5		41	190
	地区活動	3,316	41		53,054
	フォローアップ事業	64	115		808
元	講座	5		34	154
	地区活動	3,312	43		53,288
	フォローアップ事業	39	68		724

(イ) 「のびのび元気体操」講習会

(単位：回・人)

年度	27		28		29		30		元	
内容	講習会	地区活動	講習会	地区活動	講習会	地区活動	講習会	地区活動	講習会	地区活動
実施回数	5	1,246	6	1,143	10	1,380	63	2,364	50	1,657
参加人数	132	27,046	141	22,373	201	26,712	1,343	29,354	1,175	28,203

(ウ) 元気いきいき教室（介護予防教室）

(単位：回・人)

年度	27	28	29	30	元
回数	87	300	420	441	395
参加延べ人員	1,805	7,414	8,828	10,597	9,805

(エ) 介護予防の健康教育

(単位：回・人)

内容	年度	27	28	29	30	元
	認知症予防教室支援事業	実施回数	12	6	10	1
	延べ参加者数	269	130	198	18	—
簡単介護予防講座	実施回数	—	3	18	18	12
	参加者数	—	58	253	401	249
ロコモキーパー養成講座	実施回数	12	19	12	10	8
	延べ参加者数	317	624	226	247	153
スロージョギング体験会	実施回数	—	6	5	6	7
	延べ参加者数	—	129	100	107	102

※(ア)～(エ)の事業は、平成28年4月より介護保険制度改正に伴い、保健センターから移管した。

## 20 児童福祉

### (1) 少子化の現状

本市の総人口に占める年少人口（0～14歳）比率は、昭和40年には24.0%であったが、60年には21.9%、平成27年には14.1%と次第に低下し、一方、老年人口（65歳以上）比率は、昭和40年の6.5%が平成27年には25.6%に上昇するなど、少子・高齢化が進行している。

少子化の進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など、社会経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

このようなことから、本市においても、国と同様、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を後押しするとともに、希望を実現できる環境づくりに取り組むことで、多くの人が、家族を持つことや、子供を生き育てることの喜びや楽しさを実感できる社会の実現を目指して、行政はもとより、個人、家庭、地域社会、市民活動団体（NPO）、企業・職場など、それぞれが子育て支援に対する的確な理解と共通の認識を持って、互いに連携を図りながら取り組むことが重要となっている。

本市の人口と年齢別人口構成の推移

（単位：人・%）

年次	区分	人口総数	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
			実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
昭和40年		257,716	61,782	24.0	179,057	69.5	16,877	6.5
45年		274,367	62,670	22.8	191,566	69.8	20,131	7.3
50年		298,999	70,611	23.6	203,757	68.1	24,543	8.2
55年		316,661	74,016	23.4	212,782	67.2	29,670	9.4
60年		326,999	71,624	21.9	220,723	67.5	34,539	10.6
平成2年		329,684	61,523	18.7	226,608	68.7	40,886	12.4
7年		331,004	53,877	16.3	227,303	68.7	49,780	15.0
12年		332,865	50,107	15.1	223,684	67.2	58,609	17.6
17年		337,902	48,671	14.4	219,861	65.1	68,289	20.2
22年		419,429	57,943	14.2	255,599	62.8	93,667	23.0
27年		427,565	60,125	14.1	257,821	60.3	109,619	25.6

※数値は、国勢調査による。人口総数には年齢不詳を含む。

### (2) 高松市子ども・子育て条例

次代の高松を担う子供が健やかに生まれ育つ環境を整備するため、平成25年3月、子供の成長及び子育てに関する支援の在り方を定める「高松市子ども・子育て条例」を制定・施行した。

条例の制定に当たっては、条例に盛り込むべき内容等について検討していく場として、学識経験者や公募など15人の委員で構成する「高松市子ども条例検討委員会」を設置し、23年9月から24年9月までの間、合計10回の検討を重ね、24年10月3日に最終報告が取りまとめられた。

また、24年3月に、市民を対象とした「高松市子ども条例についての意見交換会」を開催したほか、24年8月に、市内の小・中・高校生を対象とした「子ども条例ワークショップ」を開催、さらに、24年11月に「高松市子ども条例シンポジウム」を開催し、市民からの幅広い意見聴取に努めた。

### (3) 高松市子ども・子育て支援推進計画

#### ア 策定の趣旨及び計画期間

少子化の進行に一向に歯止めがかからないことや、子供や子育てを取り巻く環境が一層厳しくなっていることを受けて、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を成立させ、27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートした。

一方、本市においては、これまで、次世代育成支援対策推進法に基づき、「高松市こども未来計画」を策定し、次代を担う子供と子育て家庭等への支援に取り組んでおり、25年3月には「高松市子ども・子育て条例」を公布・施行し、子ども・子育て支援施策を計画的かつ効果的に実施していくこととした。

27年3月には、「子ども・子育て支援法」及び「高松市子ども・子育て条例」に基づき、子供を社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「高松市子ども・子育て支援推進計画（平成27年度～令和元年度）」を策定した。

令和2年3月末、社会情勢の変化や国・県の動向、本市の子育て支援の現状を踏まえ、引き続き計画的に施策を推進するため、「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（令和2年度～6年度）」を策定した。

#### イ 子育て支援対策の基本的な考え方

高松市子ども・子育て条例における「子どもを社会全体で育む」という考えのもと、保護者や地域住民など、全ての大人が子供たちに関心を持ちながら、まち全体で子育て・子育てを支援し、子供たちの生き生きとした明るい笑顔、子育ての喜びや楽しさを実感する家族の笑顔、温かく子育てを支える地域の人たちの笑顔など、たくさんの笑顔輝くまちづくり「みんなで子育て 笑顔かがやくまち たかまつ」の実現を目指す。

また、「高松市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせる環境づくり」を本市の子育て支援の基本目標として掲げるとともに、「子育てしやすいまちだと思う人」の割合の数値目標を定め、3つの体系により、子育て支援施策・事業の効果的展開を図る。

#### ウ 計画の推進

市民一人一人が、子供の健やかな成長に自覚と責任を持つとともに、子供の人間形成に極めて重要な役割を果たす家族の絆を一層強める必要がある。市民参画の推進、広報・啓発活動の推進、国・県・関係団体等との連携、市民活動団体等との連携・協働、推進体制の整備を図りながら、それぞれ適切な役割分担のもと、子供の健全育成に一体となって総合的に取り組む。

### (4) 子どもの貧困対策推進計画

#### ア 策定の趣旨及び計画期間

平成29年に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によると、27年の子供の貧困率は13.9%と、過去最悪だった24年から2.4ポイント下がり、12年ぶりに改善したものの、依然として日本の子供の7人に1人は貧困状態にあるという、非常に厳しい状況が続いている。

このような状況を踏まえ、国においては、25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立するとともに、26年8月に、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。また、香川県においては、27年8月に「香川県子どもの貧困対策推進計画」を、28年9月には「香川県子どもの未来応援アンケート調査」を実施し、この調査結果を踏まえ、29年3月に「香川県子どもの未来応援体制整備プラン」を策定した。

このような中、本市の未来を担う子供の将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、30年3月に「高松市子どもの貧困対策推進計画」を策定した。

この計画は、30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする。

#### イ 計画の基本理念

「すべての子どもが、その生まれ育った環境に左右されず、家庭や地域で豊かな愛情に包まれ、夢や



希望を持って健やかに成長していける社会の実現」を目指す。

ウ 計画の推進

・全庁横断的な推進体制

子供の貧困問題は複雑多様であり、庁内の関係局・課が連携して施策の推進を図ることが重要であることから、「高松市子ども・子育て支援推進本部会」を活用し、子供の貧困対策について全庁体制で検討するとともに、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策に関する施策を計画的に推進する。

・地域連携による推進体制

貧困対策の取組をより効果的なものとするために、子供の貧困対策のためのコーディネーターを活用して、地域で活動している支援団体や、それぞれの組織に配置される相談員などの連携をより一層深めるためのネットワークを構築し、それぞれのメリットを生かすとともに、資質の向上を図りながら、一体的に貧困対策の推進に取り組む。

(5) 子育て支援総合情報発信事業

子育て家庭が必要とする各種子育て関連情報を集約・一元化し、効果的な情報を積極的に発信することにより、子育て支援の推進を図る。

ア 子育てハンドブック「たかまつ らっこ」の作成・配布

A 5版 100ページ 30,000部初版作成（平成20年3月）  
令和2年4月現在、第12版まで作成（累計116,900部）

母子健康手帳交付・転入時のほか関係窓口で配布（随時）

イ たかまつ父親手帳「夫の出番 パパの出番」の作成・配布

A 5版 40ページ 5,000部作成（平成29年3月）  
6,000部増刷（30年3月）

母子健康手帳交付窓口のほか総合センター・支所・出張所窓口で配布（随時）

ウ 居場所ハンドブック「居場所DE愛BOOK」の作成・配布

本市が実施する「高齢者居場所づくり事業」が、高齢者だけでなく、子供や子育て世代など、多世代が交流する「地域に根ざしたコミュニティスペース」として発展していくことを推進するため、居場所参加者や孫世代、子育てに関わる高齢者向けに、子供との遊び方など祖父母手帳の要素を含んだ、子供等との交流の仕方等を掲載した「居場所DE愛BOOK」を発行した。

A 4版 34ページ 9,500部作成（平成29年10月）

高齢者居場所、総合センター・支所・出張所、コミュニティセンター等で配布（随時）

エ たかまつ子育て情報サイト「らっこネット」の開設（平成19年3月）

子育てに関する情報を随時更新しており、平成22年度末からは地図検索機能を追加、26年度からはスマホ対応機能を追加した。

(6) こども未来ネットワーク会議

「高松市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせる環境づくり」を推進するため、本市で子育て支援をする関係者、当事者等が協働し、子育て支援の活動内容などの情報を共有化するとともに、子育て支援に関する課題を検討し、地域における子育て支援のネットワークの構築を推進する。

令和元年度開催状況

・部門別会議…年2回（6・11月） ・座談会（全体会議）…年2回（10・2月）

(7) 地域子育て支援拠点事業

おおむね3歳未満の児童とその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で、相互に交流を行う場を

提供し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子供の健やかな育ちを支援する。

実施箇所数…29 箇所 利用者数…122,570 人／年

【委託 27 箇所】

- ・NPO法人等 8 箇所  
子育て‘ほっと’ステーション「もこもこ」、わはは・ひろば高松、おやこひろば ひなたぼっこ、ひまわりはうす とことこ、子育てホッとステーションゆうゆう広場、ハイジの森、わはは・ひろば香西、あそ viva ぶんぶん
- ・私立保育所（園）17 箇所  
高松、こぶし今里、平安、西春日、太田西、春日、西光寺、川添、カナン、若葉、すみれ、さんさん、いずみ分園、みのり、八栗、中野、花ノ宮
- ・小児科医院 1 箇所  
西岡医院
- ・社会福祉法人 1 箇所  
おるごーる

【直営 2 箇所】

にこにこキッズセンター、さわやかキッズセンター

(8) 地域子育て支援コーディネート事業（利用者支援事業）

利用者支援事業とは、子供及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うものである。

高松市では、「利用者支援事業」を「高松市地域子育て支援コーディネート事業」と称し、新制度に先行する形で平成25年11月にスタートした。高松市内を4つのエリアに分け、市内の地域子育て支援拠点事業者のうち当事業の委託を受けた4団体が、専任のコーディネーターを配置し、保護者に必要な子育てサービスを提供するほか、保護者と適切な機関をつないでいる。

【委託 4 箇所】

春日こども園地域子育て支援センター、ひまわりはうす とことこ、にしおか医院地域子育て支援センター、わはは・ひろば高松

(9) こども食堂等支援事業

核家族や共働き、独り親家庭などの増加に伴い、独りで食事をする「孤食」となる子供が増えている中、子供の孤食を防止するほか、安らげる場所を確保するため、子供達に無料または安価で温かく栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣についての支援を行う「こども食堂」等の開設や運営に係る費用の一部を補助している。（30年4月開始）

(10) 児童厚生施設管理運営事業

18歳未満の全ての子供を対象に、子供の遊びの拠点と居場所として、遊び及び生活を通して子供の心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助する。

また、子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援するとともに、地域組織活動の育成を支援し、地域の子供を健全に育成する。

平成31年度児童厚生施設利用人数

(単位：人)

施設名	利用人数	施設名	利用人数
浅野児童館	11,977	福家児童館	8,755
川東児童館	1,242	新名・柏原児童館	5,832
新居東児童館	6,094	ししまる館	7,805
国分児童館	7,719	合計	49,424

※川東児童館は、平成20年4月1日から指定管理者制度を導入しており、25年4月1日からは、引き続き、川東校区コミュニティ協議会が管理運営を行っている。

浅野児童館は、24年4月1日から指定管理者制度を導入し、浅野校区コミュニティ協議会が管理運営を行っている。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るとともに、学童保育を実施する社会福祉法人等に補助金を交付することにより、放課後児童クラブの充実を図った（平成26年度までは、おおむね10歳未満の児童が対象）。

さらに、各クラブの入会状況等により実施環境の改善を図るため、施設整備を実施した。なお、川東放課後児童クラブの運營業務については、20年度から川東校区コミュニティ協議会に委託している。

17年度から実施している高松市放課後児童健全育成事業費補助金交付事業については、19年度から、交付要件である利用児童数を、これまでの10人以上から5人以上に引き下げるとともに、対象を社会福祉法人のほかNPOなどの団体も加え、拡大して実施している。

ア 対象学年 小学校1～6年生

イ 公設クラブ開設校区数 46校区

ウ 公設クラブ入会児童数 4,538人（令和元.5.1現在）

エ 公設クラブ定員

定員	10人	40人	60人	80人	100人	110人	120人	140人	150人	160人
校区数	1校区	9校区	4校区	15校区	2校区	3校区	6校区	1校区	1校区	4校区

オ 開設時間 小学校の授業日 放課後から午後6時30分まで

土曜日・長期休業日 午前8時から午後6時30分まで

延長利用 午後6時30分から午後7時まで（特別な事情がある場合）

カ 利用料 8月以外 月～金曜日 月額5,000円 月～土曜日 月額7,000円

8月 月～金曜日 月額8,000円 月～土曜日 月額10,000円

延長利用 1回100円

キ 補助金交付団体（令和元年度） 17団体

ク 施設整備（令和元年度）

学校内特別教室の共用 4校区 新番丁、多肥、鬼無、仏生山

(12) 放課後子ども教室事業

子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として、放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て実施している。

平成31年度放課後子ども教室実施状況

開設校区数34校区 実施回数1,602回 登録人数3,040人 参加人数39,808人

(13) 子どもの居場所づくり指導者養成事業

家庭・地域・学校が一体となった子供の居場所づくりが必要となっているため、地域の体験活動の紹

介や実践交流・実技研修を行い、地域自らが子供の居場所づくりの中核を担うリーダー的人材を養成する。

(14) 病児保育事業

児童が病気の「回復期」または「回復期に至らないが当面の症状の急変が認められない場合」において、集団保育等の困難な期間、その児童を病院等に付設された専用スペースで一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成を図る。(単位：人)

実施医療機関	27	28	29	30	元
トビウメ小児科医院	1,865	2,031	1,942	1,684	1,524
西岡医院	2,086	2,422	2,524	2,308	2,086
小林内科小児科医院	1,865	1,909	1,729	1,506	1,632
へいわこどもクリニック	1,308	1,263	1,336	1,314	1,357
しぶやこどもクリニック	-	-	-	416	769
はらこども園	38	62	73	14	-
わき外科・内科クリニック	-	-	-	-	492

トビウメ小児科医院はH13.10.1、西岡医院は14.3.1、小林内科小児科医院は15.4.1、へいわこどもクリニックは22.10.1、はらこどもセンター（現はらこども園）は14.10.1、わき外科・内科クリニックはR元.10.1から事業開始。

H30.7.1から、しぶやこどもクリニック（牟礼）において、病児保育室が開設されることに伴い30.6.30をもって、はらこども園病後児保育室を閉室。

(15) ファミリー・サポート・センター事業

地域の中で、「子育ての援助をしたい人」と「子育ての援助をしてほしい人」が会員登録をし、会員相互間で一時的な子育てを助け合う事業で、NPO法人たかまつ男女共同参画ネットに事業委託をして実施している。令和元年度から事務が子育て支援課に移管された。

会員数・利用件数 (単位：人・件)

年度	区分	まかせて会員	おねがい会員	どっちも会員	利用件数
27		592	1,532	129	6,369
28		608	1,675	131	6,686
29		587	1,781	122	7,413
30		577	1,866	119	8,181
元		555	1,860	119	10,558

(16) 子育て相談

ア 相談員 1人

イ 子育て相談の状況 (元年度 単位：件)

生活・習慣等	知能・言語	社会性	乳児	心身障害	虐待	その他	合計
109	3	1	18	2	0	28	161

(17) 児童家庭相談

ア 家庭相談員 1人、子ども家庭支援員 4人

イ 処理種別処理件数 (元年度)

区分	件数 (件)	区分	件数 (件)
児童福祉法第22条、第23条の報告または通知	0	他の機関にあっせん、紹介	10
児童相談所へ送致または通知等	0	相談、助言、その他	1,306
児童相談所の委嘱による調査の完了	0	計	1,316

※件数は、実件数

ウ 受付経路別処理件数

(元年度)

区分		件数 (件)	区分		件数 (件)
都道府県・ 指定都市・ 中核市	児童相談所 (うち事案送致)	216 (60)	保健所及び 医療機関	保健所	1
	福祉事務所	4		医療機関	17
	保健センター	2	学校等	幼稚園	15
	その他	0		学校	154
市町村	福祉事務所	120	教育委員会等		31
	保健センター	143	里親		0
	その他	29	児童委員		1
児童福祉 施設・ 指定発達 支援医療 機関	保育所	112	家族・親戚		339
	児童福祉施設	5	近隣・知人		45
	指定発達医療機関	3	児童本人		6
認定こども園		33	その他		24
警察等		16	合計		1,316

(注) 件数は、実件数

エ 児童家庭相談の状況

(元年度)

区 分	育成			非行	養護		保健	障害	その他	合計
	性格・ 行動	不登校・ 適性	育児・ しつけ		虐待	その他				
件数 (件)	17	31	154	3	363	537	1	26	184	1,316

(18) 児童虐待防止に関する事業

児童虐待の予防及び早期発見と、虐待を受けた児童の保護及び自立支援に必要な体制の整備を図る。

平成21年度に、係名称を「こども安全係」から「こども女性相談係」に改称し、22年度からは、保健師を1人加配し、「こども女性相談室」として課内室体制に移行した。また、香川県子ども女性相談センターへ職員1人を派遣し人事交流を図るなど、児童虐待の初期対応において、より専門性が高く、迅速かつ適切な対応を図ることができるよう体制の強化に取り組んでいる。

30年度からは、こども女性相談室をこども女性相談課に昇格するとともに、課内に子ども家庭総合支援拠点を整備し、支援体制のさらなる強化に取り組んだ。

ア 児童虐待に関する相談 延べ 4,723件 (令和元年度児童家庭相談による)

イ 児童虐待に関する相談業務の充実

ウ 高松市児童対策協議会の設置

虐待を受けている児童など、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、情報交換を行い、支援の内容に関して協議を行うことを目的に、平成17年4月28日に高松市児童対策協議会を設置した。令和元年度末現在、34機関・団体で構成する。

## 活動実績

(単位：回)

年度	区分	代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議
27		1	17	147
28		1	17	165
29		1	17	167
30		1	16	209
元		1	14	191

## エ 主たる虐待者別受付処理件数 (元年度)

区分	件数 (人)	区分	件数 (人)
実父	104	養・継母	0
養・継父	23	その他	10
実母	226	合計	363

## オ 被虐待児の年齢別・種類別受付処理件数 (元年度 単位：件)

区分	種類	種類				合計
		身体的	ネグレクト	性的	心理的	
3歳未満		8	19	0	40	67
3～学齢前		48	27	0	47	122
小学生		42	41	0	60	143
中学生		6	15	1	6	28
高校生・その他		0	2	0	1	3
合計	男	63	65	0	80	208
	女	41	39	1	74	155
	合計	104	104	1	154	363

## (19) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭や特定妊婦に対し、保健師・助産師・保育士等の資格を持つ養育支援員がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保し、家庭での安定した児童の養育と児童虐待防止を図る。

(元年度)

ケース数 (家庭)	支援内容内訳		合計 (人員)
	育児相談・指導 (人員)	家事支援 (人員)	
60	315	24	339

## (20) 助産施設

## ア 設置状況 (委託料には審査手数料は含まない。) (元年度)

施設名	契約ベッド (床)	入所人員 (人)	委託料 (円)
高松市立みんなの病院	20	30	13,363,744

## イ 助産施設階層別入所者数 (元年度)

階層	A	B	C	D	合計
人員 (人)	21	9	0	0	30

(21) 子育て短期支援事業

平成7年9月1日から、家庭で養育が一時的に困難になった児童や、保護を必要とする母子などを一定期間、養育・保護するため、短期入所生活援助事業・夜間養護事業を実施している。

区分		27		28		29		30		元	
		実人数 (人)	延日数 (人日)	実人数 (人)	延日数 (人日)	実人数 (人)	延日数 (人日)	実人数 (人)	延日数 (人日)	実人数 (人)	延日数 (人日)
短期入 所生活 援助 事業	2歳未満	2	10	1	5	0	0	0	0	1	2
	2歳以上	13	71	8	40	9	55	14	74	11	87
	緊急受入の母	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	15	81	9	45	9	55	14	74	12	89
夜間養護事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託料(円)		497,500		269,500		279,000		336,750		440,650	

(22) 児童扶養手当

ア 申請処理状況

(単位：人)

30年度 受給資格者数	新規	転入	資格喪失	転出	元年度 受給資格者数
4,303	484	44	566	47	4,218
	528		613		

(注) 本人または扶養義務者の所得超過による支給停止分を含む。

イ 手当支給額

(元年度)

区分	全部支給	一部支給	加算		支給制限	合計
			2子加算	3子以降加算		
延月人数 (人)	31,571	23,181	21,654	5,240	589	82,235
金額 (円)	1,348,776,550	665,473,750	203,389,580	36,934,540	14,233,500	2,268,807,920

※支給制限…児童扶養手当法第13条の2または第13条の3に規定する制限

(23) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業

令和元年10月から消費税が引上げとなる中、子供の貧困に対応しつつ、独り親に対し、住民税非課税の適用拡大の臨時・特例の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚の独り親に対して、給付を行った。

ア 対象者

次の(ア)～(ウ)の全てに該当する者。

(ア) 元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母

(イ) 基準日(元年10月31日)において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない者

(ウ) 基準日(元年10月31日)において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない者

イ 支給額

17,500円

ウ 支給実績

263人

(24) 特別児童扶養手当

ア 受給資格児童数

(元年度)

障害程度	受給資格児童数 (人)	認定件数 (件)
1級障害児	382 (28)	30
2級障害児	533 (38)	78
合計	915 (66)	108

※ ( ) 内は支給停止者数

イ 特別児童扶養手当受給資格者

(元年度)

受給者数(人)	805
支給停止者数(人)	66
受給資格者数(人)	871

(25) 児童手当

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。なお、平成22年4月分から24年3月分までは、児童手当に代わり子ども手当を支給した。

ア 対象児童

中学校修了前の児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）

イ 受給資格者

- (ア) 日本国内に住所を有する者
- (イ) 児童の養育者（養育者のうち、世帯の生計を維持する程度の高い者）
- (ウ) 児童が入所または委託されている児童福祉施設等

ウ 支給の制限等

前年の所得が一定額以上の場合には支給されないが、当分の間、特例給付が行われる。

エ 手当の額（所得制限限度額未満の場合）

児童の年齢	手当月額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	(第1子・第2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円
中学生	一律10,000円

※第何子の数え方について…18歳到達後、最初の3月31日までの児童数。

オ 支給状況（特例給付は含まず、施設等受給者を含む。）

区分		年度				
		27	28	29	30	元
被用者	受給者数(人)	26,003	25,757	25,681	25,295	24,956
	対象児童数(人)	43,695	43,188	42,900	42,158	41,515
	支給金額(円)	5,799,575,000	5,745,400,000	5,705,740,000	5,617,580,000	5,521,495,000
非被用者	受給者数(人)	5,789	5,330	4,924	4,673	4,378
	対象児童数(人)	9,618	8,883	8,232	7,792	7,258
	支給金額(円)	1,290,480,000	1,199,730,000	1,104,710,000	1,038,405,000	975,825,000
合計(円)		7,172,965,000	7,090,055,000	6,945,130,000	6,810,450,000	6,497,320,000



(26) 児童手当特例給付（所得制限限度額以上の場合）

所得制限限度額以上の方については、特例給付が支給されている。

特例給付の支給対象者については、児童手当と同じである。

ア 手当の額（平成24年6月分以降）

中学校修了前の児童（15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童）一律月額5,000円

イ 支給状況

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
受給者数（人）	2,241	2,437	2,538	2,580	2,639
対象児童数（人）	3,612	3,920	4,142	4,238	4,314
支給金額（円）	208,585,000	220,920,000	236,770,000	244,645,000	251,885,000

(27) 乳幼児等に対する医療費の助成

- 昭和46年4月1日 乳児（1歳未満児）に対し、市単独事業（現物給付方式、所得制限なし）で実施
- 48年4月1日 県補助制度として、乳児（1歳未満児）、償還給付方式、所得制限あり、補助率県2分の1で開始
- 49年7月1日 幼児（2歳未満児）に対し、市単独事業（現物給付方式、所得制限なし）で実施
- 平成4年4月1日 幼児（3歳未満児）に対し、市単独事業（現物給付方式、所得制限なし）で実施
- 6年4月1日 県補助制度改正（3歳未満児に引上げ）
- 10月1日 入院時食事療養に係る標準負担額の助成を実施
- 8年4月1日 県補助制度改正（所得制限緩和）
- 11年10月1日 幼児（4歳未満児）に対し、市単独事業（現物給付方式、所得制限なし）で実施
- 13年4月1日 幼児（6歳未満児）に対し、市単独事業（現物給付方式、所得制限なし）で実施  
県補助制度改正（6歳未満児に引上げ）
- 17年8月1日 入院時食事療養に係る標準負担額の助成を廃止
- 9月26日 合併により、塩江町については、対象年齢拡大分（小学校卒業時まで）を経過措置として23年3月まで事業を継続
- 18年1月10日 合併により、庵治町については、対象年齢拡大分（中学校卒業時まで）を経過措置として23年3月まで事業を継続
- 20年8月1日 幼児（6歳就学前まで）に対し、市単独事業（現物給付方式、所得制限なし）で実施  
現物給付の地域を高松市内から香川県内に拡大（一部国保組合加入者は高松市内）
- 24年8月1日 小学生（6歳就学後の4月1日から12歳到達後最初の3月31日まで）に対し、入院のみ、市単独事業（償還給付方式、所得制限なし）で実施
- 26年4月1日 入院医療費の助成を中学生までに拡大  
市単独事業（償還給付方式、所得制限なし）で実施
- 26年8月1日 小中学生の入院医療費の助成方法を償還給付方式から県内現物給付方式（県外は償還）に変更。併用レセプト方式を採用  
給付方法が市内現物給付の一部の国保組合加入者を県内現物給付に変更
- 27年4月1日 通院医療費の助成を小学生（12歳到達後最初の3月31日）までに拡大。市単独事業（併用レセプト方式、所得制限なし）で実施  
医療証名称を乳幼児医療証・小児医

療証から子ども医療証に変更

令和2年4月1日 通院医療費の助成を中学生（15歳到達後最初の3月31日）までに拡大市単独事業(併用レセプト方式、所得制限なし)で実施。

ア 県補助事業と市単独事業の区分

県補助事業	市単独事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児（6歳就学前までの者）</li> <li>・所得制限あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6歳就学前までの者で所得制限を越える者</li> <li>・小学生・中学生（15歳到達後最初の3月31日までの者）（所得制限なし）</li> </ul>

イ 医療費助成状況

(元年度)

区分	1カ月平均					年間受診件数(件)	年間助成総額(円)
	対象人員(人)	受診率(%)	1件当たり助成額(円)	1人当たり助成額(円)	1カ月平均助成額(円)		
乳幼児(入通院)	22,631	191.89	1,706	3,274	74,085,822	521,121	889,029,866
小学生(入通院)	20,916	129.68	2,135	2,768	57,903,933	325,502	694,847,200
中学生(入院のみ)	336	8.48	56,364	4,781	1,606,375	342	19,276,500
合計					133,596,130	846,965	1,603,153,566

ウ 受給要件

高松市に住所を有し、医療保険各法の規定により、医療の給付を受けることができる乳幼児等（生活保護法の適用を受けている者は除く。）に対し、自己負担分を助成している。

受給対象者	所得制限	資格取得日	医療証の名称	給付方法
6歳就学前までの乳幼児	なし	資格要件を満たした日	子ども医療証(乳幼児)	現物給付 〔ただし、県外の病院等で受診した場合は償還給付(接骨院は市外償還給付)〕
小学1年生から中学3年生	なし	資格要件を満たした日	子ども医療証(小学生・中学生)	現物給付 〔ただし、県外の病院等で受診した場合は償還給付(接骨院は市外償還給付)〕

21 母子福祉

(1) 母子生活支援施設

母子生活支援施設（高松市屋島ファミリーホーム）は、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、これらの者の保護及び生活支援を目的として入所する児童福祉法に基づく施設で、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた支援を行っている。なお、平成20年4月1日より指定管理者制度を導入し、社会福祉法人未知の会が管理運営を行っている。

ア 高松市屋島ファミリーホームの概要

- (ア) 所在地 高松市高松町75番地15
- (イ) 定員 19世帯
- (ウ) 現員 6世帯（R2.4.1現在）
- (エ) 職員 施設長、母子支援員、少年指導員兼事務員、調理員等、嘱託医
- (オ) 面積 敷地 1,738.39㎡ 延床 1,030.45㎡

(カ) 構造 鉄筋コンクリート造 3階建

(2) 母子・父子相談等

ア 相談員（母子・父子自立支援員） 3名

イ 母子相談等の状況

年度	生活援護相談		生活一般相談		児童相談		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
26	1,683	84.3%	270	13.5%	43	2.2%	0	0%	1,996	100.0%
27	884	55.8%	574	36.2%	126	8.0%	0	0%	1,584	100.0%
28	796	48.0%	711	42.8%	152	9.2%	0	0%	1,659	100.0%
29	942	60.3%	470	30.1%	142	9.1%	8	0.5%	1,562	100.0%
30	932	55.8%	594	35.5%	133	8.0%	12	0.7%	1,671	100.0%
元	640	50.6%	489	38.7%	133	10.5%	2	0.2%	1,264	100.0%

ウ ひとり親家庭等日曜出張相談

月1回、日曜日に市民サービスセンター相談室で独り親家庭等を対象とした相談窓口を開設し、就労等の理由から平日相談が困難な独り親家庭等に対する情報提供や就労相談を行う。

(3) 母子福祉資金等貸付事業

母子家庭の母・父子家庭の父、寡婦等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、その扶養している児童の福祉を増進するための各種資金の貸付けを行う。

ア 母子福祉資金貸付状況

内容	29		金額 (千円)	30		金額 (千円)	元		金額 (千円)
	件数 (件)			件数 (件)			件数 (件)		
	新規	継続	新規	継続	新規	継続			
事業開始									
事業継続									
修学	7	22	19,129	9	23	21,249	17	18	21,866
技能習得	1		113		1	450			
修業	1	1	567	1	1	515		2	774
就職支度									
医療介護									
生活	1		423		1	1,692	1		165
住宅									
転宅	1		260				1		180
就学支援	6		1,100	6		2,230	16		4,683
結婚									
合計	17	23	21,592	16	26	26,136	35	20	27,668

イ 父子福祉資金貸付状況

年度	29			30			元		
内容	区分		金額 (千円)	件数 (件)		金額 (千円)	件数 (件)		金額 (千円)
	新規	継続		新規	継続		新規	継続	
修学							1		474
就学支度							1		425
合計							2		899

ウ 寡婦福祉資金貸付状況

年度	29			30			元		
内容	区分		金額 (千円)	件数 (件)		金額 (千円)	件数 (件)		金額 (千円)
	新規	継続		新規	継続		新規	継続	
事業開始									
事業継続									
就学	1		792		1	792			
技能習得									
修業									
住宅									
転宅				1		248			
医療介護									
就学支援									
結婚									
合計	1		792	1		1,040			

(4) 母子福祉資金等利子補給金

母子福祉資金等の借受者に対して、経済的自立の促進と生活の安定を図り、福祉の増進に寄与するために、利子補給金を交付している。なお、補給額は高松市母子福祉資金等利子補給金交付要綱に基づき、償還した償還利子相当額である。

令和元年度支給件数 なし

(5) 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発を支援することを目的に、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の60%（1万2千円以上で20万円を上限）を、また、雇用保険制度一般教育訓練給付金等受給者はその受給額等を差し引いた額を支給している。

令和元年度支給状況 6件 252,473円

(6) 高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師等の資格取得のため、学校などの養成機関等で1年以上修業する場合に、修業期間中、「高等職業訓練促進給付金」を非課税世帯の場合は月額10万円、課税世帯の場合は月額7万500円を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にして、就職の促進と経済的自立を図る。令和元年度から最終修業年度については、月額40,000円を加算支給している。

令和元年度支給状況

高等職業訓練促進給付金	26件	30,834,000円
修了支援給付金	9件	400,000円

(7) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及びその子供が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し修了した場合と、修了日から2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に給付金を支給し、ひとり親家庭の親及びその子供の学び直しを支援する。

令和元年度支給件数 なし

(8) 母子自立支援プログラム策定事業

母子家庭の母または父子家庭の父の経済的自立を図るため、自立目標や支援内容を定める自立支援プログラムを作成し、他の就労支援策を有機的に活用しながら、自立・就労支援を促進し、プログラムで策定した目標を達成した後、達成後の状況が維持できるようアフターケアを実施する。

令和元年度プログラム策定件数 87件  
アフターケア件数 8件

(9) ひとり親家庭無料職業紹介事業

こども家庭課内にひとり親家庭無料職業紹介所を開設し、就職が困難であるひとり親家庭の生活の安定及び福祉の向上に寄与する。

令和元年度職業紹介件数 9件

(10) ひとり親家庭子育て支援事業

たかまつファミリー・サポート・センターの援助活動の利用料の一部を補助することにより、ひとり親の就労の支援及び育児の軽減を図る。

令和元年度登録者数 47人  
支給金額 525,300円

(11) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ア 就業支援講習会等

ひとり親を対象に開催する就業支援講習会等を香川県母子寡婦福祉連合会に委託して実施した。なお、費用負担については、高松市と香川県（7市9町分）で、児童扶養手当受給者数の割合から按分している。

令和元年度受講者数 12人

イ 面会交流支援事業

NPO法人面会交流支援センター香川が実施する面会交流支援事業の利用者のうち、居住地、所得水準等要件を満たす方に、利用料の一部を補助し、離婚等により親と離れて暮らす子の健やかな育ちに欠くことのできない面会交流を支援する。

令和元年度対象数 19組

ウ 面会交流、養育費等に関する講演会

離婚等により離れて暮らす親と子の面会交流や養育費等について、周知啓発のため講演会を実施する。面会交流、養育費等に関する講演会については、イベント形式ではなく個別形式での相談にシフトしていくこととしたため、平成30年度をもって事業を廃止した。

(12) ひとり親家庭等日常生活支援事業

疾病や就職活動のため一時的に生活援助が必要となったひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣し、短期間の家事・介護等サービスを提供する。

令和元年度利用登録者数 13人  
 利用時間数 255時間

(13) ひとり親家庭等に対する医療費の助成

- 昭和51年4月1日 母子家庭の母・児童、及び父子家庭の児童などに対し、県補助事業（償還給付方式、所得制限あり、補助率県5分の4）で実施
- 57年1月1日 給付方法を現物給付方式に変更
- 58年2月1日 助成対象者の拡大（老人保健法老人医療の対象者で、この者に係る老人保健法による一部負担金相当額の助成を、償還給付方式で県補助事業により実施）
- 平成6年10月1日 入院時食事療養に係る標準負担額の助成
- 9年9月1日 外来薬剤一部負担金の助成
- 11年7月1日 老人保健法老人医療の対象者で、この者に係る外来薬剤一部負担金の助成を廃止
- 17年4月1日 県補助事業の補助率が10分の7に改定
- 8月1日 児童の対象年齢を20歳から18歳の年度末までに引下げ  
 入院時食事療養に係る標準負担額の助成を廃止
- 18年4月1日 県補助事業の補助率が10分の6に改定
- 19年4月1日 県補助事業の補助率が2分の1に改定
- 20年8月1日 県補助事業で課税所得世帯に一部負担金導入、市単独事業で助成
- 23年8月1日 県補助事業で助成対象者の拡大（父子家庭の父（及び親のない子を扶養する配偶者のない祖父・兄）等を新しく対象者に追加）  
 名称を母子医療からひとり親家庭等医療に変更  
 現物給付の対象医療機関（市内）に香川大学医学部附属病院を追加  
 医療費の請求時効を1年から5年に延長
- 26年8月1日 医療費の助成方法を市内現物給付方式（市外は償還）から県内現物給付方式（県外は償還）に変更  
 併用レセプト方式を採用（接骨院は市内現物給付）

ア 県補助事業と市単独事業の区分

県補助事業	市単独事業
一部負担金あり	一部負担金なし

イ 医療費助成状況

(元年度)

対象人員 (人)	受診率 (%)	1カ月平均			年間受診件数 (件)	年間助成総額 (円)
		1件当たり 助成額 (円)	1人当たり 助成額 (円)	1カ月平均 助成額 (円)		
10,080	123.34	2,836	3,498	35,261,830	149,190	423,141,955

## ウ 受給要件

高松市に住所を有し、医療保険各法の規定により、医療の給付を受けることができる者（生活保護法の適用を受けている者は除く。）に対し、自己負担分を助成している。

受給対象者	所得制限	資格取得日	医療証の名称	給付方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳の年度末に達していない児童を扶養するひとり親家庭の父母及びその児童</li> <li>両親のない18歳の年度末に達していない児童</li> <li>両親のない18歳の年度末に達していない児童を扶養する配偶者のいない扶養義務者</li> <li>配偶者が一定程度の障害の状態にある父または母及び児童</li> </ul>	あり 〔所得制限額表に定める限度額以下の者〕	申請した日の属する月の初日 〔ただし、転入等については特例あり〕	ひとり親家庭等医療証	現物給付 〔ただし、県外の病院等で受診した場合は償還給付（接骨院は市外償還給付）〕

### (14) 寡婦（寡夫）控除みなし適用対象事業の拡充

平成29年4月から、寡婦（寡夫）控除みなし適用対象事業を、従来の2事業（保育所等保育料及び市営住宅使用料）から23事業（下表のとおり）に拡充した。

1	自動車改造費助成事業	13	ひとり親家庭等医療費助成事業
2	身体障害者福祉電話等貸与事業	14	保育所等保育料
3	福祉ファクシミリ貸与事業	15	幼稚園授業料
4	障害者住宅改造助成事業	16	私立幼稚園就園奨励費補助事業
5	福祉タクシー助成事業	17	妊娠高血圧症候群等医療費助成事業
6	障害者医療費助成事業	18	母子栄養食品支給事業
7	放課後児童健全育成事業	19	産後ケア事業
8	助産施設運営事業	20	がん検診自己負担金免除等事業
9	子育て短期支援事業	21	高齢者インフルエンザ予防接種事業
10	母子生活支援施設管理運営事業	22	成人用肺炎球菌予防接種事業
11	ひとり親家庭等日常生活支援事業	23	市営住宅使用料
12	高等職業訓練促進給付金等事業		

## 22 女性相談

(1) 女性相談員 3人

(2) 処理状況

(単位：件)

区分 年度	婦人保護施設に入所	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	婦人相談所へ移送	その他の関係機関・施設へ移送	助言指導	その他	合計
26			75	12	49	1,607	709	2,452
27			72	6	52	1,634	1,108	2,872
28			30	7	39	1,822	870	2,768
29			28	3	38	2,323	1,038	3,430
30			69	3	77	2,241	1,045	3,435
元			42	3	31	1,977	1,054	3,107

## 23 こども未来館

「こども・ふれあい・夢体験」を基本理念に、子育て支援や科学体験等の機能を持ち、子供の居場所づくりや学校等では得られない体験活動など、子供の夢や想像力を育む事業を行う施設として、こども未来館を平成28年11月23日に開館した。

### (1) こども未来館建設の経過

- 平成22年度 高松市こども未来館（仮称）整備庁内検討会、基本構想検討委員会設置
- 23年度 こども未来館（仮称）基本構想策定
- 24年度 こども未来館整備室設置
- 25年度 こども未来館管理運営検討懇談会設置
- 26年度 建設工事着工
- 27年度 こども未来館開館1年前プレイベント開催
- 28年11月23日 こども未来館開館

### (2) 施設の概要（たかまつミライエ）

- ア 所在地 高松市松島町一丁目15番1号
- イ 構造 鉄骨造 地上7階建
- ウ 敷地面積 3,111.78 m<sup>2</sup>
- エ 建築面積 1,425.30 m<sup>2</sup>
- オ 延床面積 6,845.70 m<sup>2</sup>
- カ 総事業費 約56億円（市民文化センター解体工事費等約6.5億円を含む。）
- キ 施設内容
  - 1階 ふれあい・夢ひろば、多目的室、体験学習コーナー、怪童中西太コーナー等
  - 2階 夢みらい図書館（閲覧室、対面朗読室）
  - 3階 みんなのひろば、プレイルーム、ファミリー・サポート・センター、相談室等
  - 4階 科学展示室、昆虫標本展示室、科学体験ひろば
  - 5階 プラネタリウム、平和記念館
  - 6階 男女共同参画センター（ふれあい交流サロン、学習研修室、ミーティングスペース、相談室、託児室、授乳室等）
  - 7階 機械室

### (3) 事業実績

#### ア 子ども・子育て支援事業

子供の成長を支え合い、子供を中心とした世代が安心して過ごせる場を提供している。

みんなのひろば・プレイルーム利用状況

（単位：人）

年度	区分	乳幼児	児童	保護者	合計
29		35,931	3,071	37,595	76,597
30		38,386	2,928	39,129	80,443
元		34,675	2,777	36,419	73,871

#### イ 学習体験事業

##### (ア) 学習事業

##### a こども未来館学習

こども未来館の施設を活用した体験的な学習活動を通して、子供たちの創造力と探究心を育むこ



とで、健やかな成長に資することを目的に、高松市内の小学4年生と高松市内の中学校や連携中枢都市圏の小学校についても受け入れ可能な範囲において実施している。

参加校・参加者数

(単位：校・人)

年度	参加校			参加者数
	市内小学校	連携中枢都市圏の小学校	市内中学校	
29	48	6	(実施していない)	4,558
30	47	8	6	4,821
元	48	8	5	4,861

b チャレンジ教室

学習を通じて仲間づくりや自主性を育て、情操豊かな子供たちの育成を目的として、市内の小学生を対象に、夏休みと春休みに開催している。

参加者数

(単位：人)

年度	区分	夏休み	春休み	合計
	29		170	95
30		124	99	223
元		240	中止	240

(イ) 体験事業

a 科学体験教室

子供たちにもものづくりの楽しさ・大切さを伝え、科学技術に対する興味や夢を育むことを目的に科学体験教室を開催している。

b アート体験教室

廃材等の材料を用いて、子供たちが自由な発想でものづくりを行うことにより、創造力を育むことを目的にアート体験教室を開催している。

c プラネタリウム

子供たちをはじめ、広く一般市民を対象に、投影を通して天体への興味と関心を高めるとともに、こども未来館学習等の学習教材としての活用を図っている。

体験事業参加者（観覧者）数

(単位：人)

年度	区分	a 科学	b アート	c プラネタリウム
	29		3,946	3,957
30		5,871	5,169	20,880
元		6,861	5,360	18,370

ウ こども未来館わくわく体験事業

こども未来館での様々な体験を通して、子供たちの夢を広げることを目的として、市民活動団体や大学等との連携を図るとともに、ノウハウを有する民間の運営への参画を促し、魅力ある事業を継続的に提供していけるよう取り組んでいる。

参加者数

(単位：人)

区分 年度	公募プログラム等	こども未来館まつり	遊び体験プログラム	合計
29	1,489	852	2,492	4,833
30	3,181	744	1,625	5,550
元	2,327	573	1,467	4,367

## 24 教育・保育施設

質の高い幼児期の学校教育・保育や、地域の子供・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立、公布され、27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行された。26年度に策定した「高松市子ども・子育て支援推進計画」及び令和2年3月に策定した「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画」を踏まえ、公立の幼稚園・保育所は、順次、幼保連携型認定こども園への移行を目指すとともに、私立の幼稚園・保育所等についても、幼保連携型認定こども園等への移行を推奨する。なお、従来から幼保一体化施設として運営してきた高松型こども園5園については、27年4月に幼保連携型認定こども園に移行した。

また、28年3月に策定した「高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画」に基づき、市立幼稚園・保育所について、認定こども園への移行を促進することとしており、令和2年度から屋島こども園と林こども園を開園した。

### (1) 幼稚園等

#### ア 指導の基本方針

夢中になって遊び豊かな心と体を育む特色ある就学前教育の推進

- a 園・地域の実態に即応した教育課程等の編成・評価・改善
- b 心身の発達を促す援助と環境構成の工夫
- c 保こ幼・小連携教育の推進
- d 幼児の成長を支えるための家庭や地域との連携

#### イ 安全対策

緊急時における教職員の基本的対応、日常の安全確保、不審者への具体的対応を定めた「幼稚園危機管理マニュアル」を作成し、火災、地震、風水害、不審者等を想定した避難訓練を行うことで、幼稚園の安全確保に努めている。また、危機管理マニュアルについては、定期的に見直しを行っている（保育所においても、同様に、災害時や保育中の事故、感染症発生時の対応などについて定めた保育所安全危機管理マニュアルを作成し、保育所の安全確保に努めている。）。

#### ウ 地域に開かれた幼稚園づくり推進事業

幼稚園等を地域に開放し、家庭への支援や地域の未就園児への遊び場や機会の提供など、幼稚園等が地域の幼児教育のセンター的役割を果たすことによって、地域の就学前教育の向上を図る。

#### エ 発達障がい児等支援体制構築事業

幼稚園に入園している発達障害児のみならず、全ての幼児の健やかな成長・発達を保障するため、関係機関等と連携しながら早期からの支援を行うとともに、各幼稚園に特別支援教育加配教員を配置し、特別な支援が必要な幼児に対して支援等を行っている（保育所及び認定こども園においても発達障がい児等支援員を配置し、支援等を行っている。また、平成26年度から、公立幼稚園・公私立認定こども園・公私立保育園（所）において、専門家による巡回支援訪問及び教職員に対する専門研修を行っている。）。

オ 施設の状況

(ア) 公立幼稚園

施設状況・園児・職員数

(2.5.1 現在)

園名	創立年月	園舎面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	学級数	園児数 (人)	3歳児 入園数	園長 (人)			職員数 (人)		合計 (人)
							本務	会任	兼務	保育教育士		
										正規	会任	
前田	S28.8	691	1,525	3	17	9		1		3	1	5
川添	28.4	969	4,055	3	30	10		1		3	2	6
三溪	29.4	520	1,966	3	46	14	1			3	3	7
香西	3.4	958	3,454	3	33	8	1			4	1	6
一宮	26.9	804	2,144	3	33	9	1			3	4	8
多肥	27.5	620	1,702	3	44	9		1		4	2	7
川岡	27.4	480	2,017	3	21	5	1			3	3	7
円座	27.4	571	2,285	3	42	15	0	1		3	3	7
檀紙	26.4	566	2,203	3	41	13		1		4	2	7
弦打	25.4	546	2,353	3	24	7	1			3	2	6
鬼無	8.4	593	2,112	3	31	13		1		3	1	5
木太	51.4	991	2,458	3	73	20	1			3	7	11
山田	52.4	531	2,581	3	45	12	1			3	3	7
春日	55.4	579	1,891	3	19	5	1			3	3	7
木太北部	56.4	889	2,638	3	36	10	1			4	2	7
栗山	29.4	590	1,841	3	58	13	1			4	2	7
田井	49.4	540	2,199						休園 R2.4 ~			
大町	53.4	517	1,564	3	14	2	1			4	1	6
大野	26.1	642	2,815	3	39	10	1			3	3	7
浅野	9.4	689	2,982	3	22	3	1			3	4	8
国分寺北部	27.5	1,183	2,991	4	93	17	1			5	5	11
国分寺南部	27.4	1,694	5,645	4	90	28	1			5	7	13
合計	22か所	16,163	55,421	65	851	232	15	6	0	73	61	155

## (イ) 公立認定こども園 (現員は1号認定)

(2.5.1現在)

施設名	区分	所在地	利用定員(人)	現員(人)	設置認可年月日	建築延床面積(m <sup>2</sup> )	職員数(人)				
							園長	保育教育士		調理員	
								正規	会任	正規	会任
下笠居		生島町335	40	15	H27.4.1	1,039.88	1	12	7	2	1
はら		牟礼町原570-1	90	31	27.4.1	1,197.12	1	17	11	2	2
庵治		庵治町853-1	45	14	27.4.1	1,466.28	1	10	7	2	2
香南		香南町横井865-1	90	44	27.4.1	2,257.93	1	19	19	3	2
塩江		塩江町安原下第1号887	15	6	27.4.1	1,162.45	1	8	8	1	2
川東		香川町川東上1987-4	90	21	29.4.1	2,092.40	1	22	10	2	2
屋島		屋島西町1744-1	9	6	R2.4.1	719.46	1	12	16	2	1
林		林町1405-4	105	82	R2.4.1	2,176.90	1	21	13	2	2
合計		8か所	484	219		12,112.42	8	121	91	16	14

(注1)職員数のうち、正規は正規職員を、会任は会計年度任用職員を示す。

(注2)認定こども園における利用定員及び現員は、教育認定児に係る児童数

## (ウ) 私立及び国立幼稚園

(元.5.1現在)

区分	名称	所在地	園児数	学級数
国立大学法人	香大教附属高松園舎	番町五丁目1-55	136	5
私立	高松中央高	松島町一丁目14-8	65	6
私立	ときわ	飯田町138	89	5
私立	マリア	多肥下町14-3	206	8
私立	高松聖ヤコブ	西宝町二丁目3-14	109	7
私立	勅使百華	勅使町955	223	10
私立	のぞみ	屋島中町30	111	13
私立	栗林	栗林町二丁目19-4	278	11
私立	二番丁	昭和町二丁目7-1	130	5
私立	亀阜	宮脇町一丁目2-23	141	7
私立	高松	亀岡町1-6	176	10
私立	屋島教会	屋島西町1392-7	86	7
私立	高松聖母	番町二丁目4-31	115	6
私立	桜町聖母	桜町一丁目8-13	179	7
私立	相愛	仏生山町甲546	225	9
私立	愛育	西ハゼ町310	55	7
私立	青空	三条町498	132	4
私立	太田百華	太田上町932	259	14
私立	光華	瓦町一丁目13-8	161	7
私立	らく楽寺井	寺井町1369-4	169	8
私立	くにとう	伏石町1611	300	10
私立	やしま	屋島西町2477-4	209	11
私立	つくし	高松町1711-7	236	11
私立	まゆみ	檀紙町1541-4	99	4
合計	24か所		3,889	192

(注1)所管する香川県の調査結果公表が本書の発行後になるため、前年度分を掲載

(注2)香大教附属高松園舎の園児数・学級数は、香川大学教育学部附属幼稚園(坂出市)との合計数

## (二) 私立認定こども園

(2.4.1現在)

施設名	区分	所在地	経営主体	利用定員(人)	現員(人)	認可 設置 年月日	延床面積 建築 (㎡)	職員数(人)							
								園長	保育 教諭等		調理員		事務員等		
									正規	嘱託	正規	嘱託	正規	嘱託	
サンシャインこどもの森		上林町502-2	学校法人	15	20	H27. 4. 1	891.15	1	17	5					3
いずみこども園		国分寺町国分2408	社会福祉法人	15	15	27. 4. 1	1,236.50	1	11	1				2	1
いずみこども園分園		国分寺町新居281-1	社会福祉法人			27. 4. 1	853.58		4						
認定こども園高松東幼稚園		春日町688	学校法人	284	244	29. 4. 1	3,012.74	1	33	11		2		3	14
幼保連携型認定こども園新田幼稚園		新田町甲2630-1	学校法人	75	42	29. 4. 1	1,081.86	1	17	6				1	2
認定こども園和光こども園		川部町1561-1	社会福祉法人	15	15	29. 4. 1	659.06	1	21	4	3			1	5
認定こども園春日こども園		春日町1287-1	社会福祉法人	15	15	30. 4. 1	1,925.67	1	35	9	6			2	0
認定こども園花ノ宮こども園		花ノ宮町一丁目10-22	社会福祉法人	15	12	30. 4. 1	618.21	1	23	3	1			0	3
認定こども園中野保育所		中野町27-5	社会福祉法人	15	6	30. 4. 1	1,391.68	1	31	2	2	0		4	6
幼保連携型認定こども園カナン保育園		仏生山町甲745-2	社会福祉法人	15	15	30. 4. 1	1,324.34	1	18	7	4			2	3
幼保連携型認定こども園すまいる		三名町591-1	社会福祉法人	75	50	30. 4. 1	1,583.20	1	22	5				2	3
げんき・結愛・げんきこども園		六条町604-7	社会福祉法人	15	4	31. 4. 1	2,247.68	1	19	10	6	1		7	9
幼保連携型カナン十河こども園		十川西町546-1	社会福祉法人	15	7	31. 4. 1	741.02	1	17	4	3			1	2
幼保連携型認定こども園高松和食こども園		林町2197-1	社会福祉法人	15	5	R 2. 4. 1	1,331.44	1	16	8	2			3	2
認定こども園やしま幼稚園		屋島西町2477-4	学校法人	228	100	S52. 3. 1	2,013.70	1	26	5				9	3
高松聖ヤコブ幼稚園		西宝町二丁目3-14	学校法人	135	84	27. 4. 14	1,344.20	1	6	8				2	3
認定こども園亀阜幼稚園		宮脇町一丁目2-23	学校法人	109	57	9. 3. 29	1,681.65	1	18	7	1	2		1	
らく楽寺井幼稚園		寺井町1369-4	学校法人	112	96	53. 2. 18	1,933.87	1	19	13				3	11
幼保連携型認定こども園つくし幼稚園		高松町1711-7	学校法人	274	171	53. 2. 18	2,022.86	1	14	10		3		1	14
認定こども園勅使百華幼稚園		勅使町955	学校法人	265	145	43. 6. 28	1,344.43	1	21	4	1	1	1	2	4
メリーGOLAND高松園		成合町796-1	株式会社	20	12	H30. 4. 1	367.00	1	10	1	1	2		5	6
合計		20か所		1,727	1,115		29,605.84	20	398	123	30	11		51	94

(注1)職員数のうち正規は正規職員を、嘱託は非常勤嘱託職員を示す。

(注2)認定こども園における利用定員及び現員は、教育認定児に係る児童数

(注3)いずみこども園の職員数は分園を含む。

## カ 保護者負担軽減対策(市単独事業)

## (ア) 私立幼稚園就園費補助事業

私立幼稚園就園費補助事業については、令和元年10月施行が予定されていた幼児教育・保育の無償化の開始により、保護者負担の軽減が図られることから、平成30年度をもって廃止した。

## (イ) 第2子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成

第2子以降の児童が私立または国立幼稚園に通っている園児の保護者に支給する。(元年度)

区分	項目	支給人数(人)	1人当たり補助金額 (円以内)	事業費(円)
私立幼稚園		278	55,181	15,340,400
国立幼稚園		6	36,600	219,600

## (ウ) 第2子以降保育料等減免事業

平成28年度から、同一世帯で、18歳未満の子供が3人以上いる場合の第3子以降の児童及び同一世帯で、保育施設等を同時に利用する子供が2人以上いる場合の第2子以降の児童の利用料を無料としている。

第2子以降等減免実施状況(1号認定子ども)

(2.3.31現在)

	延べ対象人員(人)	1人当たり軽減金額(円)	軽減額(円)
同時在園第2子以降	1,427	4,958	7,075,250
18歳未満第3子以降	1,411	7,950	11,218,600
合計	2,838	6,446	18,293,850

※ 延べ対象人員には、すでに国の制度により軽減を受けている者は含まない。

第2子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成及び第2子以降保育料等減免事業については、令和元年10月施行の幼児教育・保育の無償化により、満3歳以上の子供の授業料・保育料が無償化されたため、同年9月をもって廃止した。

## (2) 保育施設

### ア 保育施設の現状

家族の就労や病気などの事情により、保護者に代わって保育する、また、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割を持つ保育施設は、令和2年4月1日現在、111施設（公立37、私立74）で利用定員は10,980人である。平成27年4月に、子ども・子育て支援新制度が施行され、従来の保育所に加えて、認定こども園のさらなる普及を図るとともに、少人数の児童を保育する地域型保育を新設するなど、主に待機児童の多い3歳未満児の保育を拡充していく方針である。

また、保護者の多様化する保育需要に対応し、就労形態や児童の状況に応じて延長保育、一時預かり、病児保育（体調不良児対応型）、障害児保育等、様々な保育サービスを提供するほか、保育施設が地域の子育て家庭の中心的役割を果たせるよう、地域子育て支援拠点事業をはじめ、地域子育て推進事業等の機会を活用し、就学前の児童や子育て家庭への支援を行っている。

さらに、公立保育所の施設充実のため、毎年施設整備を実施するとともに、私立保育所の施設整備に対して助成している。

### イ 保育士実践型宿泊研修事業

質の高い保育を提供するため、公立保育所保育教育士の専門性や責任感の向上を図るとともに、職員同士の連帯感を高めるため、若手保育教育士を対象として仲間と生活をともにする宿泊研修（一泊二日）を行っている。

### ウ 芸術士派遣事業

従来の保育で行っている表現活動をベースとしながら、芸術士の感性や専門能力を活用して、子供たちの主体的な表現意欲を引き出し、子供の内面から沸き上がってくる、何かを表現したいという意欲を最大限かなえられるようにするため、芸術分野に高い知識を有する「芸術士」を公私立保育所等に派遣し、保育所児童等と創作活動を行っている。

<実施箇所>

(単位：件)

年度 区分	27	28	29	30	元
保育所	31	26	27	28	29
幼稚園	9	11	11	10	9
こども園	-	3	2	5	5
合計	40	40	40	43	43

### エ 私立保育所職員研修費補助事業

私立保育所の職員が研修するための経費として、1人当たり年額12,000円を上限に補助している。

年度 区分	27	28	29	30	元
人数(人)	899	903	903	917	997
金額(千円)	13,794	13,876	12,642	12,201	11,845

オ 施設等の現況

(ア) 公立保育所

(2.4.1現在)

区分 施設名	所在地	利用 定員 (人)	現員 (人)	設置認可 年 月 日	建 築 延 床 面 積 (㎡)	職員数 (人)				
						所 ・ 園 長	保育教育士		調理員	
							正規	会任	正規	会任
瀬戸内	瀬戸内町23-7	120	100	S23. 5. 1	898.93	1	9	8	2	2
扇町	扇町一丁目24-17	150	135	28. 6. 1	1,141.65	1	10	15	2	2
宮脇	宮脇町二丁目10-63	60	49	54. 4. 1	618.75	1	6	5	1	1
松島	松島町三丁目13-6	130	122	37. 4. 1	688.76	1	9	13	2	1
福岡	福岡町三丁目31-3	70	54	44. 4. 1	577.49	1	6	4	1	1
桜町	桜町一丁目3-15	190	166	49. 4. 1	1,139.40	1	15	14	2	2
田村	鹿角町937	70	46	23. 5. 1	769.14	1	8	5	1	2
鶴尾	東ハゼ町19-8	50	42	23. 5. 1	379.78	1	5	5	1	1
太田	伏石町1062	150	132	26.10.16	685.42	1	11	11	2	2
木太	木太町3502	150	142	23. 5. 1	715.81	1	12	14	2	2
古高松	高松町423-1	200	166	25. 9. 1	1,170.93	1	12	13	2	2
下笠居西部	亀水町1424-2	30	15	31. 9.11	334.44	1	1	2	2	
下笠居東部	植松町44-4	50	33	27. 4. 1	351.04	1	2	4	1	1
香西	香西町57-9	210	178	27. 6.11	1,108.68	1	13	16	2	3
弦打	鶴市町359-1	150	148	27. 6. 1	711.01	1	12	12	2	2
鬼無	鬼無町佐藤41-1	150	147	23.11.30	802.20	1	12	14	2	2
三谷	三谷町1193-1	100	105	27. 4.28	571.53	1	8	10	1	3
多肥	多肥上町424	140	132	30. 6. 1	629.50	1	10	10	2	3
川島	川島東町253-4	180	145	24.11.15	1,012.83	1	11	10	2	2
西植田	西植田町2350-1	60	47	27. 6. 1	573.84	1	4	3	1	1
東植田	東植田町2023-1	30	20	26. 4. 1	389.04	1	3	3	1	1
大野	香川町大野1063-1	200	175	27. 4. 1	2,011.80	1	13	13	2	2
浅野	香川町浅野816-1	110	114	51. 4. 1	1,731.04	1	10	11	2	2
川東南	香川町川内原574-56	45	18	53. 4. 1	579.02	1	3	3	1	1
国分寺北部	国分寺町新居1906-1	100	116	27. 4. 1	817.75	1	8	8	2	1
国分寺南部	国分寺町福家甲3106-1	90	103	23. 5. 1	808.86	1	8	6	2	1
牟礼	牟礼町牟礼1978-1	120	106	41. 5.21	857.70	1	8	11	2	1
田井	牟礼町牟礼100-1	80	59	50. 4. 1	738.35	1	5	4	2	
小計	28カ所	3,185	2,815		22,814.69	28	234	247	47	44

## (イ) 公立認定こども園

(2.4.1 現在)

区分 施設名	所在地	利用 定員 (人)	現員 (人)	設置認可 年 月 日	建 築 延 床 面 積 (㎡)	職 員 数 (人)				
						所 ・ 園 長	保 育 教 育 士		調 理 員	
							正 規	会 任	正 規	会 任
下笠居	生島町335	105	81	H27.4.1	1,039.88	1	12	7	2	1
はら	牟礼町原570-1	138	114	27.4.1	1,197.12	1	17	11	2	2
庵治	庵治町853-1	105	84	27.4.1	1,466.28	1	10	7	2	2
香南	香南町横井865-1	179	161	27.4.1	2,257.93	1	19	19	3	2
塩江	塩江町安原下第1号887	105	43	27.4.1	1,162.45	1	8	8	1	2
川東	香川町川東上1987-4	153	136	29.4.1	2,092.40	1	22	10	2	2
屋島	屋島西町1744-1	135	126	R2.4.1	719.46	1	12	16	2	1
林	林町1405-4	194	149	R2.4.1	2,176.90	1	21	13	2	2
小計	8か所	1,114	894		12,112.42	8	121	91	16	14

## (ウ) 公立地域型保育

(2.4.1 現在)

区分 施設名	所在地	利用 定員 (人)	現員 (人)	設置認可 年 月 日	建 築 延 床 面 積 (㎡)	職 員 数 (人)				
						所 ・ 園 長	保 育 教 育 士		調 理 員	
							正 規	会 任	正 規	会 任
男木	男木町165	6	6	H28.5.1	72.37	1		1		
小計	1か所	6	6		72.37	1		1		
公立合計	37か所	4,305	3,715		34,999.48	37	355	342	63	58

(注)職員数のうち、正規は正規職員を、会任は会計年度任用職員を示す。



## (エ) 私立保育所

(2.4.1 現在)

区分 施設名	所在地	経営主体	利用定員 (人)	現員 (人)	認可 設置 年月日	延床 面積 ( $m^2$ )	職員数 (人)						
							所・ 園長	保育士等		調理員		事務員等	
								正 規	嘱 託	正 規	嘱 託	正 規	嘱 託
こぶし今里	今里町一丁目7-2	社会福祉法人	90	102	50. 5. 1	853.26	1	16	13	2	1	1	4
敬愛	藤塚町三丁目18-2	社会福祉法人	150	149	27. 4. 1	771.76	1	22	7	3	1	2	1
平安	上福岡町894-8	社会福祉法人	130	116	51. 4. 1	954.99	1	19	3	3	1	1	2
勅使百華	勅使町955	社会福祉法人	230	207	26. 4. 1	1,629.00	1	26	10	5	1	3	3
西春日	西春日町1407	社会福祉法人	130	110	50. 3. 31	836.40	1	25	8	3	1	1	5
太田西	太田下町2025	社会福祉法人	100	89	51. 4. 1	619.18	1	8	5	2	2	2	1
こぶし中央	木太町5089-9	社会福祉法人	90	108	52. 4. 1	849.22	1	25	2	3			
あすなろ	屋島西町2453-6	社会福祉法人	180	134	52. 4. 1	1,603.18	1	18	6	3	1		1
西光寺	前田西町167-1	社会福祉法人	110	106	25. 9. 21	688.09	1	23	6	3		2	1
川添	下田井町52	社会福祉法人	120	103	45. 4. 1	1,217.25	1	20	2	2	1		
高松南	寺井町453-1	社会福祉法人	160	146	48. 3. 31	661.05	1	22		4		1	
円座百華	円座町1478-1	社会福祉法人	260	255	42.10. 9	1,570.56	1	26	9	4		1	5
高松西	檀紙町1521-4	社会福祉法人	130	130	52. 3. 31	770.33	1	16		3		2	
若葉	亀田南町108-2	社会福祉法人	130	105	48.10. 1	1,152.31	1	16	10	2	1	1	3
白樺	元山町855-2	社会福祉法人	120	104	53. 4. 1	937.44	1	14	11	2		3	2
松福	松福町二丁目18-16	社会福祉法人	120	92	54. 3. 31	695.50	1	10	8	2	1		1
さくらんぼ	木太町1165-3	社会福祉法人	60	63	54. 3. 31	436.00	1	5	9	1	2		1
すみれ	十川東町556-1	社会福祉法人	120	115	55. 4. 1	1,090.99	1	16	2	2		1	6
高松第二	(夜間)御坊町2-2	社会福祉法人	30	23	H元. 4. 1	241.80	1	4	9	1			4
今里	今里町二丁目1-5	社会福祉法人	130	132	16. 4. 1	1,223.06	1	24	1	3	1	1	3
さんさん	香川町浅野834-1	社会福祉法人	110	106	16. 4. 1	1,247.31	1	20	4	2		1	3
みよし	国分寺町柏原80	社会福祉法人	80	54	S45.12.25	1,019.56	1	12	1	2	1	2	
みのり	国分寺町福家甲1982	社会福祉法人	150	155	52. 4. 1	821.13	1	26	5	4		5	2
八栗	牟礼町牟礼401	社会福祉法人	70	70	53. 4. 1	753.73	1	18	1	3	1	1	
城東	城東町一丁目1-45	社会福祉法人	130	118	H20. 4. 1	1,188.23	1	12	7	3	1	1	
こぶし花園	花園町一丁目9-32	社会福祉法人	90	98	21. 4. 1	677.97	1	20	4	2	1		2
れんげ	多肥上町2390-1	社会福祉法人	90	98	23. 4. 1	768.47	1	17	2	3	1	1	1
さくら伏石	伏石町2135-3	社会福祉法人	90	87	24. 4. 1	835.77	1	16	3	1	1	1	3
らく楽	春日町483-1	社会福祉法人	110	100	24. 4. 1	889.80	1	18	5	3		4	3
初音	香西本町17-1	社会福祉法人	180	140	24. 4. 1	1,322.26	1	16	6	1		4	
さくら木太	木太町5113-15	社会福祉法人	99	92	29. 4. 1	1,458.66	1	12	3	1		1	4
高松くりの木	花園町三丁目4-5	社会福祉法人	105	95	30. 4. 1	1,334.90	1	20	3	4		4	1
らく楽第二	松福町二丁目4-4	社会福祉法人	72	69	30. 4. 1	777.17	1	8	10	1		3	3
あさがお	上林町69	社会福祉法人	120	89	30. 4. 1	1,386.93	1	14	10	1		6	1
除却済7月21日撤去	多肥下町1524-15	株式会社	80	65	31. 4. 1	790.22	1	13	4	2	2	3	13
さくら太田	太田下町3032-1	社会福祉法人	96	68	31. 4. 1	1,186.05	1	7	4	1		4	6
にこにこ	林町294-1	株式会社	72	60	R2. 4. 1	582.89	1	11	6		3	1	
小計	37か所		4,334	3,953		35,842.42	37	615	199	87	25	64	85

## (オ) 私立認定こども園

(2.4.1現在)

区分 施設名	所在地	経営主体	利用定員(人)	現員(人)	認可 設置 年月日	延床面積 建築 (㎡)	職員数(人)						
							所・園長	保育士等		調理員		事務員等	
								正規	嘱託	正規	嘱託	正規	嘱託
サンシャインこどもの森 いずみこども園	上林町502-2	学校法人	105	122	H27. 4. 1	891.15	1	17	5				3
いずみこども園分園	国分寺町国分2408	社会福祉法人	100	87	27. 4. 1	1,236.50	1	11	1			2	1
認定こども園高松東幼稚園	国分寺町新居281-1	社会福祉法人	20	8	27. 4. 1	853.58		4					
認定こども園新田幼稚園	春日町688	学校法人	166	157	29. 4. 1	3,012.74	1	33	11		2	3	14
認定こども園和光こども園	新田町甲2630-1	学校法人	57	85	29. 4. 1	1,081.86	1	17	6			1	2
認定こども園春日こども園	川部町1561-1	社会福祉法人	100	109	29. 4. 1	659.06	1	21	4	3		1	5
認定こども園花ノ宮こども園	春日町1287-1	社会福祉法人	160	119	30. 4. 1	1,925.67	1	35	9	6		2	
認定こども園中野保育所	花ノ宮町一丁目10-22	社会福祉法人	110	78	30. 4. 1	618.21	1	31	2	2		4	6
認定こども園中野保育所	中野町27-5	社会福祉法人	160	135	30. 4. 1	1,391.68	1	18	7	4		2	3
認定こども園高松幼稚園	仏生山町甲745-2	社会福祉法人	105	103	30. 4. 1	1,324.34	1	18	7	4		2	3
認定こども園やまのこども園	林町2197-1	社会福祉法人	165	105	R2. 4. 1	1,331.44	1	22	5			2	3
認定こども園結愛・げんきこども園	三名町591-1	社会福祉法人	75	104	30. 4. 1	1,583.20	1	19	10	6	1	7	9
認定こども園カナン幼稚園	六条町604-7	社会福祉法人	217	184	31. 4. 1	2,247.68	1	17	4	3		1	2
認定こども園やしま幼稚園	十川西町546-1	社会福祉法人	110	96	31. 4. 1	741.02	1	16	8	2		3	2
認定こども園高松幼稚園	屋島西町2477-4	学校法人	72	135	S52. 3. 1	2,013.70	1	26	5			9	3
認定こども園亀島幼稚園	西宝町二丁目3-14	学校法人	15	11	27. 4. 14	1,344.20	1	6	8			2	3
認定こども園楽井幼稚園	宮脇町一丁目2-23	学校法人	99	110	9. 3. 29	1,681.65	1	18	7	1	2	1	
認定こども園つくし幼稚園	寺井町1369-4	学校法人	128	111	53. 2. 18	1,933.87	1	19	13			3	11
認定こども園勅使百華幼稚園	高松町1711-7	学校法人	48	77	53. 2. 18	2,022.86	1	14	10		3	1	14
認定こども園メリーGランド高松園	勅使町955	学校法人	51	86	43. 6. 28	1,344.43	1	21	4	1	1	2	4
	成合町796-1	株式会社	35	34	H30. 4. 1	367.00	1	10	1	1	2	5	6
小計	20か所		2,098	2,056		29,605.84	20	398	123	30	11	51	94

## (カ) 私立地域型保育

(2.4.1現在)

区分 施設名	所在地	経営主体	利用定員(人)	現員(人)	認可 設置 年月日	延床面積 建築 (㎡)	職員数(人)						
							所・園長	保育士等		調理員		事務員等	
								正規	嘱託	正規	嘱託	正規	嘱託
カナン空港こども園	香南町西庄1671-2	社会福祉法人	18	6	H27. 4. 1	541.93	1	3	2	1			1
院内保育所てふてふ	天神前5-6高松メディカルモール	一般財団法人	7	17	27. 4. 1	281.09	1	7	10		1	1	
栗林こここ保育園	栗林町二丁目3-2	株式会社	12	12	28. 4. 1	76.96	1	4	2	1			1
小規模保育所もも	春日町1176	NPO法人	6	11	28. 4. 1	78.02	1	2	4	1	1		3
らく楽多肥保育園	多肥上町1713	社会福祉法人	12	10	29. 4. 1	109.08	1	4	3	1		1	
ソラ小規模保育園たかまつ	木太町786-2	株式会社	19	10	29. 4. 1	165.62	1	1	6		2		1
ニチキッズたひ東保育園	多肥下町1533-3	株式会社	19	16	29. 4. 1	119.00	1	6	1		2		
ニチキッズたひ西保育園	多肥下町1581-6	株式会社	19	14	29. 4. 1	119.00	1	5	2	2			
おるごーる	庵治町156-36	社会福祉法人	11	9	29. 4. 1	60.89	1	2	9				
にじろうさぎ保育園	多肥上町1622-13	NPO法人	9	4	30. 4. 1	43.06	1	2	4				1
木太こここ保育園	木太町2321-1	株式会社	12	6	30. 4. 1	84.00	1	5	1				2
伏石こここ保育園	伏石町2100-1	株式会社	12	11	30. 4. 1	102.29	1	5	0			1	1
ニチキッズたひ西保育園	松縄町1118-8	株式会社	19	14	30. 4. 1	119.00	1	3	3	1		0	
太田こここ保育園	太田下町3026-13	株式会社	19	21	31. 4. 1	133.00	1	5	2			1	
林こここ保育園	林町252-1	株式会社	19	15	31. 4. 1	134.30	1	3	4			1	
保育の家みいろ	香川町浅野668-5	株式会社	12	9	31. 4. 1	62.93	1	5	2		1		
瓦町FLAG保育園	常磐町一丁目3-1	株式会社	18	2	R2. 4. 1	148.00	1	5	3		2		
小計	17か所		243	187		2,378.17	17	67	58	7	9	5	10

(注1)職員数のうち、正規は正規職員を、嘱託は非常勤嘱託職員を示す。

(注2)認定こども園における利用定員及び現員は、保育認定児に係る児童数。

(注3)いずみこども園の職員数は分園を含む。

(注4)私立地域型保育における建築延床面積(㎡)は、事業部分の床面積。

カ 年齢別児童数

(2.4.1現在 単位:人)

区分 \ 年齢	0	1	2	3	4	5	計
公立	176	559	698	758	738	786	3,715
私立	323	1,070	1,230	1,242	1,190	1,141	6,196
広域入所	6	9	7	6	2	1	31
合計	505	1,638	1,935	2,006	1,930	1,928	9,942

キ 入所人員の推移

(各年度4.1現在 単位:人)

年度 \ 区分	公立		私立	
	利用定員	入所人員	利用定員	入所人員
28	4,217	3,745	5,293	5,166
29	4,276	3,796	5,853	5,469
30	4,276	3,860	6,397	5,834
元	4,276	3,793	6,680	6,107
2	4,305	3,715	6,675	6,196

※広域入所の入所人員は除く。

ク 令和元年度の利用者負担金額(保育料)について

令和元年10月施行の幼児教育・保育の無償化により、3歳～5歳クラス及び、0歳～2歳クラスのうち、非課税世帯の保育料が無償となった。

ケ 令和元年度の延長保育時間及び負担金

(ア) 公立	(保育標準時間)	午後6時31分～午後7時	日額300円
	(保育短時間)	午後4時31分～午後6時30分	日額100円
		午後4時31分～午後7時	日額400円
		午前7時30分～午前8時30分	無料

(イ) 私立 保育施設により延長保育時間及び負担金は異なる。

コ 第2子以降保育料減免事業(市単独事業)

子育て支援の一環として、平成7年11月から、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、保育所に入所している第3子以降の児童の保育料の減免を行い、9年度からは、第3子以降の3歳未満児の保育料を免除し、減免の割合は、3歳未満児は全額減免、3歳以上児はその世帯の課税額に応じて全額または2分の1減免としていた。さらに、28年度からは、世帯の課税額にかかわらず、第3子以降の児童の保育料は無料としている。減免対象は、同一世帯に18歳未満の子供が3人以上いる場合で、保育施設等に入所している第3子以降の児童とする(国の制度では、28年度から、上の子の年齢にかかわらず、生計を一にする児童等を3人以上有する場合、世帯の課税額に応じて、第3子以降の児童は無料)。

また、同一世帯に保育施設等を同時に利用する子供が2人以上いる場合、第2子は第1子の年齢により無料または2分の1減免としている(国の制度では一律で半額)。

第2子以降等減免実施状況（2号・3号認定子ども）

（2.3.31現在）

	延べ対象人員（人）	1人当たり軽減金額（円）	軽減額（円）
同時在園第2子以降	10,619	17,782	188,833,700
18歳未満第3子以降	10,850	28,090	304,784,750
合計	21,469	45,872	493,618,450

（注）延べ対象人員には、すでに国の制度により軽減を受けている者は含まない。

サ 特別保育事業等の実施状況

（ア）公立保育所

（2年度）

区分 施設名	乳児保育	延長保育	一時預かり事業	世代間交流事業	支援拠点事業 地域子育て	地域子育て 推進事業	在宅障がい児 ふれあい事業	保育体験事業
瀬戸内	○	○				○	○	○
扇町	○	○				○	○	
宮脇		○		○				○
松島	○	○				○	○	○
福岡	○					○	○	
桜町	○	○	○			○	○	○
田村	○							○
鶴尾	○							○
太田	○	○				○	○	○
木太	○	○				○	○	○
古高松	○	○				○	○	○
下笠居西部								
下笠居東部						○	○	
香西	○	○		○		○	○	○
弦打	○	○	○			○	○	
鬼無	○	○		○		○	○	○
三谷	○					○	○	○
多肥	○	○		○		○	○	
川島	○	○		○		○	○	○
西植田						○	○	○
東植田								
大野	○	○		○		○	○	○
浅野	○	○		○				○
川東南		○		○				○
国分寺北部				○		○	○	○
国分寺南部				○				○
牟礼	○	○		○				○
田井	○			○				○
小計	20	17	2	12	0	18	18	21

## (イ) 公立認定こども園

(2年度)

区分 施設名	乳児保育	延長保育	一時預かり事業	世代間交流事業	地域子育て 支援拠点事業	地域子育て 推進事業	在宅障がい児 ふれあい事業	保育体験事業
下笠居	○		○			○	○	○
はら	○	○	○	○	○	○	○	○
庵治	○		○			○	○	○
香南	○	○	○			○	○	○
塩江	○	○	○	○		○	○	○
川東	○	○	○	○		○	○	○
屋島	○	○	○			○	○	○
林	○	○	○			○	○	
小計	8	6	8	3	1	8	8	7

## (ウ) 公立地域型保育

(2年度)

区分 施設名	乳児保育	延長保育	一時預かり事業	世代間交流 事業	地域子育て 支援拠点事業	地域子育て 推進事業	在宅障がい児 ふれあい事業	保育体験事業
男木								
小計	0	0	0	0	0	0	0	0
公立合計	28	23	10	15	1	26	26	28

## (エ) 私立保育所

(2年度)

施設名	区分	乳児保育	延長保育	一時預かり事業	地域活動事業 保育所	地域子育て 支援拠点事業	地域子育て 推進事業	休日保育	病児保育 (体調不良児対 応型)	学童保育
こぶし今里		○	○	○	○	○				
敬愛		○	○		○					
平安		○	○							
勅使百華		○	○		○					
西春日		○	○	○		○				
太田西		○	○		○	○				
こぶし中央		○	○	○	○					○
あすなる		○	○		○					
西光寺		○	○		○					
川添		○	○		○	○				○
高松南		○	○		○					
円座百華		○	○		○					
高松西		○	○		○					
若葉		○	○		○	○				
白樺		○	○		○					
松福		○	○		○	○				
さくらんぼ		○	○		○	○				
すみれ		○	○		○	○				
高松第二		○	○		○	○		○		
今里		○	○		○					
さんさん		○	○	○	○	○				
みよし		○	○		○					
みのり		○	○	○	○	○				
八栗		○		○	○	○				
城東		○	○				○			
こぶし花園		○	○		○					
れんげ		○	○							
さくら伏石		○	○					○		
らく楽		○	○		○					
初音		○	○							
さくら木太		○	○					○		
高松くりの木		○	○							
らく楽第二		○	○		○					
あさがお		○	○	○						
保育園アルベジオ高松多肥下町園		○	○	○	○		○			
さくら太田		○	○					○		
にこにこ		○	○	○						
小計		37	36	9	26	12	12	4	0	2



(注3) 地域子育て推進事業は、おおむね月1回、保育所等において子育て家庭に対する育児相談、子育てに関する情報提供及び子育てサークル等に対する支援を行う事業

(注4) 病児保育事業（体調不良児対応型）は、保育中に微熱を出すなど体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、保育所の医務室等で看護師等が安静に保育する事業

シ 認可外保育施設助成事業

認可外保育施設へ入所している児童の福祉向上を図るための経費について、1人当たり昼間・夜間別の単価で補助している。平成25年度から、人件費及び研修費を補助対象として追加している。

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
施設数（所）	3	4	4	3	3
延対象児童数（人）	1,290	1,538	1,455	1,021	949
金額（円）	5,029,500	6,010,500	5,613,500	4,036,700	3,710,000

ス すこやか認定保育所助成事業

平成20年4月から、認可外保育施設における保育水準及び児童の処遇向上を図るため、施設開始後6か月以上が経過した認可外保育施設のうち、定員や職員配置、安全対策などの認定基準を満たした施設をすこやか認定保育所として認定し、1人当たり年齢別の単価で補助している。21年度から、昼間保育の0歳・1歳・2歳児の補助単価を増額するとともに、夜間保育の区分を設けた。

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
施設数（所）	4	3	3	3	3
延対象児童数（人）	1,682	1,488	1,532	1,485	1,434
金額（円）	17,048,000	14,281,500	14,601,000	14,109,500	13,720,000

セ 認可外保育施設入所第2子等保育料助成事業

子育て支援の一環として、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、認可外保育施設に入所している第3子以降の児童の保育料について助成する事業を平成7年11月から実施している。

28年度からは、世帯の課税額にかかわらず、保育を必要とする児童のうち、市内に住所を有する同一世帯に18歳未満の子供が3人以上いる場合で、認可外保育施設を利用している第3子以降の児童について助成する事業を実施している。また、同一世帯に保育施設等を同時に利用する子供が2人以上いる場合、第2子以降の児童も助成の対象となる。なお、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まったことに伴い、助成対象者及び助成金の額の見直しを行った。

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
施設数（所）	14	28	39	40	52
延対象児童数（人）	265	1,228	1,578	1,548	1,884
金額（円）	2,172,810	21,358,032	27,199,662	27,043,837	29,080,943

ソ 認可外保育施設職員健康診断助成事業

認可外保育施設を利用する児童の安全及び衛生の確保を図るため、認可外保育施設に勤務する保育従事者等の健康診断に要する経費を助成する事業を、平成15年4月から実施している。

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
施設数（所）	7	7	6	5	5
対象職員（人）	59	63	59	37	38
金額（円）	230,116	249,081	239,668	152,976	154,324



タ 認可外保育施設入所児童健康診断助成事業

認可外保育施設に入所している児童の安全管理と健康の保持増進のため健康診断に要する費用を助成する事業を、平成19年度から実施している。

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
施設数 (所)	5	5	6	5	5
延対象児童数 (人)	260	207	206	160	252
金額 (円)	250,000	250,000	289,340	239,340	248,220

25 市内福祉施設

(1) 障害者支援施設・日中活動系サービス事業所 (2.4.1 現在)

サービスの種類	実施事業所数	定員数 (人)
生活介護	47	1,008
就労継続支援A型	13	200
就労継続支援B型	59	1,000
就労移行支援	9	122
療養介護	2	115
施設入所支援	7	347
宿泊型自立訓練	1	14
機能訓練	1	36
生活訓練	4	52
就労定着	3	—
自立生活援助	1	—
合計	147	2,894

(2) その他施設 (2.4.1 現在)

種別	施設名	設置者
視覚障害者情報提供施設	香川県視覚障害者福祉センター	香川県
聴覚障害者情報提供施設	香川県視覚障害者福祉センター	香川県
身体障害者福祉センターA型	かがわ総合リハビリテーション福祉センター	香川県
身体障害者福祉センターB型	コスモス園	高松市

## (3) 介護老人保健施設

(2.4.1 現在)

種別	施設名	設置者	定員(人)	入所人員(人)
介護老人保健施設	フローラ	医療法人	80	72
	明けの星	医療法人	100	92
	ハピネス	医療法人	80	76
	サンライズ屋島	社会福祉法人	80	73
	ヴィヴァン	医療法人	60	53
	虹の里	医療生活協同組合	51	46
	さつき荘	医療法人	80	76
	ロイヤル三好	医療法人	50	46
	サンフラワー	医療法人	60	52
	健祥会バーデン	社会福祉法人	100	93
	鮎の里	医療法人	80	78
	コリーナ	医療法人	80	69
	ハートフルこくぶんじ荘	医療法人	80	80
	香南苑	医療法人	80	68
	八栗の里	医療法人	60	55
	まゆみの里	医療法人	60	58
	渡の里	医療法人	60	52
	やわらぎ	医療法人	42	40

## (4) 老人福祉施設

(2.4.1 現在)

種別	施設名	設置者	定員(人)	入所人員(人)
養護老人ホーム	さぬき	社会福祉法人	100	87
	あぜりあ園	社会福祉法人	100	92
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	シオンの丘ホーム	社会福祉法人	70	70
	弘恩苑	社会福祉法人	80	80
	さぬき	社会福祉法人	87	87
	岡本荘	社会福祉法人	90	90
	すみれ荘	社会福祉法人	90	90
	竜雲舜虹苑	社会福祉法人	50	50
	サマリヤ	社会福祉法人	80	77
	さくら荘	社会福祉法人	50	50
	さくら荘(ユニット型)	社会福祉法人	30	30
	はなぞの園	社会福祉法人	50	50
	大寿苑	社会福祉法人	80	80
	香色苑	社会福祉法人	50	50
	エデンの丘	社会福祉法人	60	60
	おりいぶ荘	社会福祉法人	50	50
	返里苑	社会福祉法人	60	60
	高松さんさん荘	社会福祉法人	50	50
	一宮の里	社会福祉法人	50	50
	法寿苑	社会福祉法人	50	50
	なでしこ香川	社会福祉法人	50	45
	玉藻荘	社会福祉法人	80	80
	あかね	社会福祉法人	50	50
	桜樹苑	社会福祉法人	80	80
	さんさん荘	社会福祉法人	60	60
	アイムの杜	社会福祉法人	50	48
	守里苑	社会福祉法人	60	59
	あじの里	社会福祉法人	60	60
扇寿	社会福祉法人	30	30	
きたまち苑	社会福祉法人	50	50	
軽費老人ホーム (ケアハウス)	花みずき	社会福祉法人	50	50
	サンリッチ屋島	社会福祉法人	30	30
	ケアハウス弘恩	社会福祉法人	30	29
	ケアハウス大寿	社会福祉法人	20	15
	ケアハウスさぬき	社会福祉法人	30	28
	ケアハウス屋島	社会福祉法人	60	60
	ケアハウスおかもと	社会福祉法人	30	24
	ケアハウス竜雲	社会福祉法人	20	20
	ケアハウス櫨の実	社会福祉法人	50	50
	ケアハウス吉祥	社会福祉法人	48	48
	健祥会リブレ	社会福祉法人	50	50
	ケアハウス ラフォーレ国分寺	社会福祉法人	50	28
老人福祉センター	ふれあい福祉センター勝賀	高松市		

## (5) 児童福祉施設

(2.4.1 現在)

種別	施設名	設置者	定員 (人)
児童養護施設	讃岐学園	社会福祉法人	65
児童自立支援施設	香川県立斯道学園	香川県	30
福祉型障害児入所施設	川部みどり園	香川県	35
福祉型児童発達支援センター	香川こだま学園	社会福祉法人	30
医療型障害児入所施設	かがわ総合リハビリテーションセンターこども支援施設	香川県	25
医療型児童発達支援センター	かがわ総合リハビリテーションセンターこども支援施設	香川県	35
児童心理治療施設	若竹学園	社会福祉法人	30
母子生活支援施設	高松市屋島ファミリーホーム	高松市	19世帯
助産施設	高松市立みんなの病院	高松市	20床

## 26 社会福祉施設等整備事業に対する助成制度

## (1) 社会福祉施設等施設整備、設備整備助成制度 (国庫補助・国交付金事業・県補助事業)

社会福祉法人等の設置する施設等に対し、国の要綱(「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」)及び県の要綱(「香川県子育て支援対策臨時特例基金事業費補助金交付要綱」)に基づく事業費の一部を助成し、施設入所者等の福祉の向上を図っている。なお、社会福祉施設等の整備、事業予定者の選定等に当たっては、条例(高松市社会福祉施設整備等審査会条例)に基づく、学識経験者など外部委員7人により組織する審査会を設置し、適正かつ公正な選定等を行っている。

## ア 助成状況

区分		年度	27	28	29	30	元
老人福祉施設	件数(件)		0	0	0	0	0
	金額(円)		0	0	0	0	0
児童福祉施設等	件数(件)		1	7	6	1	4
	金額(円)		39,455,000	637,300,000	937,742,000	10,050,000	393,490,000
障害者福祉施設	件数(件)		1	0	0	0	0
	金額(円)		36,420,000	0	0	0	0

## イ 施設等整備状況

区分		年度	27	28	29	30	元
老人福祉施設			0	0	0	0	0
児童福祉施設等	件数(件)		1	7 (保育所創設1 保育所分園1 幼稚園から認定こども園への移行等3 幼稚園から認定こども園への移行に伴う耐震改築1 放課後児童健全育成事業創設1)	6 (保育所創設3 幼保連携型認定こども園創設1 幼稚園から認定こども園への移行に伴う増改築2)	1 (保育所大規模修繕)	4 (放課後児童健全育成事業創設2) (保育所大規模修繕1 耐震改築1)
			1 共同生活介護事業所	0	0	0	0
障害者福祉施設			1	0	0	0	0

(2) 病児・病後児保育施設施設整備助成制度（県補助事業）

平成13年度より、病院または診療所の開設者が設置する病気回復期（いまだ病気の「回復期に至らない場合」を含む。）の児童を受け入れる病児・病後児保育施設に対し、国の要綱（「病児・病後児保育施設整備事業実施要綱」11年12月21日児発882号厚生省児童家庭局長通知）に基づく事業費の一部を助成し、福祉の増進を図っている。

助成状況 令和元年度の助成対象施設なし

(3) 社会福祉法人等助成制度（市単独事業）

社会福祉法人等の設置する施設に対し、条例（高松市社会福祉法人等助成条例）及び要綱（高松市老人福祉施設整備費補助金交付要綱）に基づく事業費の一部を助成し、福祉の増進を図っている。

ア 助成状況

区分		年度	27	28	29	30	元
老人福祉施設	補助対象事業	件数（件）	1	1	0	1	0
		金額（円）	245,000,000	85,000,000	0	60,000,000	0
	貸付対象事業	件数（件）	0	0	0	0	0
		金額（円）	0	0	0	0	0
	利子補給対象事業	件数（件）	23	21	20	20	16
		金額（円）	19,379,928	15,645,737	12,774,052	10,099,381	7,555,425
児童福祉施設	補助対象事業	件数（件）	3	2	7	6	4
		金額（円）	26,692,000	4,257,000	197,847,000	232,723,000	44,328,000
	貸付対象事業	件数（件）	1	0	0	0	0
		金額（円）	9,200,000	0	0	0	0
	利子補給対象事業	件数（件）	9	8	10	9	7
		金額（円）	2,943,763	2,554,720	2,510,245	2,286,777	2,016,210
障害者福祉施設	補助対象事業	件数（件）	0	0	0	0	0
		金額（円）	0	0	0	0	0
	貸付対象事業	件数（件）	0	0	0	0	0
		金額（円）	0	0	0	0	0
	利子補給対象事業	件数（件）	8	8	8	8	7
		金額（円）	1,732,210	1,546,997	1,311,110	1,077,903	863,179

27 保健所

本市では、中核市への移行に伴い、疾病の予防、健康増進、環境衛生など、公衆衛生行政の専門的、技術的拠点として、高松市域を所管する高松市保健所を平成11年4月に開設した。

市保健所の開設に伴い、これまで本市が行ってきた母子保健、各種予防接種、健康診査などの身近な保健業務に加え、香川県（旧高松保健所）が行ってきた結核・エイズなど感染症対策、精神保健福祉相談などの業務の移管を受け、これまで県と市が分担していた事務を一元化することで、よりきめ細かな保健サービスを提供できるようになった。

保健所の主な業務として、医務、環境衛生、食品衛生など関係事業の許可や届出のほか、理・美容所、クリーニング所及び食品などの営業施設の監視指導、井戸水などの検査業務を行っている。

11年11月から、屠畜検査に伴う検査施設については、郷東町の食肉センター施設内に食肉衛生検査所を整備し、同所において業務を行っている。

12年度以降は、毒物及び劇物の販売業の登録等に関する事務、病院の変更許可等に関する事務、薬局・薬局医薬品製造業の許可、医療用具販売業・賃貸業の届出受理等に関する事務等の移管を受けた。

13年度に、生涯を通じた市民の自発的な健康づくりを進めるため、健康づくり推進プラン「健やか高松21」を策定し、25年度まで実践的な事業展開に努めてきた。26年3月に26年度以降の計画として「高松市健康都市推進ビジョン」を策定し、「健康都市」の実現に向けた取組を推進している。

26年7月に、WHO西太平洋地域事務局が呼びかける「健康都市連合」に加盟し、同連合の目的に賛同する都市と連携を図りながら健康都市の取組を発展させている。

保健所は、当初、保健総務課・生活衛生課・保健予防課・保健センターの4課体制で、そのうち保健総務課・生活衛生課・保健予防課の3課については、暫定保健所等で業務を行っていたが、13年8月からは桜町一丁目（保健センター東側）の新保健所で業務を行っている。

18年4月からは、組織機構の見直しにより、保健総務課と保健予防課を統合して保健対策課とし、同課内室として感染症対策室を、保健センター課内室として地域包括支援センターを設置した。

20年4月からは、保健センター地域包括支援センター（課内室）を再編し、保健所に地域包括支援センター（課）を設置した。

21年4月からは、保健対策課の課内室として地域医療対策室を設置した。

25年4月からは、組織機構の見直しにより、地域包括支援センターが保健所から長寿福祉部の所管となった。

令和元年7月に、健康都市連合日本支部大会を開催し、加盟都市との交流を深めるとともに健康づくりの機運を高めた。

令和2年4月からは、組織機構の見直しにより、保健対策課を保健予防課に名称変更し、保健センター内で行っていた予防接種業務を移管した。また、保健センターを健康づくり推進課に名称変更するとともに、保健医療政策課を新設した。これに伴い、感染症対策室及び地域医療対策室を廃止した。

保健所（保健所施設内の課）の主な業務

課名	事務区分	主な事務内容
保健予防課	予防接種	・乳幼児を主な対象とした予防接種、高齢者インフルエンザ・成人用肺炎球菌予防接種
	医務	・病院、診療所等の医療関係施設の開設、変更許可(届)、医療相談など ・医師、歯科医師、看護師、助産師、管理栄養士等の免許申請などの受付
	統計	・人口動態、病院報告などの厚生労働統計調査
	結核対策	・結核に関する相談、療養指導、健康診断、医療費助成など
	エイズ対策	・エイズに関する相談、H I V抗体検査など
	その他感染症対策	・感染症発生動向調査や感染症発生予防、対策など ・感染症発生時の疫学調査や健康診断の実施など ・肝炎ウイルス検査、風疹抗体検査など
生活衛生課	薬事衛生	・薬局、医薬品販売業、医療機器販売業等の許可、監視指導など ・薬剤師の免許申請及び登録販売者販売従事登録などの受付 ・毒物及び劇物の販売業の登録、監視指導など
	食品衛生	・飲食店など食品営業許可、監視指導 ・食中毒の発生や拡大の防止 ・食品衛生に関する相談
	環境衛生	・理・美容所、クリーニング所の開設届の受理、立入指導 ・公衆浴場、旅館業、興行場などの営業許可、立入指導 ・温泉利用許可、立入指導など
	狂犬病予防・動物(ペット)の飼養	・犬の登録及び鑑札の交付・狂犬病予防注射 ・野犬や所有者の分からない犬猫の収容など ・犬猫などペットの飼養に関すること、動物取扱業の登録、監視指導
	食肉衛生検査	・食肉などの衛生検査、衛生指導など
	衛生上の試験・検査	・便などの食中毒原因菌の検査 ・加工食品などの衛生検査(微生物学、理化学) ・水道・井戸水の水質検査、検便(細菌検査、寄生虫卵、ぎょう虫卵)など

(1) 施設概要

ア 所在地 高松市桜町一丁目10番27号

イ 敷地面積 1,341.91㎡

ウ 延床面積 3,396㎡

エ 工期 平成11年7月14日～13年3月28日

オ 開所年月日 平成13年8月6日

カ 総事業費 22億8,000万円(用地費を含む。)

キ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建一部塔屋

ク 施設内容

1階 相談室、展示コーナー、事務室など

2階 会議室など

3階 精神障害者の社会復帰などの支援を図るためのデイケア室・和室のほか、図書・資料室や教育研究室

4・5階 保健所の試験・検査部門で、検便などの臨床検査、食品衛生などの細菌検査のほか、食品の添加物、飲用水の水質検査などの理化学検査を行う検査室

駐車場 立体駐車場 30台(大型乗用車20台、ハイルーフ車10台)

平面駐車場 2台(身体障害者用駐車スペース)

## (2) 予防接種業務

### ア 定期の予防接種

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、定期の予防接種を実施している。予防接種は、A類疾病ではジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻疹、風疹、日本脳炎、結核を、B類疾病ではインフルエンザを対象に行っている。平成25年度から子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンが定期の予防接種（A類疾病）として追加された。その後、子宮頸がん予防ワクチンについて、接種後に副反応が発生したことから、25年6月に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応部会において積極的勧奨の中止が決定され、現在も再開されていない。

26年10月1日からは、水痘ワクチンが定期の予防接種（A類疾病）に、また、成人用肺炎球菌がB類疾病としてそれぞれ追加された。

28年10月1日からは、B型肝炎ワクチンが定期の予防接種（A類疾病）に追加された。

31年4月1日からは、風疹ワクチンの定期の予防接種の対象者に、昭和37年4月2日から54年4月1日までの間に生まれた男性で、風疹に係る抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体がないことが判明した者が追加された（令和4年3月31日までの時限措置）。

定期の予防接種は、市内の予防接種実施医療機関での個別接種で実施するとともに、被接種者の利便を考慮して、居住地以外でも定期の予防接種が受けられる香川県広域予防接種を実施するなど実施体制の強化と予診の充実に努めている。



接種状況

種別	年度 区分	29			30			元		
		対象者 延人員 (人)	接種者 延人員 (人)	接種率 (%)	対象者 延人員 (人)	接種者 延人員 (人)	接種率 (%)	対象者 延人員 (人)	接種者 延人員 (人)	接種率 (%)
ヒブ		14,231	14,048	98.7	13,403	13,561	101.2	12,764	12,492	97.9
小児用肺炎球菌		14,231	14,072	98.9	13,403	13,556	101.1	12,764	12,798	100.3
ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ	三種混合 四種混合	14,231	14,265	100.2	13,403	13,758	102.6	12,764	12,966	101.6
ジフテリア 破傷風	二種混合	3,990	3,079	77.2	4,021	3,190	79.3	4,031	3,186	79.0
急性灰白髄炎		—	259	—	—	—	—	—	7	—
麻疹・風疹混合 (1期)		3,677	3,551	96.6	3,494	3,501	100.2	3,236	3,223	99.6
麻疹・風疹混合 (2期)		3,904	3,793	97.2	3,893	3,770	96.8	3,850	3,729	96.9
麻疹・風疹混合 (5期)		—	—	—	—	—	—	1,452	1,257	86.6
日本脳炎		—	14,049	—	—	17,726	—	—	16,068	—
BCG		3,518	3,566	101.4	3,303	3,380	102.3	3,176	3,174	99.9
水痘		7,414	6,884	92.9	7,062	6,868	97.3	6,472	6,422	99.2
B型肝炎		10,554	10,705	101.4	9,909	10,006	101.0	9,528	9,492	99.6
ヒトパピローマ (子宮頸がん予防)		—	21	—	—	77	—	—	141	—
成人用肺炎球菌		27,422	11,493	41.9	26,714	10,647	39.9	15,965	3,415	21.4
インフルエンザ		119,349	61,135	51.2	120,834	62,997	52.1	121,725	66,293	54.5

抗体検査実施状況

種別	年度 区分	元			
		A 対象者人員 (人)	B クーポン券発行人員 (人)	C 実施人員 (人)	D 検査率〈C/B〉 (%)
風疹		51,725	23,410	4,642	19.8

(注1) 麻疹・風疹混合の1期及び2期には、麻疹単独、風疹単独を含む。

麻疹・風疹混合の5期には、風疹単独を含む。

(注2) 日本脳炎の予防接種については、平成17年度に生じた接種後の健康被害のため、積極的勧奨が控えられていたが、21年6月には、新たなワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）を用いて接種を再開した。また、特例措置により、7年4月2日から19年4月1日生で20歳未満までの間は、未接種回数分を公費で受けられるようになった。

(注3) 25年6月14日から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨が中止となっている。

(注4) 28年10月1日からB型肝炎ワクチンが定期の予防接種（A類疾病）に追加された。

(注5) 31年4月1日から風疹第5期が定期の予防接種（A類疾病）に追加された（令和4年3月31日まで

の時限措置)。対象者は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性で、風疹に係る抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体がないことが判明した者とする。

(注6) (注9)の抗体検査の対象者人員のうち、令和元年度のクーポン券発送対象者は、昭和47年4月2日から54年4月1日の間に生まれた男性と、39年4月2日から47年4月1日の間に生まれた男性で、個別にクーポン券の発行を希望した者である。

(注7) 令和2年10月1日からロタウイルスワクチンが定期の予防接種（A類疾病）に追加される。

(注8) 2年10月1日から小学校就学前の児を対象に、三種混合ワクチンまたはおたふくかぜワクチンの任意予防接種助成事業を開始する。

(注9) 2年10月1日から骨髄移植等の医療行為により定期予防接種で獲得した免疫が消失または低下した20歳未満の者を対象に、任意予防接種助成事業を開始する。

### (3) 受動喫煙対策

望まない受動喫煙の防止を図るための必要な措置等について定めた「健康増進法の一部を改正する法律」の一部の規定が、平成31年1月24日より施行されたことに伴い、高松市民や市内の施設管理者などに対し、受動喫煙による健康影響に関する知識及び情報の普及啓発を行った。また、高松市が営業許可している全飲食店（約5,000店）に対し、法改正の概要についての周知文を個別に郵送したほか、広報高松等においても周知を行った。

### (4) 健康危機管理体制の整備

平成13年3月に策定した高松市健康危機管理基本指針に基づき、感染症・食中毒及び毒物劇物中毒等の、いわゆる健康危機に対して迅速・適切な健康危機管理を実施するため、健康危機管理対策会議及び健康危機管理連絡会を、それぞれ設置している。

### (5) 医務

病院、診療所、助産所等の施設に対し、医療法等に基づき、開設許可・届出の受理及び監視指導等を行った。また、医師、歯科医師、保健師、助産師等の医療従事者及び管理栄養士等の免許申請等の受付を行った。

#### ア 医療関係施設数

(2.4.1 現在)

区分	病院	診療所	歯科診療所	助産所	あんま等 施術所	柔道整復 施術所	歯科 技工所	衛生 検査所	合計
施設数	34	415	239	12	512	201	89	9	1,511

(参考1) 施設数及び病床数

(各年12.31現在)

区分 年次	病院								一般診療所			歯科 診療所	
	施設数	病床数							施設数			施設数	
		精神	感染症	結核	一般	療養	その他	計	有床	無床	計		病床数
27	35	1,428	6	113	3,928	575	0	6,050	69	354	423	1,068	237
28	35	1,428	6	113	3,897	575	0	6,019	66	362	428	1,008	239
29	35	1,428	8	113	3,766	575	0	5,890	63	361	424	951	240
30	35	1,358	8	33	3,724	575	0	5,698	60	360	420	889	239
元	34	1,358	8	33	3,724	575	0	5,698	53	366	419	813	238

(注1) 平成11年4月に伝染病床を廃止し、感染症病床を設置

(注2) 平成13年3月1日から、病院の病床数のうち、その他を一般と療養に区分変更

(参考2) 医療従事者数 (隔年調査)

(単位：人)

区分 年次	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
22	1,119	325	877	174	100	3,916	1,761
24	1,156	354	931	172	122	4,108	1,760
26	1,171	349	1,094	188	90	3,988	1,722
28	1,211	346	1,135	184	105	4,168	1,670
30	1,263	348	1,165	188	106	4,455	1,583

(注) 従業地による数値

## イ 令和元年度医療関係機関の届出・許可申請受理件数

(単位：件)

区分	病院	診療所	歯科 診療所	助産所	あんま等施 術所	柔道整復 施術所	歯科 技工所	衛生 検査所	医療法 人関係	合計
届出	48	378	117	1	120	55	9	6	592	1,326
許可申請	42	44	1	0	0	0	0	1	2	90
合計	90	422	118	1	120	55	9	7	594	1,416

## ウ 医療監視等の状況 (施設数)

区分 年度	病院	診療所 (有床)	診療所 (無床)	歯科 診療所	小計	衛生検査所	その他	合計
29	35	21	56	31	143	4	0	147
30	34	16	53	29	132	4	0	136
元	34	18	46	21	119	4	0	123

## エ 医療従事者等の免許申請等の受理事務

(単位：件)

区分 年度	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	歯科 技工士	作業療法士	理学療法士	視能訓練士	管理栄養士	栄養士	調理師	受胎調節実地指導員	合計
29	87	18	71	75	23	444	134	10	35	1	0	35	53	7	62	44	99	3	1,201
30	104	17	116	79	14	461	141	17	26	0	0	37	64	3	56	57	113	11	1,316
元	109	18	86	81	22	482	124	13	35	1	0	30	67	6	70	61	104	10	1,319

## オ 医療相談

平成15年6月に医療相談窓口を開設して以来、医療内容や医療機関の職員に関すること等、医療に関する相談や苦情を受け付けている。

## 医療相談受付状況

(単位：件)

年度	27	28	29	30	元
受付相談件数	117	86	273	281	236

また、医療における安全・信頼の確保に加え、医療の質の向上を図るため、平成20年4月に、従来の医療相談窓口を組織・制度化し、医療安全支援センターを設置した。それに伴い、地域における患者・市民からの相談等に対応するために、医療安全支援センターの運営方針や地域における医療安全の推進のための方策等を検討する医療安全推進会議を設置した。

## (6) 統計

令和元年度には、人口動態調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査、医療施設動態調査、病院報告、地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例を実施した。

## 人口動態調査票処理状況

年次	出生 (人)	死亡 (人)	死産 (胎)	婚姻 (件)	離婚 (件)	合計
27	3,793	4,193	86	2,394	776	11,242
28	3,731	4,397	77	2,357	737	11,299
29	3,738	4,338	71	2,168	787	11,102
30	3,393	4,479	68	2,203	755	10,898
元	3,270	4,498	65	2,185	810	10,828

(7) 感染症予防

ア 感染症対策

(ア) 結核予防対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、毎月2回結核診査部会を開催し、患者に対する適正な医療と公費負担の適否について審査するとともに、患者の家族等接触者に対する健診の実施、患者の病状把握・指導等に努めるほか、結核予防のための普及啓発を実施している。

a 結核登録患者の状況

(単位：人)

年次	総数	活動性結核					不活動性結核	活動性不明	潜在性結核(別掲)
		肺結核活動性			肺外結核活動性	小計			
		登録時喀痰塗抹陽性	登録時その他の菌陽性	登録時菌陰性その他					
29	145	21	7	2	21	51	84	10	25
30	138	7	18	2	14	41	83	14	23
元	124	9	5	1	15	30	83	11	18

b 結核健康診断実施状況 (令和元年度)

(単位：人)

I G R A 検査	実施人数		194	ツベルクリン反応検査	実施人数		8
	判定結果	陰性者数	169		判定結果	判定者数	8
		陽性者数	22			陰性者数	8
		判定保留	0			陽性者数	0
		判定不可	3			強陽性者数	0
医療機関紹介者数(再掲)		17	医療機関紹介者数(再掲)		0		
胸部エックス線検査	直接撮影		134	発見者数	結核患者		1
	医療機関紹介者数(再掲)		3		結核発病のおそれがある者		22

(イ) エイズ予防対策

エイズの正しい知識の普及を図り、エイズ予防対策の推進を図るとともに、エイズの心配のある人を対象にプライバシーの保護に努め、医師による個別相談・血液検査を毎月2回実施している。

エイズ相談実施状況

(単位：人)

年度	相談			検査		
	男	女	合計	男	女	合計
29	46	21	67	71	42	113
30	68	9	77	62	24	86
元	17	6	23	81	28	109

(ロ) B型・C型肝炎対策

感染等の不安の解消及び肝炎の早期発見、早期治療のため、肝炎相談とB型・C型肝炎検査を実施

している。また、20年度からは保健所と委託医療機関でB型・C型肝炎検査を実施し、検査の機会を広く提供している。

B型・C型肝炎検査実施状況(保健所実施分)

(単位：件)

年度	相談	検査	結果			
			B型		C型	
			陰性	陽性	感染していない可能性が極めて高い	感染している可能性が極めて高い
29	51	184(31)	182(30)	2(1)	178(31)	6(0)
30	127	222(33)	222(33)	0(0)	222(33)	2(0)
元	53	167(20)	165(19)	2(1)	165(19)	2(1)

(エ) 新型インフルエンザ等対策

本市における新型インフルエンザ等対策は、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、26年11月に「高松市新型インフルエンザ等対策行動計画」を、27年12月には、「高松市新型インフルエンザ等対応マニュアル」を策定した。また、27年10月に、高松市新型インフルエンザ等対策会議医療連絡会を設置し、新型インフルエンザ等発生時期における医療提供体制を整備した。

令和元年度は新型インフルエンザ等医療連絡会を開催し、新型インフルエンザ等発生時における医療提供体制の見直しを行った。

(オ) 風しん抗体検査・予防接種補助事業

平成26年8月から主に妊娠を希望する女性等（一部条件あり。）を対象に、協力医療機関において無料で受けられる「風しん抗体検査補助事業」を実施している。また、27年度からは、抗体検査の結果、風疹に対する免疫が不十分な者が一部負担で受けられる「風しん予防接種補助事業」をあわせて開始し、風疹の流行と先天性風疹症候群の発生防止に努めている。

風しん抗体検査・予防接種補助事業実施状況

(単位：人)

年度	抗体検査			予防接種（左記抗体検査実施者のうち）		
	男	女	合計	男	女	合計
29	272	420	692	106	144	250
30	1,085	1,044	2,129	389	343	732
元	504	547	1,051	194	177	371

(カ) 新型コロナウイルス感染症対策

令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、感染が世界各国に拡大したことから、WHO（世界保健機関）は、令和2年1月に、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した。

同年1月16日に国内で初の感染者が確認されたほか、2月1日には当該感染症が感染症法に基づく指定感染症に指定された。

その後、3月14日には、当該感染症が新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象に加えられ、また、4月7日には、7都府県を対象に同法に基づく緊急事態宣言が発出されたのをはじめ、16日には、香川県を含む全都道府県に適用が拡大された。

その後、各都道府県において、商業施設などに対し休業要請を行うなど、感染拡大防止に取り組んだ結果、感染者の拡大傾向に一定程度歯止めがかかったことから、国は、5月14日に香川県を含む39県で

緊急事態宣言を解除し、以降、22日に3府県、25日に残る5都道県の解除に至った。

本市では、関係課で構成する「感染症予防対策連絡会」を2回開催し、国や県の情報を共有するとともに、「感染症対策拡大本部会議」及び「高松市新型コロナウイルス対策本部会議」を6月までに計15回開催し、小中学校等の臨時休業と、それに伴う放課後児童クラブの開設時間の延長、さらには、市主催行事の自粛や市有施設の利用制限などの対応を行った。

こうした取組の中、本市においては、6月時点で、21人の感染者が確認されており、特に、4月に市立保育所においてクラスターが発生したものの、早急に濃厚接触者を特定し、ドライブスルー方式によるPCR検査を実施したことなどにより、一定程度、感染拡大の防止を図ることができた。

【令和2年6月までの取組】

a 帰国者・接触者相談センター及び香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター

令和2年2月3日から「帰国者・接触者相談センター」を保健所内に設置し、24時間対応しており、咳や発熱などの症状があり、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、受診調整を行い、「帰国者・接触者外来」につないでいる。

また、5月18日から、香川県と共同で「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター」を開設し、本市職員と県職員等が電話相談に対応している。

b 高松市PCR検査センター

市立保育所における集団感染以降、高まりを見せていた検査ニーズに対応するとともに、既に開設していた「帰国者・接触者外来」の医療従事者の負担軽減を図るため、高松市医師会と協力して、令和2年5月14日から、「高松市PCR検査センター」を開設した。

当該センターでは、かかりつけ医などの一般医療機関への受診により、感染が疑われ、PCR検査が必要と判断された者や、感染者の濃厚接触者に対し、いわゆる、ドライブスルー方式により、検体を採取している。

(キ) その他感染症対策

感染症発生動向調査事業では、市内の医療機関から、対象とする感染症の発生に関する情報を迅速に収集し、正確な情報提供を行い、蔓延防止に努めている。

感染症発生報告数

(単位：件)

類型	疾病名	年次		
		29	30	元
一類感染症		0	0	0
二類感染症	結核	81	68	62
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	16	4	15
四類感染症	E型肝炎	1	0	0
	A型肝炎	1	1	0
	重症熱性血小板減少症候群（SFTS）	1	0	3
	日本紅斑熱	3	7	2
	デング熱	0	0	1
	レジオネラ症	3	9	6
五類感染症 (全数把握対象疾患)	アメーバ赤痢	4	0	3
	ウイルス性肝炎（A、E型を除く。）	7	3	5
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	5	12	3
	急性脳炎	0	1	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	6	4
	後天性免疫不全症候群	4	0	4
	ジアルジア症	0	1	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2	2	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	11	14	23
	水痘（入院例）	1	1	3
	梅毒	49	18	37
	播種性クリプトコックス症	0	1	0
	破傷風	0	1	1
	麻疹	2	0	0
	風疹	0	11	3
	百日咳		239	81

(8) 生活衛生

ア 薬事関係監視指導

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、安全な医薬品及び医療機器の提供と適正な使用を図るため、薬局、医薬品販売業者及び医療機器販売業者等に対し、監視指導を実施している。

監視指導等

年度 \ 区分		許可届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見指導施設数
27		2,236	1,123	54
28		2,259	1,403	59
29		2,288	952	40
30		2,237	1,281	32
元	薬局	242	124	6
	医薬品販売業等	181	115	13
	医薬部外品販売業等	0	378	0
	医療機器販売業等	1,456	312	10
	医療機器貸与業	354	68	0
	合計	2,233	997	29

イ 毒物劇物関係監視指導

毒物及び劇物取締法に基づき、保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物の販売業者及び業務上取扱者に対し、監視指導を実施している。

年度	区分	登録・届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見指導施設数
27		411	168	4
28		402	237	8
29		389	159	5
30		392	187	1
元		373	121	4

ウ 温泉に関する事業

温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、温泉利用施設に対し、監視指導を実施している。

年度	区分	利用源泉数	温泉利用施設数	指導調査施設数	違反発見指導施設数
27		37	51	18	1
28		37	50	20	0
29		36	49	24	0
30		35	50	25	0
元		36	51	29	0

エ 食品衛生

食品による事故（食中毒など）を防ぎ、安全な食生活を確保するため、食品衛生法に基づき各種営業施設等に対して監視指導や食品の収去検査を実施している。

(ア) 監視指導等

年度	区分	営業施設数	営業許可施設数(継続)	営業許可施設数(新規)	廃業施設数	処分件数	告発件数	調査・監視指導施設数	
27		9,144	1,221	1,463	1,374	1	0	4,514	
28		9,103	1,351	1,496	1,534	5	0	4,087	
29		9,120	1,326	1,542	1,525	5	0	3,788	
30		9,185	1,117	1,697	1,632	3	0	4,620	
元	飲食店営業	一般食堂等	3,136	302	269	271	0	0	1,029
		仕出し屋等	160	15	17	23	0	0	59
		旅館	111	4	5	3	0	0	49
		その他	1,824	156	757	713	2	0	860
	菓子製造業等	4,023	440	503	472	0	0	1,974	
	合計	9,254	917	1,551	1,482	2	0	3,971	



## (イ) 許可を要しない食品関係営業施設

年度		区分	営業施設数	処分件数	告発件数	監視指導施設数
27			4,204	0	0	2,040
28			4,282	0	0	1,903
29			4,148	0	0	1,506
30			4,148	0	0	2,555
元	給食施設		501	0	0	102
	乳さく取業		24	0	0	0
	食品製造または販売業等		2,926	0	0	2,475
	器具・容器包装等製造 または販売業		697	0	0	286
	合計		4,148	0	0	2,863

## (ウ) 食品に関する苦情・相談・指導・助言

(単位：件)

年度	区分	有症 苦情	異物 混入	腐敗 変性	カビ 発生	異味 異臭	不衛生・ 食品の 取扱い	表示	その他	合計
27		48	42	3	1	2	21	7	40	164
28		43	47	0	1	3	13	10	23	140
29		49	39	0	1	5	22	19	9	144
30		50	22	1	0	5	13	35	11	137
元		49	26	3	0	1	24	1,285	2,897	4,285

※令和元年度集計分から指導・助言件数を加算した。

## (エ) 食中毒

(単位：件・人)

年度	区分	件数	摂食者数	患者数	死者数
27		1	93	19	0
28		4	107	65	0
29		6	136	60	0
30		3	191	112	0
元		2	39	14	0

## (オ) 食品衛生管理者の設置状況

(単位：人)

年度	区分	薬剤師	獣医師	獣医学 修了	畜産学 修了	水産学 修了	農芸化 学修了	厚生大臣 指定施設 修了	資格認 定講習 修了	合計
27		4	0	0	0	0	0	2	4	10
28		4	0	0	0	0	0	2	4	10
29		4	0	0	0	0	0	3	5	12
30		4	0	0	0	0	0	3	5	12
元	添加物	2	0	0	0	0	0	1	5	8
	食肉製品	0	0	0	0	0	0	2	1	3
	合計	2	0	0	0	0	0	3	6	11

(カ) 食品収去・買上検査（魚介類、冷凍食品、乳製品等）

区分 年度	試験 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	違反理由					
				成分規格 大腸菌群	成分規格 一般細菌	成分規格 その他	添加物 使用基準	残留農薬 基準	その他
27	453	2	0.44	2	0	0	0	0	0
28	454	2	0.44	1	0	1	0	0	0
29	406	4	0.99	4	0	0	0	0	0
30	309	0	0	0	0	0	0	0	0
元	254	0	0	0	0	0	0	0	0

オ 家庭用品衛生監視指導

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品による健康被害を防止するため買上げ検査を実施している。（検査項目：ホルムアルデヒド等、家庭用品の分類：繊維製品等）

（単位：件）

区分 年度	検査件数	検査成績（適）	検査成績（不適）
27	40	40	0
28	40	40	0
29	40	40	0
30	37	37	0
元	40	40	0

カ 環境衛生

旅館業、興行場、公衆浴場などの各種施設に対し、関係法に基づき許可・届出の受理及び監視指導等を行い、環境衛生の向上に努めている。

環境衛生諸営業関係施設

(単位：件)

年度	区分	旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	特定建築物	合計
	27	施設数	217	20	96	454	1,064	716	217
監視・指導施設数		92	10	78	49	139	70	12	450
28	施設数	220	23	94	451	1,096	714	214	2,812
	監視・指導施設数	65	16	34	14	92	21	24	266
29	施設数	202	24	91	449	1,102	669	212	2,749
	監視・指導施設数	104	11	61	47	199	105	22	549
30	施設数	234	24	90	435	1,093	527	216	2,619
	監視・指導施設数	147	14	39	74	195	147	24	640
元	施設数	262	26	90	417	1,101	417	222	2,535
	監視・指導施設数	125	16	29	76	200	100	29	575

(単位：件)

年度	区分	プール	海水浴場	合計	水道施設(専用水道)	水道施設(簡易専用水道)	合計
	27	施設数	29	3	32	16	884
監視・指導施設数		10	8	18	1	18	19
28	施設数	29	3	32	15	892	907
	監視・指導施設数	11	8	19	3	32	35
29	施設数	30	3	33	15	905	920
	監視・指導施設数	11	8	19	4	49	53
30	施設数	30	3	33	15	918	933
	監視・指導施設数	8	8	16	5	48	53
元	施設数	30	3	33	17	924	941
	監視・指導施設数	9	8	17	8	40	48

キ 衛生害虫駆除

(ア) 消毒車及び噴霧車により、市内の用排水路等への消毒及び噴霧による蚊(ボウフラ)の駆除を行い、衛生環境の向上に努めている。

a 作業内容

噴霧(暗渠)

消毒(用排水路)

b 現況

種別	時期	対象地区	備考
市直営による衛生害虫駆除	5月中旬～9月	新市地区及び五地区の一部	消毒車
業者委託による衛生害虫駆除	5月中旬～9月	旧市地区及び五地区の一部	消毒車 噴霧車
市直営による越冬害虫駆除	10月～5月中旬	全市	消毒車

(イ) 害虫駆除相談

市民からの害虫全般に対する相談に対応していたが、専門的な回答を求められることが多くなったことより、平成30年度から、用水路に発生した蚊の駆除に関する相談以外は、受け付けていない。

(単位：件)

年度	27	28	29	30	元
相談件数	92	70	67	36	33

ク 狂犬病予防と動物愛護

狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射を実施している。野犬の捕獲については、捕獲箱の活用など住民の協力を得ながら実施し、住民の犬に関する一層の理解を得るため広報等に努めている。

また、犬猫などペットの飼養に関する苦情や相談に対応するとともに、適正な飼養についてのポスター・チラシを作成し、配布している。平成25年から、保健所から犬猫を譲り受け、新しい飼い主を捜す譲渡ボランティア制度を開始し、また、27年4月には、高松市動物情報サイトを全面リニューアルし、迷い犬猫等の情報を市民が直接登録できる機能を新設するなど、犬猫の返還や譲渡、動物の愛護と適正な飼養管理の普及啓発の推進に努めている。

また、31年3月には、香川県と共同で整備を進めてきた「さぬき動物愛護センター（しっぽの森）」（東植田町1202番地1）が開所した。動物愛護管理に関する普及啓発や犬猫の譲渡の推進など、人と動物との調和のとれた共生社会実現のための拠点として、県と共同で運営を行っている。

(ア) 登録と予防注射及び犬引き取り等の状況

(単位：件・匹)

区分 年度	登録 申請数	注射済票 交付数	抑留数	返還数	引取り犬 ※	返還数	引取り猫 ※	返還数	こう傷届	措置命令
27	1,739	15,328	150	22	371	12	559	0	13	0
28	1,731	15,301	190	27	239	5	489	0	9	0
29	1,586	15,407	140	18	279	12	471	1	23	0
30	1,719	15,378	189	19	380	23	409	4	14	0
元	1,788	15,700	158	34	329	18	505	11	15	0

※負傷動物を含む。

## (イ) 譲渡事業

保健所において実施していた譲渡事業を、平成31年3月からしっぽの森において実施している。

(単位：頭)

区分 年度	犬譲渡数			猫譲渡数		
	一般	ボランティア※	計	一般	ボランティア※	計
27	65	44	109	27	7	34
28	35	88	123	43	70	113
29	28	131	159	46	110	156
30	62	110	172	55	62	117
元	91	84	175	124	43	167

※譲渡ボランティア：保健所に収容された犬・猫を引き受け、新しい飼い主（終生飼養者）へ譲り渡す活動を行う個人または団体

## (ウ) 犬猫不妊去勢手術費補助事業

飼い犬・飼い猫の不妊・去勢手術を実施した所有者に対し、その手術費の一部を補助する事業を平成8年7月1日から実施している。

(単位：頭)

区分 年度	犬不妊	犬去勢	小計	猫不妊	猫去勢	小計	合計
27	228	278	506	770	594	1,364	1,870
28	257	217	474	785	583	1,368	1,842
29	219	244	463	829	626	1,455	1,918
30	231	262	493	752	536	1,288	1,781
元	241	277	518	744	589	1,333	1,851

## (エ) 動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業者に対し監視指導を行い、動物の適正な飼養の確保に努めている。

## a 第一種動物取扱業

(単位：件)

区分 年度	施設数	業種別内訳							監視 件数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競争あ っせん	譲受 飼養	
27	194	103	81	2	9	5	0	0	61
28	201	103	78	3	9	6	1	1	107
29	206	105	83	3	9	6	0	0	146
30	212	109	86	2	9	6	0	0	99
元	235	120	97	3	9	6	0	0	178

## b 第二種動物取扱業

(単位：件)

区分 年度	施設数	業種別内訳					監視 件数
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
27	4	3	1	0	0	0	2
28	4	3	1	0	0	0	0
29	5	4	1	0	0	0	0
30	6	4	2	0	0	0	1
元	9	6	3	0	0	0	3

ケ 化製場法に関する施設

化製場法に関する施設に対して監視指導等を実施している。(単位：件)

年度	27	28	29	30	元
施設数	1	1	1	1	1

コ 屠畜検査

食肉衛生検査所では、高松市食肉センターで処理される獣畜の屠畜検査及び屠畜場の衛生指導を実施している。

と畜場法及び食品衛生法に基づき、疾病の排除だけでなく、枝肉の微生物汚染防止対策等について指導し、安全で衛生的な食肉の流通に努めている。

(ア) 屠畜検査頭数

(単位：頭)

年度	牛			とく(1年未満の牛)		馬	合計
	肉用種	乳用種	交雑種	1年未満の牛	1月未満の牛		
27	2,125	2,726	4,717	15	0	0	9,583
28	1,752	2,775	5,270	10	0	0	9,807
29	1,963	2,599	5,766	8	0	0	10,336
30	1,774	2,679	5,613	1	0	0	10,067
元	1,928	2,642	5,491	4	0	0	10,065

(イ) 疾病獣畜検査頭数

(単位：頭)

年度	牛	とく	馬	合計
27	153	0	0	153
28	124	0	0	124
29	123	0	0	123
30	130	0	0	130
元	154	2	0	156

(ウ) 屠畜検査の結果に基づく処分頭数

(単位：頭)

年度	区分	牛	とく	馬	合計
27		5,092	9	0	5,101
28		4,784	6	0	4,790
29		4,563	3	0	4,566
30		5,686	0	0	5,686
元	屠殺禁止	1	0	0	1
	解体禁止	0	0	0	0
	全部廃棄	45	0	0	45
	一部廃棄	4,584	3	0	4,587
	合計	4,630	3	0	4,633

## (エ) 精密検査件数

(単位：頭・件)

年度 \ 区分		牛	とく	馬	合計
27	検査頭数	190	1	0	191
	検査総数	2,815	1	0	2,816
28	検査頭数	163	0	0	163
	検査総数	2,198	0	0	2,198
29	検査頭数	169	0	0	169
	検査総数	2,347	0	0	2,347
30	検査頭数	171	0	0	171
	検査総数	2,478	0	0	2,478
元	検査頭数	195	2	0	197
	微生物	166	2	0	168
	理化学	1,247	16	0	1,263
	病 理	174	2	0	176
	検査総数	1,587	20	0	1,607

## (オ) 衛生指導

## a 牛枝肉の拭き取り検査件数

(単位：件)

年度 \ 区分	一般生菌数	大腸菌群数	GFAP (グリア繊維性酸性タンパク)
27	46	46	104
28	40	40	96
29	60	60	80
30	50	50	88
元	150	150	24

## b 屠畜場衛生保持に関する運営協議会及び衛生講習会 (場所：高松市食肉センター) (単位：回・人)

年度 \ 区分	実施回数	講習人員	内容		
			設置者及び管理者	食肉関係業者	その他
27	4	110	14	61	35
28	2	100	10	64	26
29	1	30	2	28	0
30	3	90	6	84	0
元	3	68	12	50	6

## サ BSE (牛海綿状脳症) 対策

BSEに罹患した牛が食肉として流通することのないよう、平成13年10月18日から高松市食肉センターで処理される全ての牛について、BSEスクリーニング検査を実施していたが、国内外の対策によりBSEのリスクが低下したことから、29年4月1日以降の健康牛でのBSE検査は廃止された。ただし、24カ月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状等を示す牛について、屠畜検査員が必要と判断した場合は、引き続きBSE検査を実施する。

また、特定部位 (頭部、脊髄、回腸) は、これまでどおり、全て除去し、焼却処分している。

## BSEスクリーニング検査実施頭数

(単位：頭)

年度	区分	症状を呈する牛(注)	生後48カ月齢超の牛	その他の牛	合計
27		0	494	0	494
28		0	538	0	538
29		1		0	1
30		0		0	0
元		0		0	0

※症状を呈する牛：生後24カ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射または意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛

## シ 食鳥処理事業

食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、立入検査を行い、構造設備の改善及び食鳥肉の衛生的な取扱いについて指導している。

## (ア) 規模別指導件数

(単位：件)

年度	区分 種別	施設数	立入 延件数	指導件数					合計
				施設設 備基準	衛生的 管理	食鳥等の衛 生的取扱い	従業者の 衛生管理	その他	
27	大規模 食鳥処理場	1	3	0	1	1	0	0	2
	認定小規模 食鳥処理場	9	4	0	0	4	0	0	4
28	大規模 食鳥処理場	1	3	0	3	1	0	0	4
	認定小規模 食鳥処理場	9	6	0	4	0	0	0	4
29	大規模 食鳥処理場	1	2	0	2	0	0	0	2
	認定小規模 食鳥処理場	9	11	0	7	0	0	4	11
30	大規模 食鳥処理場	1	4	0	2	0	0	0	2
	認定小規模 食鳥処理場	8	17	0	5	0	0	3	8
元	大規模 食鳥処理場	1	4	1	3	0	0	3	7
	認定小規模 食鳥処理場	7	19	2	6	3	0	14	25

## (イ) 大規模食鳥処理場における食鳥検査状況

(単位：羽)

年度	区分	検査羽数								
		ブロイラー			成鶏			その他		
27		708,191			0			0		
28		657,207			0			0		
29		667,965			0			0		
30		661,443			0			0		
元		643,998			0			0		
		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄
		3,413	1,997	4,338	0	0	0	0	0	0

※禁止：屠殺禁止及び内臓摘出禁止 (公財) 香川県食鳥衛生検査センター資料



## (ウ) 認定小規模食鳥処理場における確認状況

(単位：羽)

年度		区分	確認を行った食鳥の種類及び羽数			
			ブロイラー	成鶏	その他	合計
27	確認総羽数		2,874 (2,871)	578,443 (550,946)	0	581,317 (553,817)
28	確認総羽数		2,704 (2,697)	574,342 (547,211)	0	577,046 (549,908)
29	確認総羽数		2,073 (2,073)	588,406 (564,136)	0	590,479 (566,209)
30	確認総羽数		1,704 (1,704)	596,568 (580,574)	0	598,272 (582,278)
元	確認総羽数		1,693	566,625	0	568,318
	基準適合羽数		1,693	550,695	0	552,388
	基準不適合羽数		0	15,930	0	15,930

( )内は基準適合羽数

## ス 試験検査

保健所検査室では、食品・家庭用品の検査のほか、事業者等からの検便及び家庭等で使用する井戸水の依頼検査（有料）並びに食中毒事例における原因究明の検査等を実施している。（単位：件）

年度	区分	細菌学的検査	臨末学的検査	飲料水検査	水質検査	食品等の検査	合計
27		869	46	177	26	815	1,933
28		883	50	182	24	901	2,040
29		933	54	152	48	958	2,145
30		970	54	121	24	822	1,991
元		930	36	144	24	483	1,617

## 28 保健センター

昭和36年7月1日、衛生業務の統合を図るため、予防衛生業務を所管していた衛生課と、環境衛生業務を所管していた清掃課を合併し、従来、衛生課が担当していた保健業務を保険課へ移管し、新たに衛生課として発足した。

その後、41年の旧山田町との合併、さらには市民生活の向上等に伴い、業務が急激に増加したため、処理の適正を期すため、43年7月10日の機構改革により、清掃及び環境衛生業務を担当する環境衛生課と、予防衛生・墓地・葬祭場業務等を担当する公衆衛生課とに分課した。

また、46年10月1日の機構改革により、衛生行政の充実強化を期し衛生部が新設され、従来、公衆衛生課で取り扱っていた予防衛生関係と、保険課に属していた保健師業務を保健指導課で担当することとなり、53年7月3日の機構改革により福祉保健部に属した。さらに、平成6年4月1日の組織機構の整備により、保健センターと改組するとともに、同年7月1日に市民の保健ニーズの増大・多様化に対応し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健事業を総合的に行う拠点として、保健センターを開館し、11年4月1日には中核市移行に伴う組織機構の整備により、健康福祉部保健所保健センターとした。

また、17年度の周辺6町との合併に伴い、旧町の各保健センターを引き継ぐほか、18年4月1日から、組織機構の整備により、精神保健業務が加わるとともに、介護保険法等の改正に伴い、地域における高齢者に対する総合的マネジメントを行う介護予防拠点として、地域包括支援センターを設置した。なお、介護予防マネジメント等業務については、市内8か所の拠点整備を行い、18年10月から実施している。

20年4月1日の機構改革により、地域包括支援センターは分課し、21年4月1日の機構改革により、特定

高齢者に関する介護予防事務については、保健対策課の課内室として地域医療対策室を設置したことに伴い、夜間急病診療所や救急医療対策課に係る事務が移管された。

勝賀保健ステーションについては、28年3月に高松市ふれあい福祉センター勝賀の総合センター開所に係る改修工事に伴い移転していたが、勝賀保健ステーション・子育て世代包括支援センターとして保健業務及び相談業務の充実を図るため、29年1月、改修された高松市ふれあい福祉センター内に再度移転した。

旧町の各保健センターについても、29年1月に、牟礼、庵治保健センターは牟礼保健ステーション・子育て世代包括支援センターとして、塩江、香川及び香南保健センターは香川保健ステーション・子育て世代包括支援センターとして、国分寺保健センターは国分寺保健ステーション・子育て世代包括支援センターとして、それぞれ施設の統合整備を行い相談業務等の充実を図ることになった。旧町の各保健センターは、名称を地域保健活動センターに変更し、市民の健康の保持及び増進を図るための施設として、利用に供することになった。

古高松保健ステーションについては、中部総合センター(仮称)の開設にあわせて、移転・統合する予定であったが、施設の老朽化が著しいことから、平成30年度末で閉所し、それぞれの担当地区ごとに、保健センター、牟礼保健ステーション、山田保健ステーションに移転統合した。

令和2年4月1日の機構改革により、保健対策課地域利用対策室を廃止し、保健医療政策課を新設したことに伴い、夜間急病診療所や救急医療対策等の医療政策に係る事務に加え、地域保健活動センター及び健康都市推進ビジョン等の保健政策に係る事務について保健医療政策課に移管し、また、予防接種に係る事務を保健予防課、特定保健指導に係る事務を国保・高齢者医療課へそれぞれ移管した上で、課名を保健センターから健康づくり推進課に変更した。

保健センターの主な業務

課名	事務区分	主な事務内容
保健医療政策課	地域医療保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療、休日当番医、病院群輪番制病院に関する事</li> <li>・医師確保に関する事</li> <li>・夜間急病診療所に関する事</li> <li>・健康都市推進ビジョンに関する事</li> <li>・骨髄等移植ドナー支援に関する事</li> <li>・各地域保健活動センター及び庵治ほっとびあんに関する事</li> </ul>
健康づくり推進課	医療給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未熟児養育医療に関する事</li> <li>・障害者自立支援医療（育成医療）に関する事</li> <li>・小児慢性特定疾病医療費助成制度に関する事</li> <li>・特定・一般不妊治療費助成事業に関する事</li> </ul>
	健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区担当保健指導用務に関する事</li> <li>・地区保健組織・保健委員会連絡協議会に関する事</li> <li>・難病対策に関する事</li> <li>・4カ月児相談・乳児相談に関する事</li> <li>・熱中症の啓発に関する事</li> </ul>
	精神保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健相談業務に関する事</li> <li>・アルコール関連事業に関する事</li> <li>・自殺予防、ひきこもり、鬱病等、こころの健康に関する事</li> </ul>
	母子保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センター事業に関する事</li> <li>・妊産婦・新生児訪問に関する事</li> <li>・1歳6カ月児健康診査等の各種健診に関する事</li> <li>・ことば相談等の各種相談に関する事</li> <li>・はじめてのパパママ教室等の各種教室に関する事</li> <li>・継続看護、虐待予防に関する事</li> </ul>
	成人保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種がん検診・健康診査・肝炎ウイルス検診等に関する事</li> <li>・生活習慣病予防事業（禁煙含む）に関する事</li> <li>・健康都市推進ビジョン・データヘルス計画に関する事</li> </ul>
	栄養	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食施設・特定給食施設の指導に関する事</li> <li>・食品表示に関する事</li> <li>・調理師試験等に関する事</li> <li>・保健センター、地区等での栄養指導に関する事</li> </ul>

(1) 施設の規模及び事業

ア 高松市保健センター施設の概要

- (ア) 建設工事着工日 平成4年9月30日 (イ) 竣工日 6年3月25日
- (ウ) 開館日 6年7月1日 (エ) 所在地 高松市桜町一丁目9番12号
- (オ) 敷地面積 2,801.61㎡ (カ) 延床面積 4,425.55㎡
- (キ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階建（5階建一部塔屋）
- (ク) 主要施設
- 6階 機械室
- 5階 研修室、X線室
- 4階 調理実習室、栄養指導室、健康相談室、歯科保健指導室
- 3階 集団保健指導室、機能訓練室、記録保存室、図書コーナー
- 2階 健診室（医科・歯科）、検査室、応接室、保健相談室、展示コーナー
- 1階 エントランスホール、事務室、地域包括支援センター
- B1 機械室、電気室
- 駐車場（立体駐車場60台 平面駐車場23台うち身体障害者用駐車場2台）

イ 各地域保健活動センター施設の概要

施設名	延床面積	構造	所在地
塩江地域保健活動センター	1,153.96㎡	鉄筋コンクリート造 地上3階建	塩江町安原上東99-1
庵治地域保健活動センター (高松市庵治ほっとぴあん)	1,885.05㎡	鉄筋コンクリート造 地上3階建	庵治町978
香川地域保健活動センター	2,939.62㎡	鉄筋コンクリート造 地上4階建一部塔屋付	香川町浅野1256-1
香南地域保健活動センター	712.30㎡	鉄筋コンクリート2階建	香南町横井1028
国分寺地域保健活動センター	767.47㎡	鉄筋コンクリート2階建	国分寺町新居1180-1

ウ 各保健ステーション・子育て世代包括支援センター一覧

保健ステーション・子育て世代包括支援センターについては、保健師の活動拠点として設置している。

名称	所在地
牟礼保健ステーション・子育て世代包括支援センター	牟礼町牟礼302番地1
国分寺保健ステーション・子育て世代包括支援センター	国分寺町新居1298番地
香川保健ステーション・子育て世代包括支援センター	香川町川東上1865番地13
勝賀保健ステーション・子育て世代包括支援センター	香西南町476番地1
一宮保健ステーション	一宮町503番地40
古高松保健ステーション(平成31年3月31日で閉所)	高松町2581番地2
山田保健ステーション	川島本町191番地13

エ 高松市庵治ほっとぴあんの概要

- (ア) 所在地 高松市庵治町978番地 庵治地域保健活動センターの2階の一部及び3階
- (イ) 設備 2階 健康増進器機室、3階 浴室、休憩室
- (ウ) 開館時間 健康増進器機室 午前9時から午後9時まで  
浴室、娯楽室、休憩室 午後1時から午後10時まで
- (エ) 休業日 毎週月曜日(ただし、その日が休日の場合は翌日)、  
年末年始(12月29日～翌年の1月3日)
- (オ) 管理運営 平成30年4月1日から令和2年度末まで指定管理者としてハウス美装工業株式会社が  
管理運営

(2) 救急医療体制

ア 初期救急医療体制

休日昼間の救急医療については、高松市医師会等に委託している在宅当番医制により、対応が図られている。夜間については、救急告示病院等での対応とともに平成26年9月1日に高松市医師会館1階部分に移転開設した夜間急病診療所により、急病患者の初期医療を確保している。

また、歯科医療については、高松市歯科救急医療センターにおいて、高松市歯科医師会による平日夜間及び休日の救急歯科診療が実施され、歯科救急医療の充実が図られている。

(ア) 夜間急病診療所の概要

- a 所在地 高松市松島町一丁目16番20号(高松市医師会館1階部分に併設整備)

- b 施設規模 649.38㎡
- c 診療科目 内科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科
- d 診療時間 毎日（内科、小児科）、木曜日（耳鼻咽喉科）、土曜日（眼科）  
午後7時30分から午後11時30分まで
- e スタッフ 医師、看護師、事務員
- f 主要施設 診察室、隔離診察室、処置室、観察室、レントゲン室、検査室等
- g 運営 平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しており、29年4月1日からは引き続き一般社団法人高松市医師会を指定管理者に指定し、管理運営業務を委託している。

(イ) 夜間急病診療所受診者数

診療科目別

年度	小児科		内科		耳鼻咽喉科		眼科		合計	
	受診者数 (人)	構成比 (%)	受診者数 (人)	構成比 (%)	受診者数 (人)	構成比 (%)	受診者数 (人)	構成比 (%)	受診者数 (人)	構成比 (%)
27	8,863	56.5	6,455	41.1	210	1.3	169	1.1	15,697	100.0
28	8,447	52.7	7,131	44.5	231	1.4	217	1.4	16,026	100.0
29	8,466	52.8	7,134	44.5	217	1.4	203	1.3	16,020	100.0
30	7,427	51.5	6,637	46.0	178	1.2	179	1.3	14,421	100.0
元	7,028	52.5	6,063	45.2	144	1.1	160	1.2	13,395	100.0

イ 第2次救急医療体制

在宅当番医制、夜間急病診療所等との役割分担と連携体制のもと、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、第2次救急医療体制としての病院群輪番制を平成6年4月1日から実施している。

ウ 第3次救急医療体制

昭和56年、県立中央病院内に救命救急センターが設置され、24時間体制の対応が図られている。

また、平成13年11月、香川大学医学部附属病院に県内2か所目となる救命救急センターが設置され、第3次救急医療に対応している。

エ 救急医療情報システム

香川県が、救急医療体制を有機的に機能させ、活用を図るため、平成7年9月に整備した。さらに、11年3月に広域災害に備えたインターネット型の広域災害・救急医療情報システムが整備された。

(3) 高松市健康都市推進ビジョン

市民の健康づくりの指針である「高松市健康都市推進ビジョン」（平成26年3月策定）について、今後の健康づくり対策の充実とより効果的な推進を図るため、31年3月に中間見直し版を策定した。

本見直し版では、今後取り組むべき健康課題を整理するとともに、目標項目の見直しや施策・事業の拡充を行い、本計画の基本理念である「全ての市民が共に支えあい、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」を目指し、市民の健康づくりに取り組んでいくこととしている。

令和元年度においては、健康づくり実践団体活動推進事業及び禁煙・受動喫煙防止出前講座等の取組を行うとともに、「広報高松」やホームページ等で、広く市民に健康情報の周知啓発に努めた。

また、「トリムの祭典」に参加し、健康チェック及びミニウォークラリーを実施する等、計画の推進を図った。

(4) 骨髄等移植ドナー支援事業

骨髄・末梢血管細胞移植の推進及びドナー登録の増加を図ることを目的として、移植のための骨髄等を提供した者及びドナーを雇用している事業所に対し、助成金を交付する事業を平成28年8月から開始した。

骨髄等移植ドナー支援事業に係る助成金交付状況 (単位：件)

年度		29	30	元
助成件数	ドナー	1	6	5
	事業所	1	4	2

(3) 結核予防業務

地区保健委員会等の協力を得て一般住民（65歳以上）を対象に、各地区をきめ細かく巡回し胸部X線間接撮影を実施するとともに、昼間受診できない市民のため、巡回夜間撮影を行うなど、検診の充実に努めている。

(単位：人)

年度	実施回	対象者数	受診者数	受診率 (%)	精密検査受診者数	発見者数	
						結核患者	結核発病のおそれがある者
27	198	110,344	14,631	13.3	—	—	—
28	153	113,108	13,857	12.3	—	—	—
29	143	114,411	13,364	11.7	—	—	—
30	137	116,510	13,991	12.0	—	—	—
元	133	117,755	13,309	11.3	—	—	—

(4) 保健指導業務

母子保健対策として、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない保健サービスの提供により、母子の健康の保持増進に努めている。特に乳児の健全な育成環境の確保を図るため、こにちは赤ちゃん事業として、生後間もない乳児がいる全家庭を対象に助産師や保健師が個別訪問し、母子の養育環境等の把握や助言を行うとともに、支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業等の適切な育児支援サービスにつなげている。なお、平成28年4月から「高松市子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から出産、子育てにおけるワンストップ拠点として、保健師等の専門職である母子保健コーディネーターが総合相談支援を行っている。

また、成人保健対策として、脳血管疾患・心臓病・糖尿病・がん等いわゆる生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を促すため、健康手帳の交付、健康教育・健康相談の開催、がん検診を実施するとともに、食生活の改善等を行っている。さらに、20年度からは、従来の基本健康診査にかわり、国民健康保険加入者に特定健康診査を実施し、その結果に基づき特定保健指導を行っている。

一方、「みずからの健康は、みずからが守り高める」を基調に、市民の生涯にわたる健康づくりを推進するため、25年度から28年度まで、「健康チャレンジ事業」を実施し、地域コミュニティ協議会及び事業所、個人及びグループ等が各々の特性を生かした健康づくりに取り組んだ。29年度には、生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、市民が継続的に運動習慣を身につけることを目的に、地域コミュニティ協議会及び地区保健委員会の協力を得て、44地域コミュニティ協議会のエリアごとに、「高松市健康づくりウォーキングマップ」を作成した。引き続き30年度において、当該マップを活用したウォーキングによる健康増進

の普及に努めた。さらに、30年度からは、運動習慣の継続を図るため、地域及び企業・事業所等の職域に健康運動指導士を派遣し、運動教室を開催している。

また、保健師が各地区を担当し、地区保健組織と協力して、地域に密着したきめ細かな保健指導を行い、地域住民の生涯を通じての健康づくりの増進に努めている。

ア 親子の健康づくり

(ア) 妊婦一般健康診査

(単位：人)

区分 年度	受診延べ人員		検査結果内訳					
			異常を認めず	要訪問指導	要経過観察	要精密健診	要治療	その他
27	医療機関	42,579	37,446	0	1,479	125	3,449	80
	助産所	335	293	0	42	0	0	0
28	医療機関	42,954	37,497	0	1,313	102	3,961	81
	助産所	467	455	0	12	0	0	0
29	医療機関	41,778	36,423	0	1,586	134	3,558	77
	助産所	427	415	0	12	0	0	0
30	医療機関	38,055	33,220	0	1,054	154	3,598	29
	助産所	426	420	0	5	0	0	1
元	医療機関	37,468	32,031	0	1,157	215	4,032	33
	助産所	542	536	0	6	0	0	0

(イ) 妊婦歯科健康診査

(単位：人)

区分 年度	受診人員	健診結果			
		異常を認めず	要指導	要精密健診	要治療
27	1,542	115	98	1,329	—
28	1,683	145	100	1,438	—
29	1,704	158	102	1,444	—
30	1,594	144	104	1,346	—
元	1,636	166	125	1,345	—

(注) 健診結果については重複あり

(ウ) 乳児一般健康診査

(単位：人)

区分 年度	受診延べ人員	検査結果内訳						
		異常を認めず	要訪問指導	要経過観察	要精密健診	要治療	既医療	その他
27	6,582	5,970	15	225	50	116	206	0
28	5,693	5,077	16	234	55	125	186	0
29	6,221	5,469	10	312	58	146	226	0
30	5,987	5,401	6	212	57	108	203	0
元	5,759	5,120	11	257	46	161	175	0

※健診結果については重複あり

(エ) 1歳6カ月児健康診査

区分 年度	実施回数 (回)	対象人員 (人)	受診人員 (人)	受診率 (%)	一般 (人)						歯科 (人)			
					異常なし	要指導	要経過観察	要精密健診	要治療	治療中	異常なし	要指導	要経過観察	要治療
27	82	3,878	3,606	93.0	2,192	587	520	80	41	186	2,916	601	43	44
28	74	3,790	3,530	93.1	2,070	582	565	98	30	185	2,758	684	36	51
29	61	3,620	3,373	93.2	2,438	—	588	132	20	195	2,713	611	20	29
30	62	3,675	3,459	94.1	2,301	—	854	112	18	174	2,804	596	32	26
元	58	3,323	3,172	95.5	2,127	—	728	94	11	212	2,566	534	51	21

※平成27年度：歯科は2人が未受診、28年度：歯科は1人が未受診、29年度：未受診なし、30年度：歯科は1人未受診、31年度 未受診なし

29年度結果票の様式変更に伴い、集計結果総合判定項目が変更となった。

※平成29年1月より高松市保健センター（桜町）のみで実施

(オ) 3歳児健康診査

区分 年度	実施回数 (回)	対象人員 (人)	受診人員 (人)	受診率 (%)	一般 (人)						歯科 (人)			
					異常なし	要指導	要経過観察	要精密健診	要治療	治療中	異常なし	要指導	要経過観察	要治療
27	85	3,914	3,465	88.5	1,611	707	320	492	37	298	2,043	577	209	627
28	74	3,961	3,492	88.2	1,739	649	321	431	27	325	2,121	601	147	622
29	60	3,829	3,477	90.8	2,195	—	420	590	23	249	2,114	604	190	564
30	62	3,725	3,372	90.5	2,078	—	484	521	23	266	2,063	619	181	494
元	61	3,582	3,324	92.8	1,906	—	459	634	10	315	2,024	676	167	444

※平成27年度：歯科は9人が未受診、28年度：歯科は1人が未受診、29年度：歯科は5人が未受診、30年度：歯科は15人が未受診、31年度：歯科は13人が未受診。平成29年度結果票の様式変更に伴い、集計結果総合判定項目が変更となった。

※29年1月より高松市保健センター（桜町）のみで実施

(カ) 幼児歯科健康診査

a 集団健康診査

区分 年度	回数 (回)	人員 (人)
27	58	1,081
28	12	88

b 個別健康診査（医療機関へ委託）

年度	対象人員 (人)	受診人員 (人)	受診率 (%)
28	6,167	2,098	34.0
29	3,765	1,969	52.3
30	3,809	1,987	52.2
R1	3,644	2,017	55.4

※平成27年度まで集団健康診査、28年度から個別健康診査（医療機関へ委託）となる。28年度は個別健診と親



子の歯の健康教室（集団）を実施した。

(キ) 健康教育

年度	妊産婦		乳幼児		思春期・女性		歯科保健		合計	
	回数 (回)	人員 (人)	回数 (回)	人員 (人)	回数 (回)	人員 (人)	回数 (回)	人員 (人)	回数 (回)	人員 (人)
27	17	654	552	11,815	1	45	214	6,589	784	19,103
28	29	855	521	11,772	2	98	125	4,573	677	17,298
29	30	965	396	8,421	22	500	66	4,188	514	14,074
30	37	1081	386	8,336	5	184	64	3,396	492	12,997
元	27	799	353	6,667	4	117	52	2,700	436	10,283

(ク) 乳幼児相談

年度	回数 (回)	人員 (人)
27	1,265	11,063
28	1,154	8,778
29	961	6,897
30	980	6,875
元	916	6,688

※29年度より、乳幼児相談を予約制とした。

(ケ) 事務所相談

(単位：人)

年度	母性	乳幼児	思春期・女性	合計
27	5,001	4,908	899	10,808
28	8,528	5,013	691	14,232
29	10,303	5,995	808	17,106
30	10,767	7,633	930	19,330
元	11,217	7,528	1,003	19,748

(コ) 家庭訪問実施状況

(単位：人)

年度	妊婦	産婦	新生児	未熟児	低体重児	乳児	幼児	心身障害児	長期療養児	その他	合計
27	89	3,723	2,582	61	70	1,295	315	23	3	267	8,428
28	131	3,886	2,492	61	103	1,412	420	23	6	402	8,936
29	110	3,927	2,496	85	178	1,404	547	31	3	541	9,322
30	121	3,713	2,300	80	155	1,365	561	41	2	652	8,990
元	123	3,570	2,168	75	200	1,281	560	23	1	619	8,620

※助産師、嘱託保健師による訪問を含む。

(カ) 医療給付

(元年度)

事業名	内容	給付実績
未熟児養育医療費	入院養育が必要な1歳未満の未熟児に対する医療費の給付	381件 26,428,981円
自立支援医療(育成医療費)	身体に障害のある、またはおそれのある18歳未満の児童で治療効果のある児童に対する医療費の給付	298件 6,371,260円
小児慢性特定疾病医療費	小児慢性特定疾病に罹患している18歳または20歳未満の児童に対する医療費の給付	4,976件 87,629,910円

(シ) 不妊治療費助成

(令和元年度)

不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されず、高額のコストがかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

事業名	助成対象	給付実績
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）	550件 110,638,003円
一般不妊治療費助成事業 (令和元年10月～事業開始)	一般不妊治療（人工授精）	79件 1,496,355円

(ス) 支援プランの策定

手厚い支援や継続的な支援が必要と判断される妊産婦等に対し、支援プランを策定した。

平成29年度 支援プラン策定件数 84件

30年度 支援プラン策定件数 271件

イ 成人の健康づくり

(ア) 健康手帳の交付

健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載するものとし、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため交付する。

a 対象者：40歳以上の者

b 交付方法：がん検診、健康相談などの保健事業を通じて、希望者に交付

(イ) 健康教育

年度	区分	生活習慣病		歯科保健		高齢者の健康づくり		合計	
		回数(回)	人員(人)	回数(回)	人員(人)	回数(回)	人員(人)	回数(回)	人員(人)
27		382	13,201	64	1,902	463	13,278	909	28,381
28		427	13,087	57	1,447	98	3,497	582	18,031
29		390	11,604	53	1,646	120	4,200	563	17,450
30		672	19,921	32	960	198	5,591	902	26,472
元		586	16,371	29	921	133	4,570	748	21,862

a 糖尿病予防教室

糖尿病予備群に属する人で40歳から67歳までを中心に医師・管理栄養士・健康運動指導士・歯科衛生士の講義や実技、グループワークを通じて、参加者が糖尿病について正しく理解し、主体的に糖尿予防に取り組んだ。

・参加数：延べ102人（2会場4回コース）

b 慢性腎臓病（CKD）予防対策

令和元年度特定健康診査の結果、腎機能の状態を示す（尿蛋白・eGFR）値が低下している人を対象に慢性腎臓病の進行や人工透析治療の導入を遅らせることを目的に健康教室を実施した。

・参加数：149人（3会場）

## (ウ) 健康相談

年度	区分	生活習慣病		歯科保健		高齢者の健康づくり		合計	
		回数(回)	人員(人)	回数(回)	人員(人)	回数(回)	人員(人)	回数(回)	人員(人)
27		213	6,802	59	398	118	2,207	390	9,407
28		171	6,734	46	285	27	315	244	7,334
29		146	7,448	6	64	59	644	211	8,156
30		209	6,916	6	50	1	15	216	6,924
元		190	6,640	7	101	15	94	216	6,863

## (エ) 事務所相談

(単位：人)

年度	区分	生活習慣病	高齢者の健康づくり	難病	その他の疾患	合計
27		2,939	72	500	978	4,489
28		2,310	42	408	2,165	4,925
29		2,724	46	386	1,250	4,406
30		2,061	42	449	1,246	3,802
元		2,536	39	419	1,119	4,113

## (オ) 健康診査

医療保険非加入者対象の健康診査を実施する。

- a 対象者：40歳以上の医療保険非加入者
- b 実施時期：7月から10月までの4カ月間
- c 実施場所：市内の実施医療機関
- d 診査内容：74歳までの方は、特定健康診査、75歳以上の方は、後期高齢者健康診査の内容

(単位：人・%)

年度	対象人員	受診人員	受診率	判定区分別人員				
				異常認めず	要指導	要医療	要観察	治療中
27	4,326	828	19.1	56	67	70	119	516
28	4,293	735	17.1	57	71	78	101	428
29	4,373	733	16.8	53	67	85	93	435
30	4,405	716	16.3	44	59	67	99	447
元	4,524	737	16.3	46	54	87	98	452

## (カ) 健康診査対象者に対する保健指導

健康診査の結果、動機づけ支援・積極的支援に階層化された方に、メタボ予防のために生活習慣改善の保健指導を行う。

(単位：人・%)

年度	積極的支援			動機づけ支援			合計		
	対象者	終了者	率	対象者	終了者	率	対象者	終了者	率
27	32	3	9.4	33	5	15.2	65	9	12.3
28	23	5	21.7	30	2	6.7	53	7	13.2
29	33	2	6.1	25	5	20.0	58	7	12.1
30	26	6	23.1	27	4	14.8	53	10	18.9
元	22	6	27.3	20	0	0	42	6	14.3

※令和元年度の終了者数は、暫定数字

30年度以降の動機づけ支援には、動機づけ支援相当を含む。

(キ) 肝炎ウイルス検診

a 対象者：健康診査の受診者で、次に該当する希望者

①節目検診—40歳の節目の者 ②節目検診以外の者—今までに肝炎ウイルス検診を受けたことがない者、特定健康診査において、GPT値により要指導と判定された者

b 実施期間：7月から10月までの4カ月間・実施場所：市内の内科医院及び病院

(単位：人・%)

項目 年度	区分	対象者	受診者	受診率(%)	C型肝炎ウイルス検査		HBs抗原検査	
					感染している 可能性が高い	感染していない 可能性が高い	陽性	陰性
27	節目	7,208	1,065	14.8	2 (0.2)	1,063 (98.0)	4 (0.4)	1,060 (99.3)
	節目以外	-	763	-	7 (0.9)	756 (99.1)	4 (0.5)	759 (99.5)
	合計	-	1,828	-	9 (0.5)	1,819 (99.5)	8 (0.4)	1,819 (99.5)
28	節目	6,736	570	8.5	0	569 (99.8)	1 (0.2)	569 (99.8)
	節目以外	-	653	-	9	644 (98.6)	7 (1.1)	645 (98.8)
	合計	-	1,223	-	9 (0.7)	1,213 (99.2)	8 (0.7)	1,214 (99.3)
29	節目	6,356	531	8.4	0	531 (100.0)	2 (0.4)	529 (99.6)
	節目以外	-	558	-	4 (0.7)	554 (99.3)	3 (0.5)	555 (99.5)
	合計	6,356	1,089	-	4 (0.4)	1,085 (99.6)	5 (0.5)	1,084 (99.5)
30	節目	11,795	1,099	9.3	0	1,099 (100)	3 (0.3)	1,096 (99.7)
	節目以外	-	468	-	1 (0.2)	467 (99.8)	2 (0.4)	466 (99.6)
	合計	11,795	1,567	-	1 (0.1)	1,566 (99.9)	5 (0.3)	1,562 (99.7)
元	節目	5,746	660	11.5	0	660 (100)	1 (0.2)	658 (99.8)
	節目以外	-	426	-	1 (0.2)	425 (99.8)	3 (0.7)	423 (99.3)
	合計	5,746	1,086	-	1 (0.1)	1,085 (99.9)	4 (0.4)	1,081 (99.6)

## (ク) がん検診

(単位：回・人・%)

種別・年度		区分	実施回数	受診人員	受診率	要精密検査人員
胃がん	集団検診	27	141(2)	8,162(16)		600
		28	135(2)	7,337(16)		569
		29	125(2)	7,016(11)		588
		30	120(2)	6,810(12)		438
		元	119(2)	6,468(12)		513
	個別検診	27	-	(エックス線)135 (内視鏡)740	(集団と個別)7.8	13 95
		28	-	(エックス線)83 (内視鏡)783	(集団と個別)3.2	8 91
		29	-	(エックス線)99 (内視鏡)1,292	(集団と個別)3.3	15 185
		30	-	(エックス線)85 (内視鏡)1,351	(集団と個別)3.2	12 143
		元	-	(エックス線)110 (内視鏡)1,432	(集団と個別)3.1	13 139
子宮頸がん	集団検診	27	11	294		4
		28	11	229		2
		29	11	249	-	0
		30	6	232		2
		元	8(2)	202(9)		1
	個別検診	27		13,157	(集団と個別)29.6	360
		28		13,390	(集団と個別)14.9	321
		29	-	12,763	(集団と個別)14.3	268
		30		13,529	(集団と個別)15.1	362
		元		13,680	(集団と個別)15.2	313
肺がん	集団検診	27	198(2)	21,499(17)	18.5	182
		28	153(2)	19,537(25)	7.7	190
		29	143(2)	18,841(22)	7.4	113
		30	137(2)	19,056(28)	7.4	197
		元	133(2)	17,999(24)	7.0	214
乳がん	集団検診	27	13(1)	343(14)		16
		28	13(2)	245(8)		11
		29	9(2)	232(17)	-	12
		30	8(2)	215(8)		11
		元	8(2)	191(8)		7
	個別検診	27		10,891	(集団と個別)30.6	580
		28		11,141	(集団と個別)16.8	594
		29	-	11,158	(集団と個別)16.7	493
		30		11,810	(集団と個別)17.5	462
		元		12,076	(集団と個別)17.7	500
大腸がん	個別検診	27		44,030	(集団と個別)38.0	4,184
		28		36,755	14.5	3,567
		29	-	36,398	14.2	4,076
		30		34,172	13.3	3,202
		元		34,749	13.4	3,374
前立腺がん	個別検診	27		17,345	44.1	721
		28		14,973	17.5	605
		29	-	14,844	17.3	559
		30		14,065	16.2	576
		元		14,561	16.6	571

※胃がん集団検診・肺がん集団検診・乳がん集団検診の実施回数・受診人員の( )内は済生丸検診での実績

※国の地域保健・健康増進事業報告の変更に伴い、平成28年度よりがん検診の対象者を高松市住民全体とする。

(ク) 成人歯科健康診査

歯科保健の意識啓発及び8020運動の推進を図る。

- a 対象者：毎年4月1日現在で満30歳・40歳・50歳・60歳・65歳・70歳の全市民
- b 実施期間：7月から2月までの8カ月間
- c 実施場所：市内の歯科医療機関
- d 診査内容：問診・診察・口腔保健指導

(単位：人・%)

年度	対象人員	受診人員	受診率	判定区分		
				異常なし	要指導	要精検
27	34,238	6,227	18.2	316	281	5,630
28	31,953	5,399	16.9	430	1,625	3,344
29	32,567	5,198	16.0	352	1,536	3,310
30	34,087	5,206	15.3	429	1,681	3,096
元	34,410	5,441	15.8	430	1,846	3,165

※歯周病検診マニュアル改定に伴い、平成28年度より判定区分の「要指導」「要精検」の判定項目が変更になった。

(ク) 訪問指導

対象者の心身の状況、その置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要であると認めた者（精神症状・行動異常を有する者を除く。）に対し、在宅で適切な保健指導を行う。

- a 対象者
  - ・ 各種健康診査の結果、要事後指導者
  - ・ 在宅寝たきり者及び虚弱高齢者
  - ・ 心身障害者
  - ・ 他市町及び医療機関からの依頼による者
  - ・ その他保健指導が必要な者
- b 従事者：保健師、栄養士、歯科衛生士等

c 訪問指導延べ人員

(単位：人)

年度	区分	生活習慣病	閉じこもり予防	介護家族	寝たきり者	認知症	難病	心身障害者	その他の疾患	(再掲) 独居	合計
27		1,164	166	132	7	5	300	39	86	65	1,899
28		868	182	169	8	9	244	37	74	93	1,591
29		602	186	113	7	6	254	16	20	17	1,204
30		970	192	153	7	12	207	26	29	124	1,596
元		1,116	224	140	5	20	211	16	24	122	1,756

ウ こころの健康

(ア) 健康教育

こころの健康づくりに関する普及・啓発や相談、精神障害者の社会参加への支援を実施している。また、近年の自殺者の増加に伴い、平成21年度から自殺対策推進事業として、自殺予防のための啓発事業や相談の充実に取り組み、庁内関係課の連絡会を開催し、庁内での連携に努めている。

さらに、平成31年3月には「高松市自殺対策計画」を策定し、保健センターや庁内だけでなく、他

の関係機関や民間団体とも連携しながら、市全体が一丸となって自殺対策に取り組んでいく体制を整えた。

(単位：回・人)

種別	年度	28		29		30		元	
		実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員
こころの健康セミナー		4	263	4	267	7	370	7	299
統合失調症家族教室		5	86	5	122	5	79	5	80
アルコール問題を考える家族のつどい		11	79	11	95	11	87	12	87
うつ病家族教室		4	39	4	37	4	32	5	80
ピアサポート事業		2	24	1	6				
こころの健康づくり啓発等(自殺予防等)		122	4,994	76	4,354	114	5,332	125	5,660
合計		148	5,485	101	4,881	141	5,900	154	6,206

(イ) デイケア

(単位：回・人)

実施場所	年度	28		29		30		元	
		回数	参加延人数	回数	参加延人数	回数	参加延人数	回数	参加延人数
さくらクラブ(保健所)		49	454	50	451	50	442	43	395

(ウ) こころの健康相談・訪問指導実施状況

年度	区分	来所相談(人)		訪問指導(人)		電話相談(件)	相談等延べ人員(人)
		実人員	延べ人員	実人員	延べ人員		
27		219	518	180	733	3,752	5,003
28		175	404	235	779	3,679	4,862
29		204	517	225	857	3,841	5,215
30		228	686	216	929	5,650	7,265
元		226	676	263	863	6,885	8,424

エ 難病対策

(ア) 難病患者地域支援ネットワーク事業

難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図っている。

a 保健師等による指導(延べ人員)

(単位：人)

年度	区分	訪問指導	相談	電話相談
29		254	22	364
30		207	29	420
元		212	27	390

b 来所相談内容内訳

(単位：人)

年度	区分	実人員	延べ人員								合計	
			申請等の相談	医療	家庭看護	福祉制度	就労	就学	食事栄養	歯科		その他
29		9	3	4	7	5	2	0	0	0	5	26
30		11	5	10	9	7	2	0	3	0	6	42
元		11	3	9	4	5	1	0	1	0	7	30



c 医療講演会・相談会事業 (単位：人)

テーマ	相談担当者	回	参加者
多発性硬化症／視神経脊髄炎について 難病患者のためのこころのケア講座 難病患者を支える家族のためのこころのケア講座	医師 臨床心理士・公認心理師 臨床心理士・公認心理師	3	35
就労相談会	相談員	3	2

d 難病患者・家族の交流会 (単位：人)

内容	講師	回	参加者
多発性硬化症／視神経脊髄炎患者とその家族 在宅難病患者 難病患者の家族	医師 臨床心理士・公認心理師 臨床心理士・公認心理師	3	35

e 訪問看護師等育成事業 (単位：人)

内容	講師	回数	参加者
難病患者に関わる支援者のためのこころのケア講座	臨床心理士・公認心理師	1	29

f 訪問指導(診療)事業 (単位：人)

対象疾患	従事者	回数
令和元年度は実施せず		0

(イ) 関係者会議

難病患者の在宅療養を支援するため、ケアマネジメント会議・ケース会議等に参加し、保健・医療・福祉関係者の連携を図るとともに、処遇等を検討している。 (単位：回、人)

対象疾患	回数	出席人員
筋萎縮性側索硬化症	2	16
筋ジストロフィー	4	50
多系統萎縮症	1	6
黄斑ジストロフィー	1	7
レノックスガストー症候群	1	5
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	10	111

(ウ) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性疾患のうち、特定疾患で治療が長期にわたり、児童の健全な育成を阻害する疾患に罹患している児童を対象に、医療の給付を行っている。また、対象患者に対して、一貫した治療・指導を行うとともに、緊急時の医療機関への連絡などのため、小児慢性特定疾病児童手帳を交付している。

a 小児慢性特定疾病医療費助成制度対象者 (単位：人)

年度	27	28	29	30	元	年度	27	28	29	30	元
悪性新生物	41	48	48	47	51	血液疾患	8	10	11	9	12
慢性腎疾患	38	33	32	29	22	免疫疾患	9	7	4	4	3
慢性呼吸器疾患	3	4	6	5	6	神経・筋疾患	29	30	34	35	33
慢性心疾患	29	35	36	36	39	慢性消化器疾患	16	19	25	34	38
内分泌疾患	172	169	166	144	139	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	2	3	2	2	3
膠原病	8	10	9	11	9	皮膚疾患	0	0	0	0	0
糖尿病	23	23	23	23	22	骨系統疾患				7	6
先天性代謝異常	21	18	14	18	17	脈管系疾患				2	1
						合計	399	409	410	406	401

オ その他保健事業

(ア) 健康教育

(単位：回・人)

年度	結核		感染症		医事・薬事		地区組織活動		合計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
27	1	60	34	1,879	2	150	30	1,424	67	3,513
28	0	0	21	883	6	284	11	559	38	1,726
29	0	0	11	398	9	2,806	13	386	33	3,590
30	1	50	24	883	10	491	5	225	40	1,649
元	2	150	36	1,217	9	254	6	323	56	1,944

(イ) 事務所相談

(単位：人)

年度	区分	結核	感染症	肝炎ウイルス
27		0	1	8
28		0	1	18
29		0	10	9
30		0	4	2
元		0	84	0

(ウ) 訪問指導

(単位：人)

年度	区分	結核	感染症
27		0	1
28		0	0
29		0	0
30		0	0
元		0	0

(エ) 栄養指導

特定多数の者に、継続的に食事を提供する施設で従事する管理栄養士等に対して、栄養効果の十分な食事を提供するために、研修会の開催や、個別の巡回指導を実施するほか、調理師等を対象に、衛生管理等の知識を習得するための研修会等を実施している。

栄養指導・給食施設指導実施状況

(元年度)

区分	栄養指導		給食管理指導延べ施設数
	個別指導延べ人員 (人)	集団指導延べ人員 (人)	
実績	326	512	364

(オ) 原爆被爆者健康診断

原子爆弾被爆者の健康の保持増進を図るため、医療機関で健康診断を実施している。

(元年度 単位：人・%)

区分		対象人員	受診人員	受診率
定期健診	第1回	124	29	23.4
	第2回	123	13	10.6
希望健診	一般検査	-	13	-
	がん検査	-	76	-

(カ) 献血状況

献血思想の普及及び献血事業の推進を図るため、献血を実施する。献血に対する市民の理解を深めるとともに、献血に参加しやすい環境づくりを進め、病気やけがに必要な輸血用血液の安定確保を図るため、昭和57年7月1日から毎月第1土曜日を「高松市民献血の日」と制定している。また、献血量の少なくなる2月には記念行事を実施して啓発に努めている。

(単位：人)

年度	区分	地区献血		市民献血の日
		回数	採血者数	採血者数
29		25回	854	69
30		21回	955	70
元		20回	890	78